

「北区 緑の基本計画」(案)

平成 21 年 12 月

■北区 緑の基本計画（案） 目次

●序 章 北区緑の基本計画改定の概要と基本的な考え方	01
I. 「北区緑の基本計画」の改定経緯	02
II. 「北区緑の基本計画」改定の視点	04
III. 計画の基本的な考え方	05
1. 計画の目的と位置づけ	05
2. 計画の推進主体	06
3. 計画の対象区域	06
4. 計画の目標年次	06
5. 「緑」に関する用語	06
1) 「緑」	06
2) 「緑被率」	07
6. 北区緑の基本計画改定の流れ	08
●第1章 北区の緑の現況	09
I. 北区の緑の現況	10
1. 緑の「量」の現況	10
1) 緑被率の状況	10
2) 緑被の推移	15
3) 樹林の現況と推移	17
4) 屋上緑化の現況と推移	22
5) 大径木の現況と推移	23
6) 生け垣の現況と推移	25
7) 壁面緑化の推移	27
8) 緑の「配置（ネットワーク）」の現況	28
2. 緑の「質」の現況	31
1) 植物調査結果の概要	31
2) 調査地ごとの結果	32
3) 貴重種	33
4) 外来種	34

●第2章 北区の緑の課題		35
I.	背景となる時代の潮流・新たな課題	36
1.	緑をめぐる現代の潮流	36
2.	温暖化問題への対応	36
1)	地球環境問題の現状	36
2)	温室効果ガスの吸収	37
3)	ヒートアイランド現象への対応	37
3.	生物多様性の保全・再生上の課題	39
1)	生物多様性とは	39
2)	日本の生物多様性の危機	39
3)	第3次生物多様性国家戦略における4つの基本戦略	39
4.	上位・関連計画における位置付け	40
1)	関連法令	40
2)	東京都等の計画	41
3)	北区の上位・関連計画	42
II.	北区が大切にしている、緑に対する視点	43
III.	北区の緑の評価	44
1.	6つの視点からの評価	44
1)	地球環境保全機能	44
2)	生物多様性保全機能	45
3)	レクリエーション機能	46
4)	景観形成	48
5)	防災機能	49
6)	コミュニケーション機能	50
2.	区民による評価	51
1)	区民意識・意向調査	51
2)	「みどりの協力員」による評価	52
IV.	北区の緑にかかわる課題	57
1.	地球環境保全に関する課題	57
1)	地域の緑の保全・創出	57
2)	水系の保全・回復	57
2.	生物多様性保全に関する課題	57
1)	生きものの生息地（ハビタット）としての緑の保全・創出	57
2)	植物群落の多様性向上	58
3)	ネットワークの保全・創出	58
4)	在来種の保全	58
5)	外来種対策	58

3. レクリエーションに関する課題	-----	59
1) 公園の適正配置と不足地域への対応	-----	59
2) 個性あふれる公園づくり	-----	59
3) 家庭での緑づくり	-----	59
4. 景観形成に関する課題	-----	59
1) 北区らしい緑の景観づくり	-----	59
5. 防災機能に関する課題	-----	60
1) 防災に寄与する緑づくり	-----	60
6. コミュニケーションに関する課題	-----	60
1) 広報・場づくり	-----	60
2) 環境学習・環境教育	-----	60
3) 区民参加	-----	61
4) 協働による管理運営	-----	61

●第3章 緑づくりの基本方針		63
I. 緑づくりの基本理念	-----	64
II. 北区の緑の将来像	-----	65
III. 基本方針	-----	67
方針1. <地球環境保全>	-----	67
～ 人と地球にやさしい緑づくり		
方針2. <生物多様性保全>	-----	68
～ 生きものとともに暮らせる緑づくり		
方針3. <レクリエーション>	-----	69
～ ふれあいと楽しみを育む緑づくり		
方針4. <景観形成>	-----	70
～ 北区の個性を引き立てる緑づくり		
方針5. <防災>	-----	71
～ 日常生活の安全・安心を高める緑づくり		
方針6. <コミュニケーション>	-----	72
～ 参加・協力・学びによる緑づくり		
IV. 目標水準	-----	73

●第4章 緑づくりの施策	75
---------------------	-----------

I. 施策の体系	76
II. 施策内容と役割分担	78
[01] 地域の緑の保全	78
[02] 崖地樹林地の保全	79
[03] 生物多様性の保全・再生	80
[04] 水環境の保全	82
[05] 緑のリサイクル	83
[06] 公園等オープンスペースの整備・充実	84
[07] 個性ある公園づくり	85
[08] 景観や防災性を高める緑づくり	86
[09] 緑に関するコミュニケーション活動の活発化	89
[10] 自然や緑に関する学習機会の増加	91
[11] 参加と協力の拡大	93

●第5章 計画の推進にあたって	95
------------------------	-----------

I. 計画の推進体制と役割分担	96
1. 区民・事業者・区の協力にもとづく計画の推進	96
2. 各主体の役割分担	96
II. 進行管理	98
1. 区民・事業者・区の協力にもとづく計画の推進	98
2. 各種施策の実施	98
3. 進捗状況や結果の点検・公表	98
4. 事業・計画の見直し・改定	98

序章

北区緑の基本計画改定の概要 と基本的な考え方

I. 「北区緑の基本計画」の改定経緯

北区では、昭和 59 年に「北区緑の基本構想」を策定し、昭和 60 年に「東京都北区みどりの条例」を制定しました。そして、昭和 62 年には、同条例に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」として、「北区緑の基本計画」を策定しました。

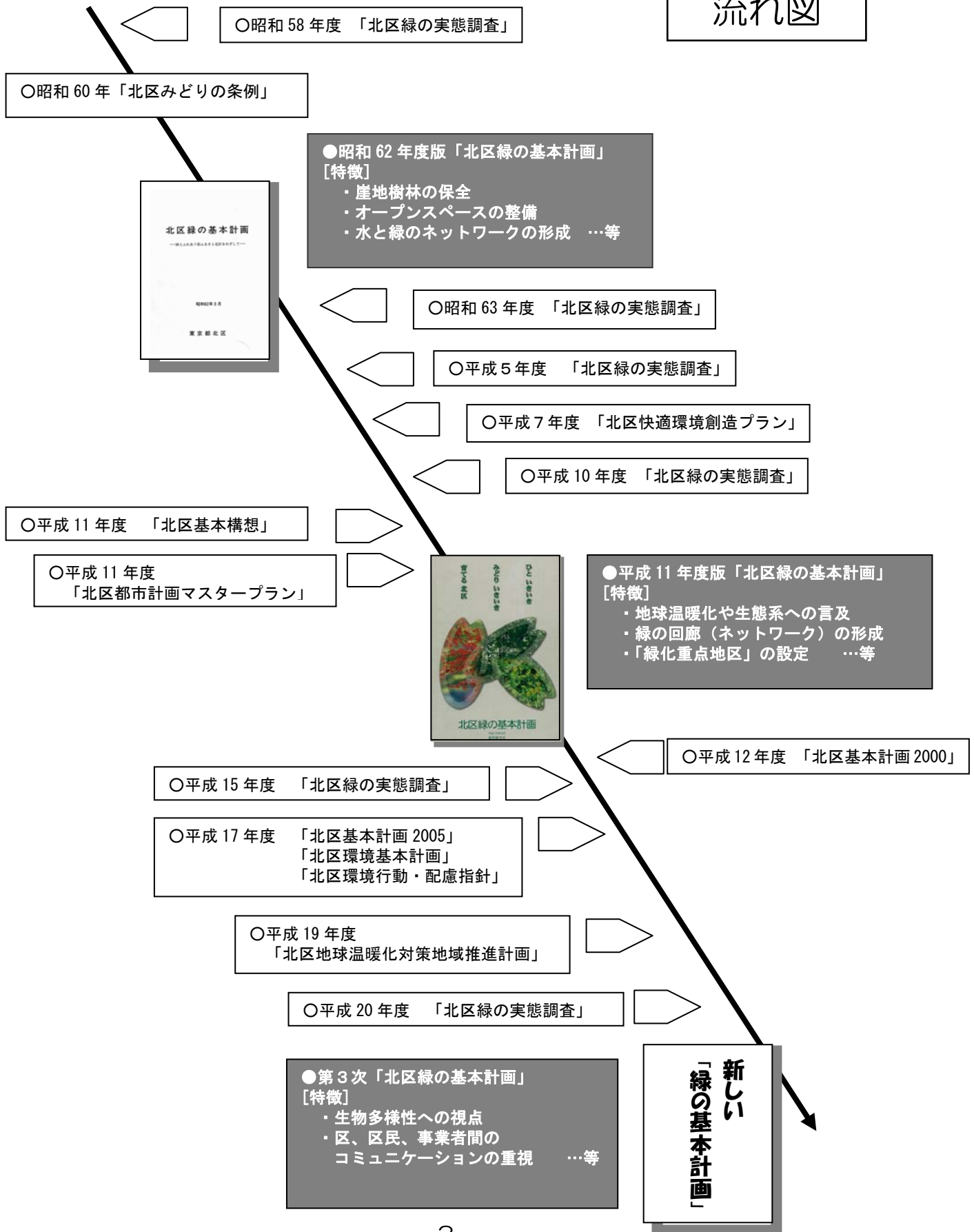
その後、区民・事業者・区が一体となって既存の緑の保全や地域の緑化に取り組んできましたが、阪神淡路大震災を契機とした都市防災の見直しや、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった様々な環境問題などへの関心の高まり、平成 6 年の都市緑地保全法の改正により区市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画が法的に位置づけられたことを受け、北区では、平成 11 年に、その内容を見直し、新たな「北区緑の基本計画」を策定しました。

平成 16 年には、「都市緑地保全法」が大幅に改定され（名称も「都市緑地法」に変更）、各自治体が策定する「緑の基本計画」に位置付ける事項として、「都市公園の整備の方針」が新たに加えられました。すでに北区の緑の基本計画では公園等のオープンスペースの整備方針を取り入れています。これにより、「緑の基本計画」は、緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として、法的にも位置づけ直されたこととなります。また、この改正で、「緑化地域制度」や「地区計画等による緑化率規制制度」などに関する規定が盛り込まれ、制度としての充実も図られています。

そして前回の策定から 10 年がたち、北区の緑の姿も徐々に変化し、北区区民意識・意向調査（平成 20 年（2008 年））では、「現在の北区のイメージ」として、「緑豊かなまち」が 15.5%と第 2 位となり、第 3 位の「ごみごみしているまち（13.2%）」を初めて上回りました。しかし、「望ましい地域の将来像」では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち（53.2%）」が前回調査同様最も多く、区民はさらに緑豊かで自然と親しめるまちを求めていることも、この意識・意向調査からはうかがえます。また、生物多様性の視点の導入など、新たな課題も生じています。

そこで区では、区民、事業者、区の参加により、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくための指針として策定した前回の「緑の基本計画」の理念を基本としながら、都市緑地保全法の改定を踏まえ、新たな課題に取り組むための基本指針として、第 3 次緑の基本計画（以下では単に「北区緑の基本計画」と呼びます）を策定することにしました。

流れ図



Ⅱ. 「北区緑の基本計画」改定の視点

本計画では、最新の社会経済情勢、環境問題等を踏まえ、改定を行いました。その主な特徴は、以下の通りです。

○生物多様性への視点

～ 緑の「質」と「量」、双方への着目

緑に関わる地球的規模の問題として、「地球温暖化」と同様、近年注目されつつある「生物多様性保全」について、その重要性について言及しています。前計画（平成 11 年度版）では、基本方針の一つとして「人や生きものや環境のための緑づくり」や、その中で「豊かな生態系を育む」等の目標が示されていますが、今回の改定では、緑を、生物多様性を根底で支える重要な環境として捉えなおし、その保全を目指した取り組みを北区における緑化の基本方針の一つとして位置づけ、これまで重視してきた「緑の量の拡大」のみならず、北区内の緑を野生生物がいかに利用し、生物多様性の保全に貢献できるかに注目した、「緑の質の改善」を新たな視点として加えています。同時に、重要な施策として、「生物多様性を保全する緑の保全・再生」、「生物多様性に配慮した緑化の促進」、「生物多様性の理解を促進し参加を促す」などの具体的な取り組みを示しています。

○参加の機会・場所の確保

～ 区民を交えた、「学び」や「コミュニケーション」の重視

景気低迷によるコスト削減や省力化、また、少子高齢化による退職者・高齢者層の増加、ボランティアシップをめぐる社会的・制度的な成熟など、様々な社会経済情勢の変化により、緑をめぐる区民の参加・協働のあり方も形を変えつつあります。前計画（平成 11 年度版）では、基本方針の一つとして「区民・事業者・区の参加と協力の推進」や、その中で「参加の場を増やす」等の目標が示されていますが、今回の改定ではこうした視点をより強化・拡大し、情報発信・情報交換、イベントなどのコミュニケーション活動、自然や緑に関する学習機会の増加、区民・事業者の参加と協力の拡大などについて、より細かく検討し、施策を示しています。

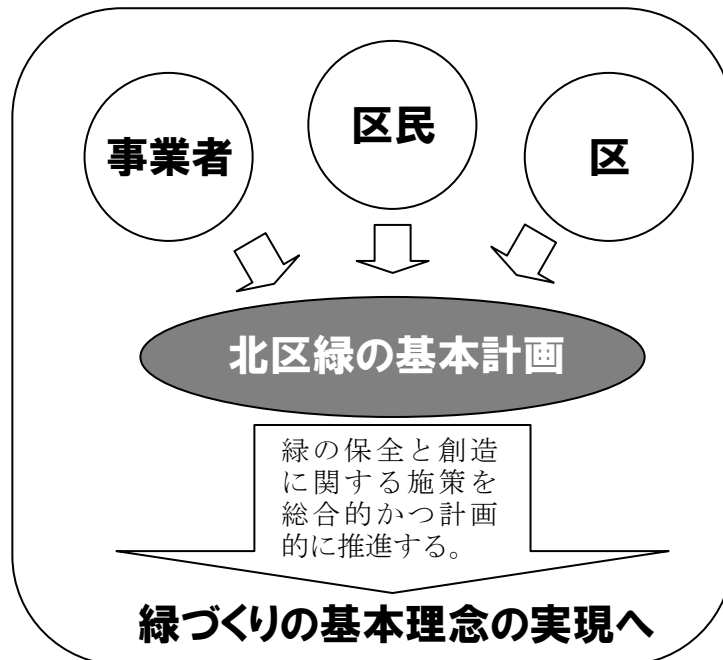
Ⅲ. 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的と位置づけ

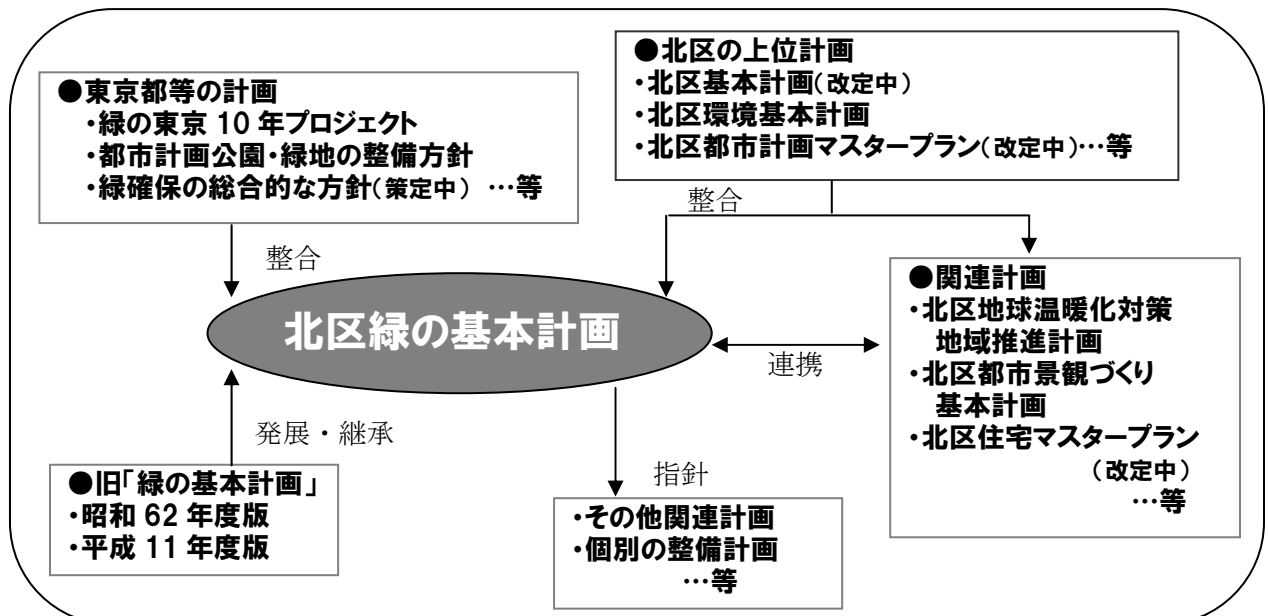
本計画では、緑の保全と創造に関する施策を区民・事業者・区が総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、本計画は、都市緑地法および北区みどりの条例にもとづき策定（改定）されるもので、北区基本計画および北区都市計画マスタープランなどを上位計画とした、緑の視点によるまちづくりの指針となります。

●計画の位置づけ



「北区緑の基本計画」は、区民、事業者、区が協力して進める緑づくりの計画



関連する諸計画との関係

2. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、区民（区民組織を含む）、事業者、区の総体であり、お互いの協力のもと、自主的・積極的な行動を目指します。

3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、北区全域（都市計画区域：20.59k㎡）とします。

4. 計画の目標年次

本計画では、中間年次を平成26年、目標年次を平成31年として設定します。想定する将来事項としては、次表のとおりとします。

●将来推計人口

年次	現況	中間年次	目標年次
	平成21年10月 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)
人口	319,313人	316,324人	307,508人
都市計画 区域	20.59k㎡		

北区人口推計調査報告書（平成20年3月）より

5. 「緑」に関する用語

1) 「緑」

本計画でいう「緑」とは

- ①樹林地、草地、湿地、池沼など、植物が生育している土地
- ②そこに生きる樹木や草花などの植物
- ③それらの生育環境としての土・大気・水
……を含みます。

なお、このような「緑」を保全、創造することを、本計画では「緑づくり」といいます。

2) 「緑被率」

ある区域の中で緑被面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標。
平成 20 年度実施の「北区緑の実態調査」においては、区内の 1 m²以上の緑被を対象としています。

表 序一Ⅲ一1 北区における緑被取得基準 (平成 20 年度「緑の実態調査」より)

対象調査地	取得基準	備考
樹木被覆地	樹木、樹林で覆われた 1 m ² 以上の緑被 抽出は樹冠投影部を取得するものとした 公園の樹木、道路内の樹木(街路樹等) 学校、庁舎等公共施設敷地内の樹木 住宅、事業所、社寺等民有地敷地内の樹木 山林、平地林等の樹林	
草地	草本類で覆われた 1 m ² 以上の緑被 公園、グラウンドの草地 道路の草地 学校、庁舎、自衛隊等公共施設敷地内の草地 住宅、事業所、社寺等民有地敷地内の草地	
河川敷草地	河川敷内における草本類で覆われた 1 m ² 以上の緑被 荒川、隅田川、新河岸川、石神井川等河川敷の草地 河川敷内のゴルフ場、グラウンド、緑地等の草地 堤防の土手の草地	写真上での判断であり 厳密な河川区域とは一致しない
農地	一敷地が農地として利用されている土地 生産緑地地区、田畑、果樹園、苗圃	
屋上緑化	構造物上に植栽された樹木被覆地、草地等 建物の屋上部分の緑化地、バルコニーの緑化地で空中写真から確認できるもの	

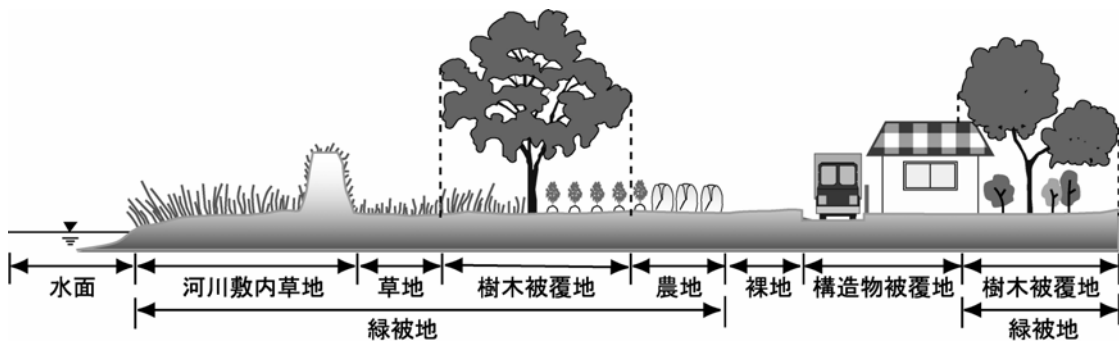
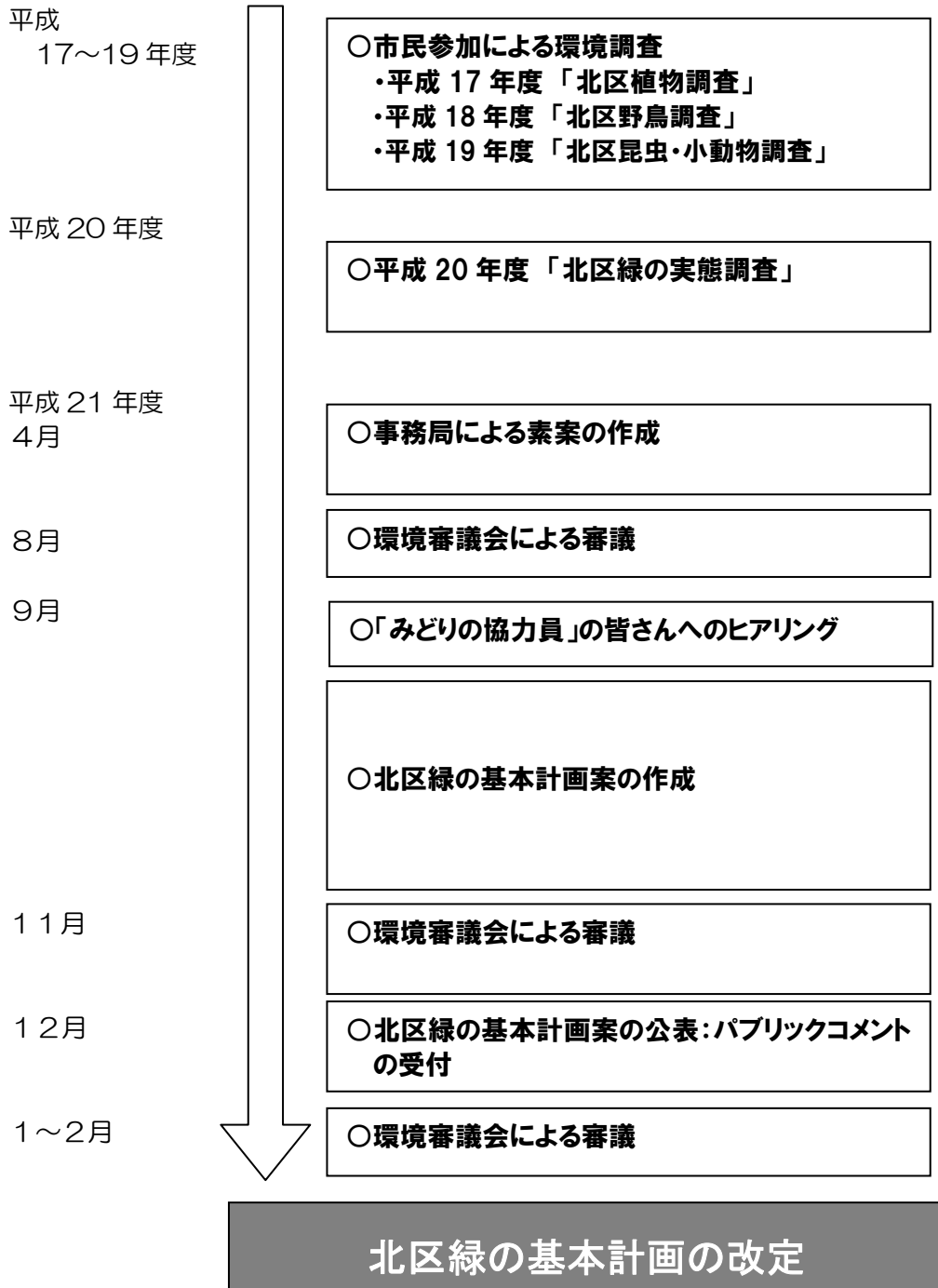


図 序一Ⅲ一1 北区における緑被取得の概念図 (平成 20 年度「緑の実態調査」より)

6. 北区緑の基本計画改定の流れ



第1章

北区の緑の現況

I. 北区の緑の現況

1. 緑の「量」の現況

北区では、昭和58年から5年ごとに、緑の実態調査を実施しています。この実態調査からうかがえる北区の緑の現況とその動態を以下に示します。

1) 緑被率の状況

緑被率とは、調査対象地区の中で緑被が占める面積割合のことで、地区の緑の量を示す指標のひとつです。

今回の調査では、1㎡以上の緑被を抽出しています。その結果によると、1㎡以上の緑被面積は 380.73ha で、緑被率は 18.49%でした。その内訳は樹木被覆地 237.52ha(11.54%)、草地 54.23ha(2.63%)、河川敷草地 81.98ha(3.98%)、農地 0.95ha (0.05%)、屋上緑化 6.05ha (0.29%) でした。

表1-I-1 緑被の内訳 (平成20年度「緑の実態調査」より)

	面積(ha)	割合(%)
樹木被覆地	237.52	11.54
草地	54.23	2.63
河川敷草地	81.98	3.98
農地	0.95	0.05
屋上緑化	6.05	0.29
緑被	380.73	18.49
水面	110.37	5.36
建物・道路等	1,567.90	76.15
区全体	2,059.00	100.00

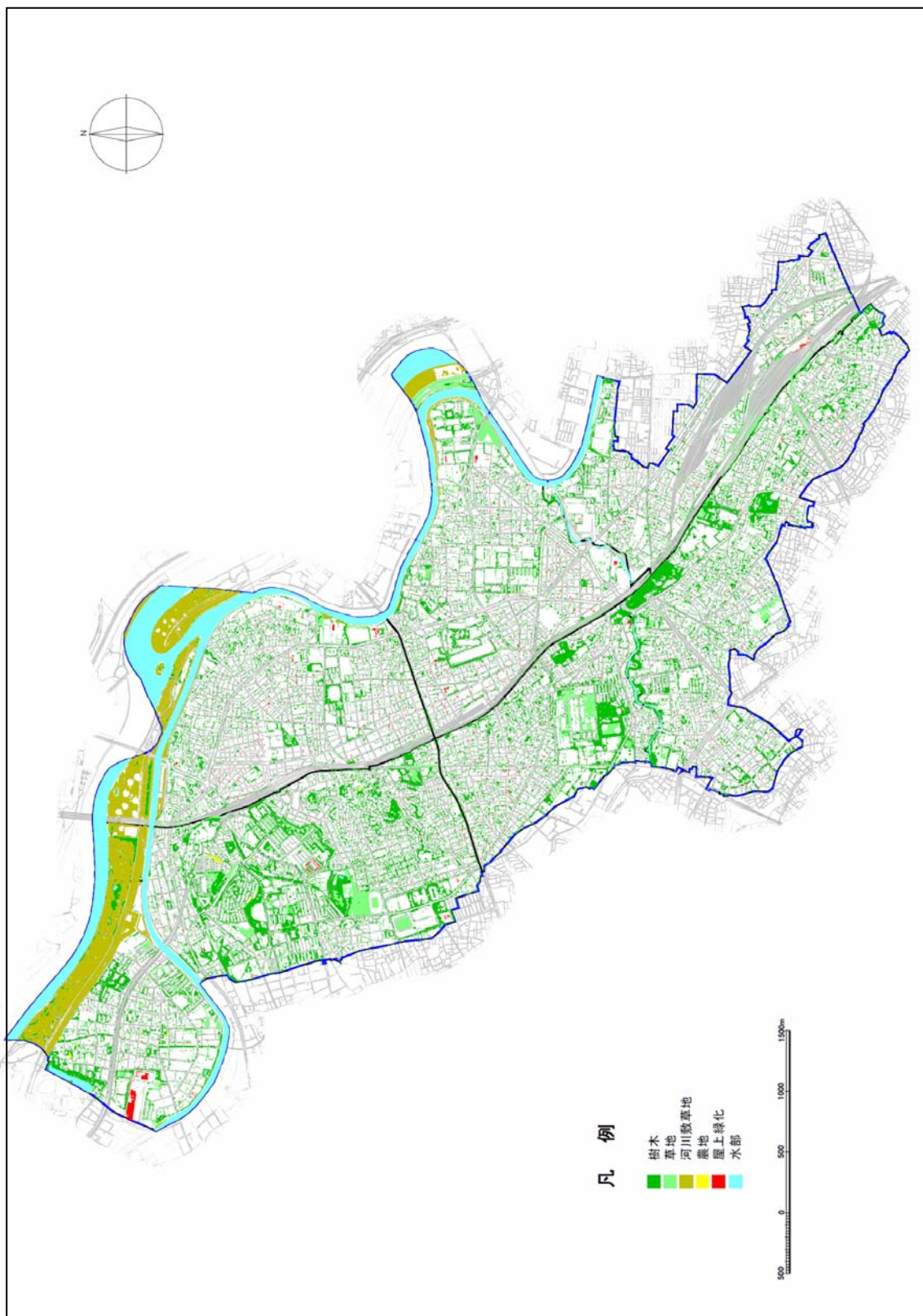


図1—I—1 緑被分布図（平成20年度「緑の実態調査」より）

◆地区別緑被率

地区別の緑被率では、最も高いのは荒川河川敷を含む浮間地区の29.4%で、次いで赤羽西地区の26.4%、王子西地区の19.7%の順でした。最も緑被率が低いのは、尾久操車場を有し住宅等も密集している滝野川東地区（8.7%）でした。

樹木被覆地では、赤羽台・桐ヶ丘の大規模な住宅団地や比較的大きな公園のある赤羽西地区が18.6%と最も高く、区全体の樹木被覆地面積の約3割を占めています。一方、樹木被覆率が最も低いのは赤羽東地区と滝野川東地区の6.3%でした。

草地では、赤羽自然観察公園南側の未利用地（公園予定地）の草地や、都立桐ヶ丘高校の校庭の草地がある赤羽西地区が4.7%と最も高くなっています。また大規模な商業地が形成されている赤羽東地区が最も低くなっています。

河川敷草地は、荒川河川敷を含む浮間地区が15.1%と最も高くなっています。

農地は全体的に少なく、生産緑地地区が指定されている浮間地区と赤羽西地区が0.2%でした。

屋上緑化では、水再生センターの上部利用による公園のある浮間地区が0.8%と最も高く、その他の地区は0.2~0.3%でした。

表1-I-2 地区別の緑被状況（平成20年度「緑の実態調査」より）

地区	地区面積 (ha)	樹木被覆地		草地		河川敷草地		農地		屋上緑化		緑被	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
浮間	208.6	23.47	11.3	4.37	2.1	31.46	15.1	0.33	0.2	1.71	0.8	61.34	29.4
赤羽西	389.0	72.52	18.6	18.25	4.7	10.46	2.7	0.61	0.2	0.89	0.2	102.73	26.4
赤羽東	373.7	23.65	6.3	3.61	1.0	33.66	9.0	0.01	0.0	0.93	0.2	61.86	16.6
王子西	197.3	31.31	15.9	7.14	3.6	0.01	0.0	0.00	0.0	0.44	0.2	38.90	19.7
王子東	324.2	23.93	7.4	9.95	3.1	6.38	2.0	0.00	0.0	0.86	0.3	41.12	12.7
滝野川西	345.6	48.73	14.1	6.07	1.8	0.01	0.0	0.00	0.0	0.69	0.2	55.50	16.1
滝野川東	220.6	13.91	6.3	4.84	2.2	0.00	0.0	0.00	0.0	0.53	0.2	19.28	8.7
区全体	2059.0	237.52	11.5	54.23	2.6	81.98	4.0	0.95	0.0	6.05	0.3	380.73	18.5

◆町丁目別緑被率

町丁目別の緑被率が最も高いのは、飛鳥山公園を含む王子一丁目(西)の63.6%で、次いで、赤羽西五丁目の54.7%、浮間一丁目の48.9%、桐ヶ丘二丁目の41.4%、赤羽台一丁目の39.9%の順でした。荒川河川敷や大規模公園が位置する地域の緑被率が非常に高くなっています。

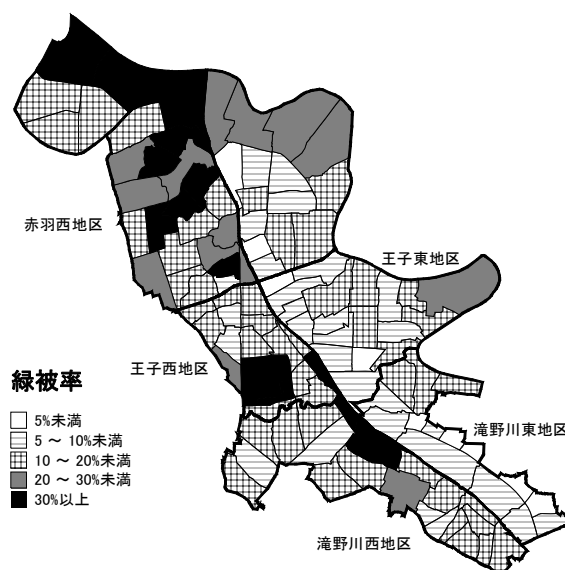


図1-I-2 町丁目別緑被率ランク図（平成20年度「緑の実態調査」より）

一方、住宅等が密集している京浜東北線の東側では、全体的に緑被率が低い傾向にあります。このうち、緑被率が最も低いのは、豊島一丁目の 3.2%で、次いで、田端新町三丁目の 4.1%、赤羽一丁目、東十条四丁目、田端新町二丁目の 4.2%の順でした。

◆土地利用区別緑被率

土地利用別の緑被率は、森林・原野が83.2%と最も高く、次いで運動場・墓地等が75.9%、公園・緑地が67.3%となっています。

都市的土地利用のうちで高い比率を示しているのは、公的集合住宅用地の29.3%、教育文化施設地の23.5%、公共公益施設地の21.0%で、公的集合住宅用地を除く住宅地の緑被率は低層住宅地が12.6%、その他の集合住宅地が8.4%でした。

一方、緑被率が最も低いのが住商併用施設地の3.8%でした。

公園・緑地や運動場・墓地等、公的集合住宅用地、教育文化施設地は緑被面積も多いので、これらの施設の緑被、特に公園・緑地や主に河川敷草地からなる運動場・墓地等が市街地で緑の核を形成していることがわかります。

表1-I-3 土地利用区別緑被状況 (平成20年度「緑の実態調査」より)

土地利用名称	面積(ha)	樹木被覆地(ha)	草地(ha)	河川敷草地(ha)	農地(ha)	屋上緑化(ha)	緑被地計(ha)	緑被率
教育文化施設地	136.32	27.81	3.76	0.00	0.01	0.39	31.97	23.5%
公共公益施設地	49.63	7.69	1.91	0.14	0.00	0.66	10.40	21.0%
商業業務地	72.76	4.05	1.69	0.02	0.00	0.58	6.34	8.7%
住商併用施設地	69.44	1.86	0.27	0.00	0.00	0.52	2.65	3.8%
低層住宅用地	382.52	44.12	2.95	0.00	0.17	0.94	48.18	12.6%
公的集合住宅用地	131.10	29.09	8.84	0.13	0.12	0.29	38.47	29.3%
その他集合住宅用地	235.01	16.01	2.77	0.00	0.00	0.88	19.66	8.4%
工業用地	125.36	7.28	2.27	0.12	0.00	0.40	10.07	8.0%
公園・緑地	93.41	42.09	5.87	13.62	0.06	1.19	62.83	67.3%
運動場・墓地等	66.48	9.23	1.00	40.22	0.00	0.00	50.45	75.9%
道路	345.82	33.41	1.57	4.14	0.01	0.10	39.23	11.3%
鉄道	85.61	2.56	5.48	0.11	0.00	0.00	8.15	9.5%
農地等	0.64	0.18	0.01	0.00	0.25	0.00	0.44	68.8%
水面等	116.25	1.18	0.15	3.68	0.00	0.00	5.01	4.3%
森林・原野	20.92	1.62	2.05	13.69	0.04	0.00	17.40	83.2%
未利用地・その他	121.62	9.34	13.64	6.11	0.29	0.10	29.48	24.2%
区全体	2,052.89	237.52	54.23	81.98	0.95	6.05	380.73	18.5%

◆公園の緑被状況

公園・緑地、児童遊園、遊び場の緑被率は全体では67.3%となっていますが、種別ごとの内訳をみると、規模が大きい都市公園で高く、規模の小さい児童遊園・遊び場で低くなっています。飛鳥山公園や旧古河庭園、名主の滝公園からなる風致・歴史公園では、緑被の大部分が樹木被覆地で占められています。河川敷が主体の緑地では、河川敷草地の割合が高くなっています。

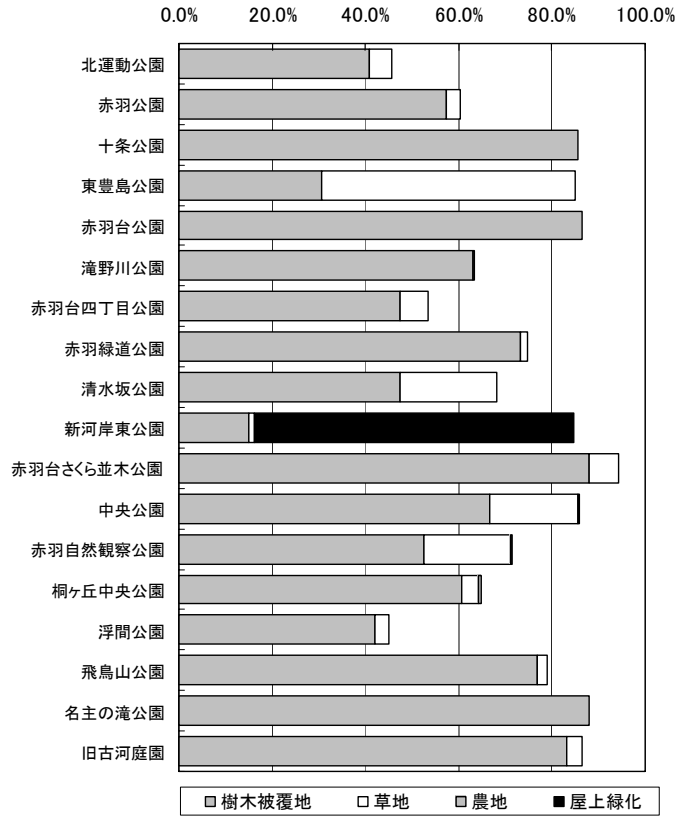


図1-I-3 18公園の緑被状況
(平成20年度「緑の実態調査」より)

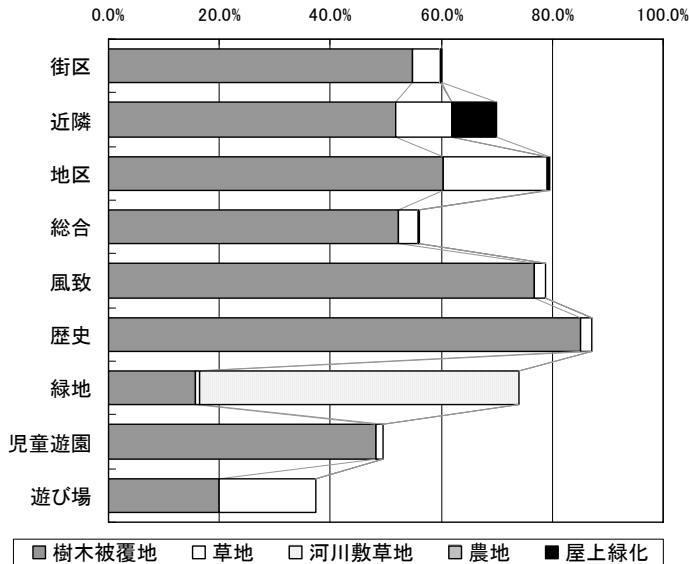


図1-I-4 公園種別緑被状況
(平成20年度「緑の実態調査」より)

2) 緑被の推移

50㎡以上の緑被率は、平成10年には0.4ポイント減少していますが、全体としては、平成5年以降は増加傾向にあります。このうちの、樹木被覆地は平成15年までは減少し続けていましたが、平成20年には増加に転じています。河川敷草地は全体としては増加傾向にあります。草地については増減傾向は認められません。

表1-I-4 緑被状況の変化（平成20年度「緑の実態調査」より）

分類	緑被面積(農地を除く)(ha)				緑被率(農地を除く)(%)			
	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年
樹木被覆地	180.6	178.0	173.7	192.6	8.8	8.6	8.4	9.4
草地	46.7	48.6	52.2	46.7	2.3	2.4	2.5	2.3
河川敷草地	75.0	68.7	86.1	81.7	3.6	3.3	4.2	4.0
緑被計	302.3	295.3	312.0	321.0	14.7	14.3	15.2	15.7

※平成10年調査以前は農地の調査をおこなっていないため、平成15年、20年調査では農地を除いた緑被で比較しています

※平成20年調査は50㎡以上の緑被を集計対象としています

※小数第2位で四捨五入しているため合計値が合わない場合があります

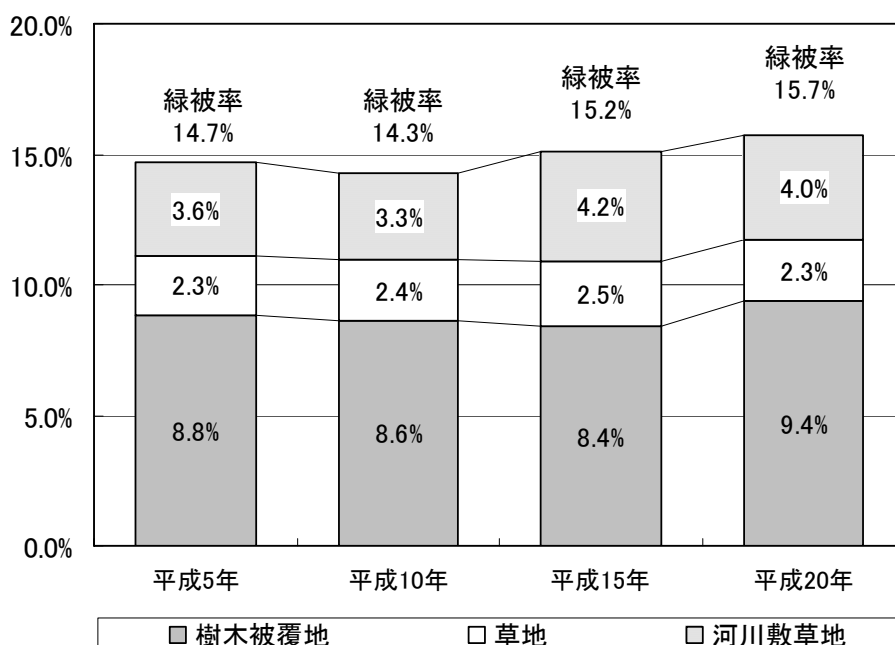


図1-I-5 緑被率の変化状況（平成20年度「緑の実態調査」より）

◆地区別の緑被増減

地区別の緑被率で平成10年から平成20年の間に3%以上の大きな変化をみせたのは、浮間地区の樹木被覆地と赤羽東地区の河川敷草地だけでした。

浮間地区での増加は、処理場やスーパー堤防、住宅団地の建設に伴う植栽地等の増加によるもので、赤羽東地区での増加は、河川敷の整備の影響と考えられます。

表1-I-5 地区別の緑被増減 (平成20年度「緑の実態調査」より)

地区	分類	緑被面積(農地除く)					緑被率(農地除く)				
		平成10	平成15	平成20	H10→ H15	H15→ H20	平成10	平成15	平成20	H10→ H15	H15→ H20
浮間	樹木被覆地	14.1	16.4	22.1	2.3	5.7	6.6%	7.7%	10.6%	1.1%	2.9%
	草地	7.4	6.5	3.8	-0.9	-2.7	3.5%	3.0%	1.8%	-0.5%	-1.2%
	河川敷草地	30.9	31.3	31.4	0.4	0.1	14.5%	14.7%	15.1%	0.2%	0.4%
	緑被計	52.4	54.1	57.3	1.7	3.2	24.6%	25.4%	27.5%	0.8%	2.1%
赤羽西	樹木被覆地	61.0	57.6	63.1	-3.4	5.5	15.6%	14.7%	16.2%	-0.9%	1.5%
	草地	18.5	17.7	16.8	-0.8	-0.9	4.7%	4.5%	4.3%	-0.2%	-0.2%
	河川敷草地	11.6	11.5	10.5	-0.1	-1.1	3.0%	2.9%	2.7%	0.0%	-0.2%
	緑被計	91.2	86.8	90.4	-4.4	3.6	23.2%	22.1%	23.2%	-1.1%	1.1%
赤羽東	樹木被覆地	13.4	14.4	16.9	1.0	2.5	3.6%	3.9%	4.5%	0.3%	0.6%
	草地	4.2	3.6	2.7	-0.6	-0.9	1.1%	1.0%	0.7%	-0.1%	-0.3%
	河川敷草地	21.5	33.9	33.5	12.4	-0.4	5.8%	9.1%	9.0%	3.4%	-0.1%
	緑被計	39.1	52.0	53.1	12.9	1.1	10.5%	14.0%	14.2%	3.5%	0.2%
王子西	樹木被覆地	26.2	24.3	25.0	-1.9	0.7	13.5%	12.5%	12.7%	-1.0%	0.2%
	草地	5.2	9.0	6.3	3.8	-2.7	2.7%	4.6%	3.2%	1.9%	-1.4%
	河川敷草地	0.2	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%
	緑被計	31.6	33.3	31.4	1.7	-2.0	16.3%	17.1%	15.9%	0.9%	-1.2%
王子東	樹木被覆地	16.2	14.8	17.5	-1.4	2.7	5.1%	4.6%	5.4%	-0.4%	0.8%
	草地	5.1	5.5	8.7	0.4	3.2	1.6%	1.7%	2.7%	0.1%	1.0%
	河川敷草地	4.5	9.3	6.3	4.8	-3.0	1.4%	2.9%	1.9%	1.5%	-1.0%
	緑被計	25.7	29.5	32.5	3.8	3.0	8.1%	9.3%	10.0%	1.2%	0.7%
滝野川西	樹木被覆地	37.8	37.8	38.3	0.0	0.5	10.8%	10.8%	11.1%	0.0%	0.3%
	草地	6.2	5.6	4.6	-0.6	-1.0	1.8%	1.6%	1.3%	-0.2%	-0.3%
	河川敷草地	0.0	0.1	0.0	0.1	-0.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	緑被計	44.0	43.4	42.8	-0.6	-0.6	12.6%	12.5%	12.4%	-0.2%	-0.1%
滝野川西	樹木被覆地	9.2	8.4	9.7	-0.8	1.3	4.2%	3.8%	4.4%	-0.4%	0.6%
	草地	2.0	4.4	3.7	2.4	-0.7	0.9%	2.0%	1.7%	1.1%	-0.3%
	河川敷草地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	緑被計	11.2	12.8	13.4	1.6	0.6	5.1%	5.8%	6.1%	0.8%	0.3%
北区全体	樹木被覆地	178.0	173.7	192.6	-4.3	18.9	8.6%	8.4%	9.4%	-0.2%	1.0%
	草地	48.6	52.2	46.7	3.6	-5.5	2.4%	2.5%	2.3%	0.2%	-0.2%
	河川敷草地	68.7	86.1	81.7	17.4	-4.4	3.3%	4.2%	4.0%	0.8%	-0.2%
	緑被計	295.3	312.0	321.0	16.7	9.0	14.3%	15.2%	15.7%	0.8%	0.5%

◆土地利用別の緑被増減

緑被面積の増加が最も多いのは低層住宅用地の4.2haで、次が未利用地・その他の2.4haでした。増加率では工業用地の16.5%が最大で、次が14.1%の低層住宅用地でした。この増加の大部分は、平成15年調査の際に道路や水面の緑被として判別した樹木を平成20年度の調査では住宅用地のものと判読したため、土地利用別の増減傾向は明確ではありません。

表1-I-6 土地利用別の緑被増減 (平成20年度「緑の実態調査」より)

土地利用区分	緑被面積(ha)			緑被率(%)		
	平成15年	平成20年	H15→H20	平成15年	平成20年	増減率
教育文化施設地	28.0	29.0	1.0	20.5	21.3	3.4
公共公益施設地	8.6	9.2	0.6	17.3	18.4	6.5
商業業務地	4.9	5.0	0.1	6.8	6.9	2.0
住商併用施設地	1.1	1.1	0.0	1.5	1.6	0.0
低層住宅用地	25.5	29.7	4.2	6.7	7.8	14.1
公的集合住宅用地	32.5	33.5	1.0	24.8	25.6	3.0
その他の集合住宅用地	11.2	12.2	1.0	4.8	5.2	8.2
工業用地	6.6	7.9	1.3	5.3	6.3	16.5
公園・緑地	60.8	61.7	0.9	65.1	66.1	1.5
運動場・墓地等	50.5	49.7	▲ 0.8	76.0	74.7	▲ 1.6
道路	31.4	27.8	▲ 3.6	9.1	8.0	▲ 12.9
鉄道	6.0	6.7	0.7	7.0	7.8	10.4
農地等	0.6	0.4	▲ 0.2	87.9	63.4	▲ 50.0
水面	5.4	4.8	▲ 0.6	4.7	4.2	▲ 12.5
森林・原野	16.4	17.3	0.9	78.6	82.9	5.2
未利用地・その他	23.4	25.8	2.4	19.3	21.2	9.3
計	312.9	321.8	8.9	15.2	15.7	2.8

3) 樹林の現況と推移

平成20年調査では、300㎡以上の樹林は1,004箇所抽出できましたが、その多くは赤羽西地区、滝野川西地区に分布していました。また、樹林の個所数では低層住宅用地、教育文化施設地、公園・緑地、公的集合住宅用地などに集中する傾向が認められましたが、面積では公園・緑地にある樹林が約40%を占めていました。続く教育文化施設地、公的集合住宅用地を含めると、約70%の樹林がこの3つの土地利用に存在しています。このように、樹林は公園・緑地等に偏在していますが、5,000㎡以上の大規模な樹林はそのうちの公園・緑地に分布が偏っていました。

一方、平成15年からは218箇所の樹林が消失していますが、95箇所の樹林が新たに加入し、面積では、この間に4.66ha増えています。これは、小規模な樹林が減少しているものの、大規模な樹林は増加・拡大しているためです。

地区別では、赤羽西地区が消失64箇所と最も多く、土地利用別では、教育文化施設地や公的集合住宅用地での箇所数の減少が顕著です。公園・緑地でも、1,000㎡未満の樹林が減少していますが、5,000㎡以上の大規模な樹林の増加により面積は増加しています。

一方、1,000～5,000㎡の樹林では、「その他の集合住宅」において7箇所（1.45ha）増加が見られます。これは、集合住宅の新築による緑地整備で生み出されたものと思われます。

表1-I-7 樹林の分布状況 (平成20年度「緑の実態調査」より)

地区	300～1000㎡		1000～5000㎡		5000㎡以上		合計	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
浮間	84	4.70	25	3.94	4	6.66	113	15.30
赤羽西	197	10.24	76	15.83	19	21.61	292	47.68
赤羽東	79	4.33	16	3.41	2	1.47	97	9.21
王子西	84	4.22	28	5.22	4	9.00	116	18.44
王子東	99	4.99	23	4.23	2	1.02	124	10.24
滝野川西	140	7.04	37	7.29	5	14.70	182	29.03
滝野川東	66	3.09	14	2.52	0	0.00	80	5.61
区全体	749	38.61	219	42.44	36	54.46	1,004	135.51

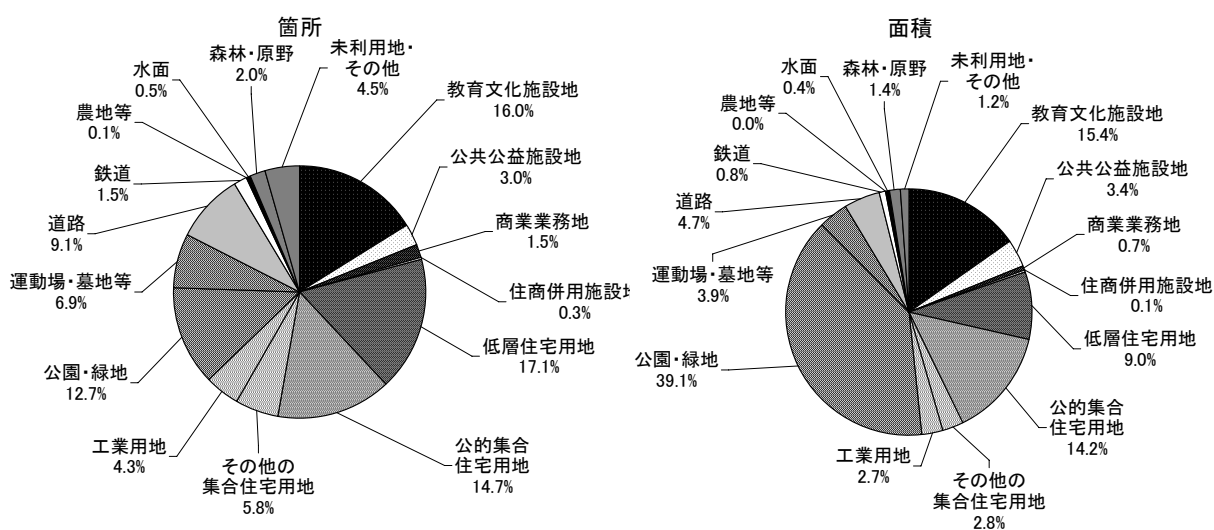


図1-I-6 土地利用区分別の樹林構成(箇所・面積) (平成20年度「緑の実態調査」より)

表1-I-8 土地利用区別の樹林状況 (平成20年度「緑の実態調査」より)

地区	300~1000㎡		1000~5000㎡		5000㎡以上		合計	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
教育文化施設地	109	5.53	49	10.77	3	4.52	161	20.82
公共公益施設地	20	1.01	8	1.99	2	1.67	30	4.67
商業業務地	12	0.63	2	0.37	1	0.00	15	1.00
住商併用施設地	3	0.08	0	0.00	0	0.00	3	0.08
低層住宅用地	148	7.97	24	4.25	0	0.00	172	12.22
公的集合住宅用地	128	8.13	20	6.84	0	4.30	148	19.27
その他の集合住宅用地	49	2.17	9	1.67	0	0.00	58	3.84
工業用地	36	2.13	7	1.53	0	0.00	43	3.66
公園・緑地	59	3.18	47	8.91	22	40.96	128	53.05
運動場・墓地等	51	2.18	15	1.27	3	1.86	69	5.31
道路	66	3.11	23	2.62	2	0.65	91	6.38
鉄道	13	0.42	1	0.17	1	0.50	15	1.09
農地等	1	0.05	0	0.00	0	0.00	1	0.05
水面	4	0.29	1	0.24	0	0.00	5	0.53
森林・原野	8	0.29	11	1.58	1	0.00	20	1.87
未利用地・その他	42	1.44	2	0.23	1	0.00	45	1.67
区全体	749	38.61	219	42.44	36	54.46	1,004	135.51

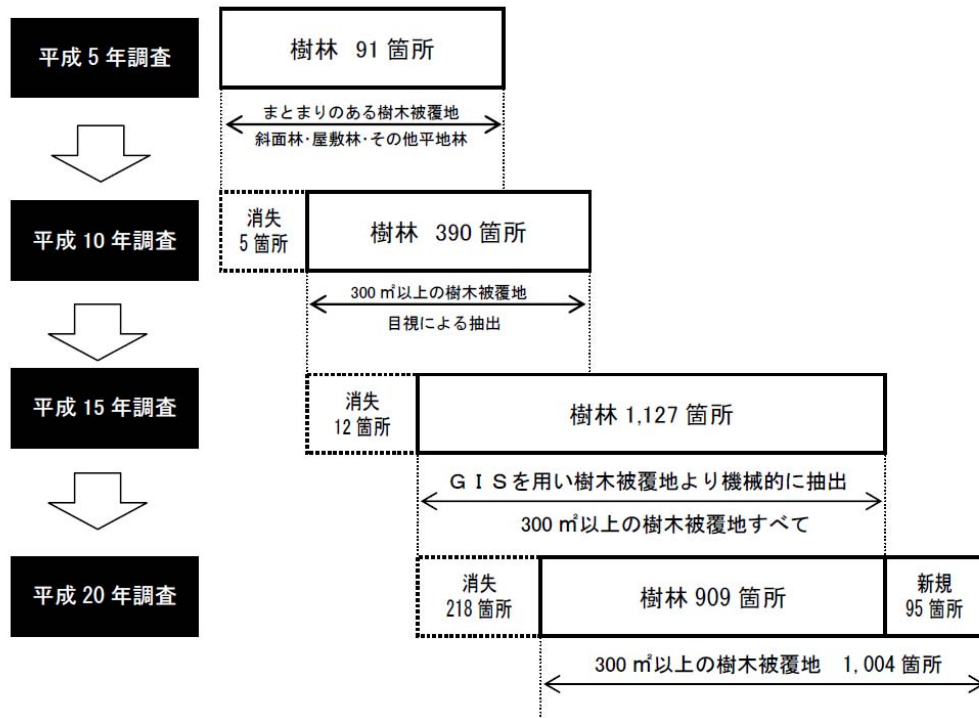


図1-I-7 樹林の増減状況 (平成20年度「緑の実態調査」より)

● 図1-I-8 樹林分布図 (平成20年度「緑の実態調査」より)

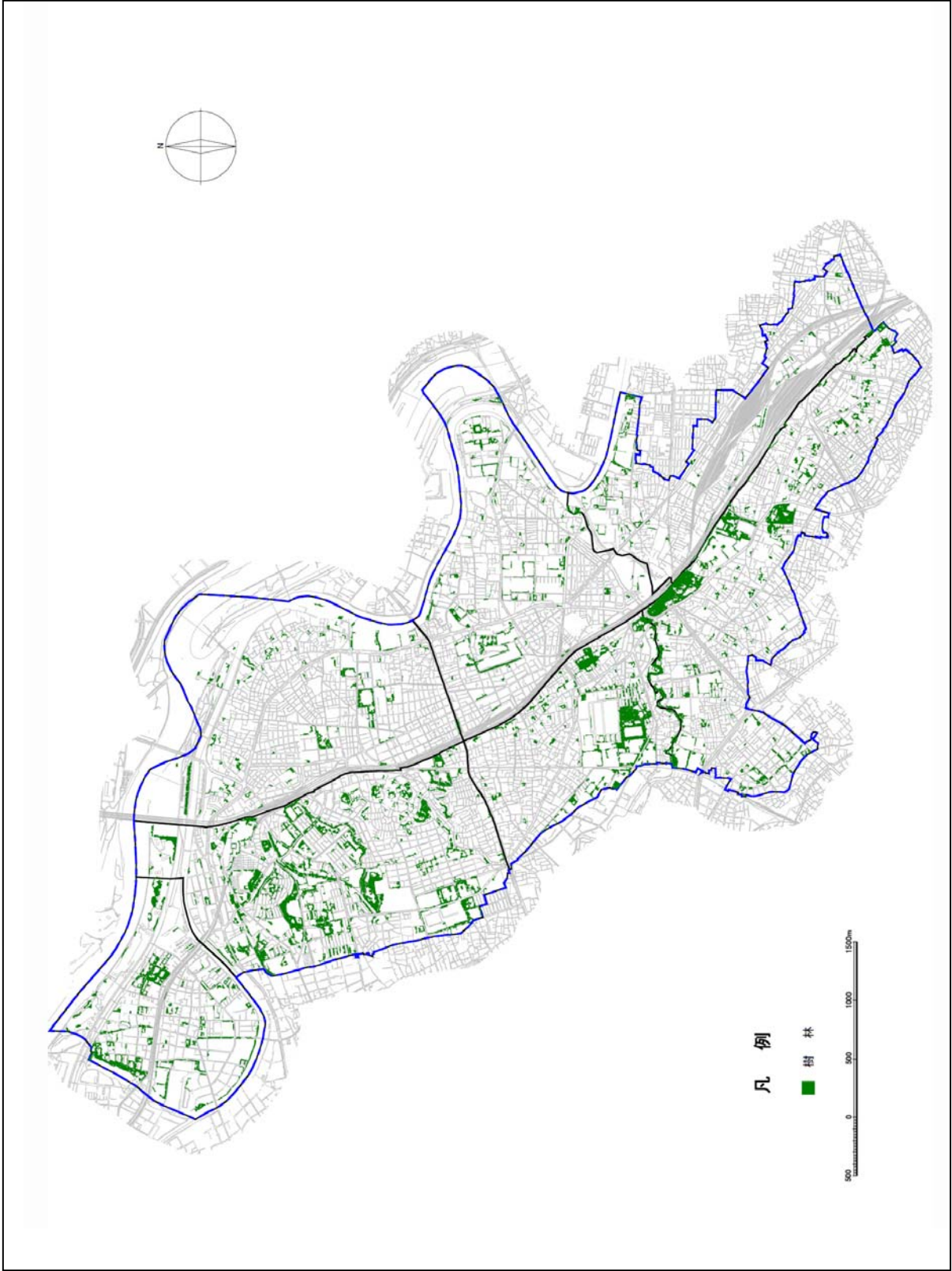


表1-I-9 土地利用別樹林箇所の推移状況 (平成20年度「緑の実態調査」より)

土地利用	箇所									合計		
	300~1000㎡			1000~5000㎡			5000㎡以上					
	H15	H20	変化	H15	H20	変化	H15	H20	変化	H15	H20	変化
教育文化施設地	140	109	-31	53	49	-4	3	3	0	196	161	-35
公共公益施設地	26	20	-6	6	8	2	2	2	0	34	30	-4
商業業務地	15	12	-3	3	2	-1	2	1	-1	20	15	-5
住商併用施設地	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
低層住宅用地	175	148	-27	24	24	0	2	0	-2	201	172	-29
公的集合住宅用地	159	128	-31	37	20	-17	2	0	-2	198	148	-50
その他の集合住宅用地	43	49	6	2	9	7	0	0	0	45	58	13
工業用地	26	36	10	5	7	2	0	0	0	31	43	12
公園・緑地	81	59	-22	45	47	2	18	22	4	144	128	-16
運動場・墓地等	38	51	13	11	15	4	0	3	3	49	69	20
道路	102	66	-36	21	23	2	1	2	1	124	91	-33
鉄道	6	13	7	2	1	-1	1	1	0	9	15	6
農地等	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
水面	6	4	-2	0	1	1	0	0	0	6	5	-1
森林・原野	3	8	5	6	11	5	0	1	1	9	20	11
未利用地・その他	49	42	-7	8	2	-6	0	1	1	57	45	-12
区全体	873	749	-124	223	219	-4	31	36	5	1127	1004	-123

表1-I-10 土地利用別樹林面積の推移状況 (平成20年度「緑の実態調査」より)

土地利用	面積(ha)									合計		
	300~1000㎡			1000~5000㎡			5000㎡以上					
	H15	H20	変化	H15	H20	変化	H15	H20	変化	H15	H20	変化
教育文化施設地	8.06	5.53	-2.53	9.85	10.77	0.92	4.43	4.52	0.09	22.34	20.82	-1.52
公共公益施設地	1.27	1.01	-0.26	1.25	1.99	0.74	1.56	1.67	0.11	4.08	4.67	0.59
商業業務地	0.81	0.63	-0.18	0.44	0.37	-0.07	1.09	0.00	-1.09	2.34	1.00	-1.34
住商併用施設地	0.14	0.08	-0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.08	-0.06
低層住宅用地	8.71	7.97	-0.74	3.42	4.25	0.83	1.27	0.00	-1.27	13.40	12.22	-1.18
公的集合住宅用地	8.30	8.13	-0.17	6.46	6.84	0.38	1.30	4.30	3.00	16.06	19.27	3.21
その他の集合住宅用地	2.14	2.17	0.03	0.22	1.67	1.45	0.00	0.00	0.00	2.36	3.84	1.48
工業用地	1.28	2.13	0.85	0.79	1.53	0.74	0.00	0.00	0.00	2.07	3.66	1.59
公園・緑地	4.57	3.18	-1.39	9.79	8.91	-0.88	30.59	40.96	10.37	44.95	53.05	8.10
運動場・墓地等	1.94	2.18	0.24	2.15	1.27	-0.88	0.00	1.86	1.86	4.09	5.31	1.22
道路	5.30	3.11	-2.19	3.95	2.62	-1.33	2.15	0.65	-1.50	11.40	6.38	-5.02
鉄道	0.28	0.42	0.14	0.50	0.17	-0.33	0.58	0.50	-0.08	1.36	1.09	-0.27
農地等	0.09	0.05	-0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.05	-0.04
水面	0.32	0.29	-0.03	0.00	0.24	0.24	0.00	0.00	0.00	0.32	0.53	0.21
森林・原野	0.15	0.29	0.14	1.81	1.58	-0.23	0.00	0.00	0.00	1.96	1.87	-0.09
未利用地・その他	2.57	1.44	-1.13	1.32	0.23	-1.09	0.00	0.00	0.00	3.89	1.67	-2.22
区全体	45.93	38.61	-7.32	41.95	42.44	0.49	42.97	54.46	11.49	130.85	135.51	4.66

4) 屋上緑化の現況と推移

区全体の屋上緑化は、1㎡以上を最少単位とすると2,791箇所60,452㎡でしたが、50㎡未満が2,673箇所(95.8%)と大部分を占めています。50㎡以上のものは、平成15年比では7箇所(25,499㎡)増加しています。

この小規模な屋上緑化は、その大部分が住宅系の土地利用に存在しているので、北区では住宅の屋上やベランダでの園芸が盛んであることがうかがえます。

表1-I-11 土地利用別屋上緑化状況 (平成20年度「緑の実態調査」より)

土地利用	単位	50㎡未満	50～100㎡	100～300㎡	300㎡以上	合計	1ha当たり
教育文化施設地	箇所	35	4	4	4	47	0.34
	面積(㎡)	507	267	942	2,139	3,854	28.3
公共公益施設地	箇所	51	4	7	3	65	1.31
	面積(㎡)	590	323	1,232	4,259	6,405	129.1
商業業務地	箇所	152	7	5	2	166	2.28
	面積(㎡)	1,652	511	730	2,938	5,831	80.1
住商併用施設地	箇所	579	9	0	1	589	8.48
	面積(㎡)	4,761	553	0	307	5,621	81.0
低層住宅用地	箇所	1,018	20	1	0	1,039	2.72
	面積(㎡)	8,108	1,298	128	0	9,534	24.9
公的集合住宅用地	箇所	21	3	0	2	26	0.20
	面積(㎡)	283	223	0	2,449	2,954	22.5
その他の集合住宅用地	箇所	632	17	8	1	658	2.80
	面積(㎡)	5,978	1,256	1,288	566	9,088	38.7
工業用地	箇所	152	4	2	3	161	1.28
	面積(㎡)	1,373	282	341	2,029	4,026	32.1
公園・緑地	箇所	4	1	1	1	7	0.07
	面積(㎡)	42	57	163	11,979	12,240	131.0
未利用地・その他	箇所	29	2	1	1	33	0.27
	面積(㎡)	342	122	115	320	898	7.4
区全体	箇所	2,673	71	29	18	2,791	-
	面積(㎡)	23,636	4,891	4,938	26,987	60,452	-

5) 大径木の現況と推移

胸高直径 50 cm以上の大径木は 2,256 本が確認され、平成 15 年調査から 526 本増加しています。新規の増加は 730 本にのぼりますが、204 本が消失しています。

地区別では、赤羽西地区(744 本)と滝野川西地区(711 本)で全体の約 2/3 を占めています。また、土地利用別では、公園・緑地(776 本)と教育文化施設(621 本)で全体の約 2/3 を占めています。過去5年間の消失状況は、個人住宅 45 本、公園 40 本、公共施設 30 本、学校 18 本などとなっています。

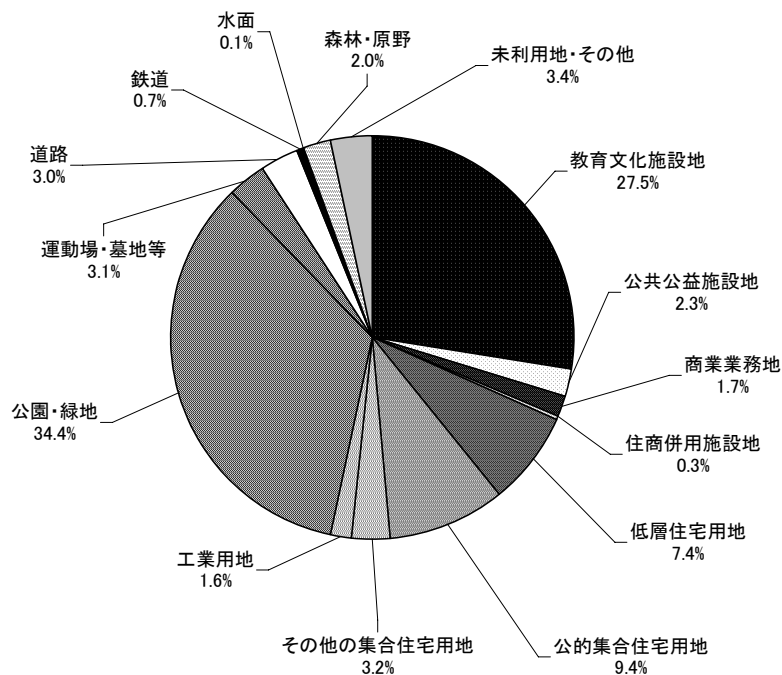
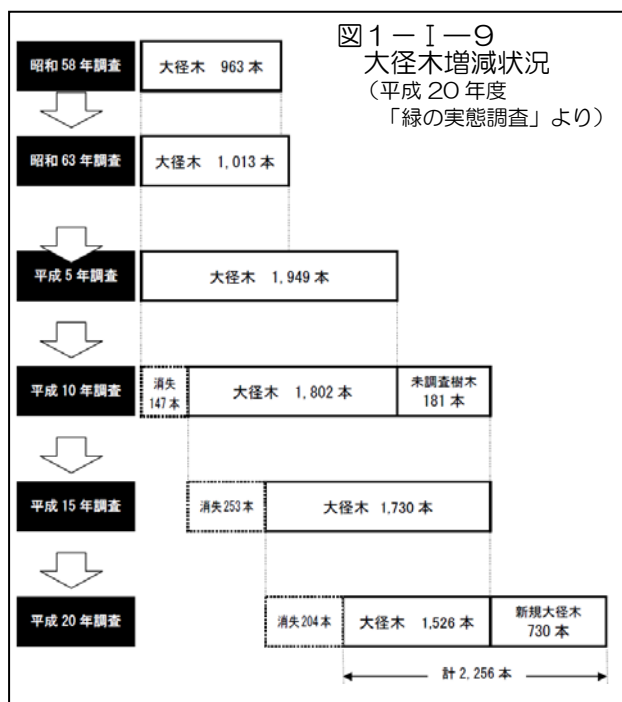


図 1-I-10 土地利用区別の樹木割合 (平成20年度「緑の実態調査」より)

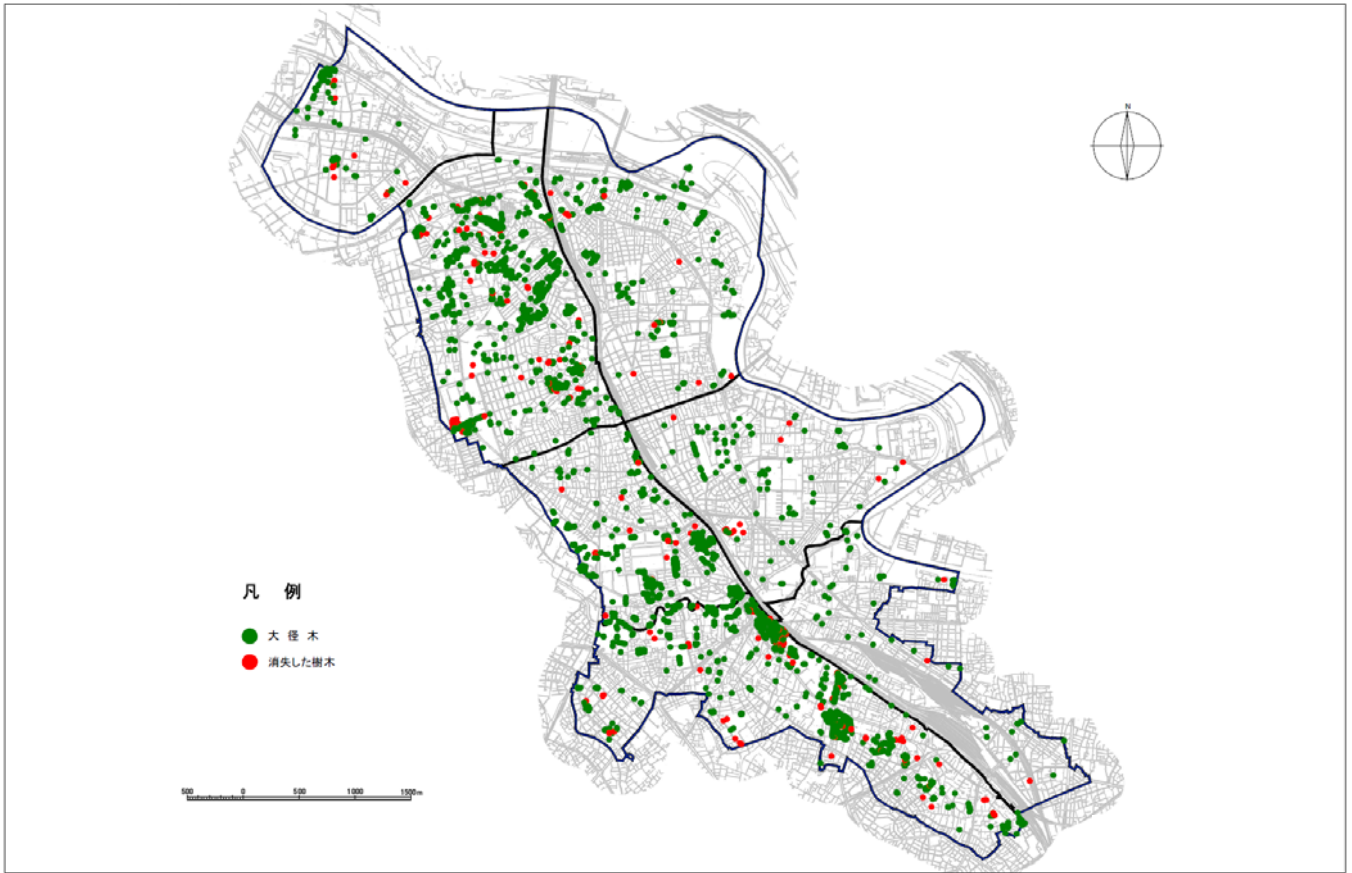


図1-I-11 大径木分布図 (平成20年度「緑の実態調査」より)

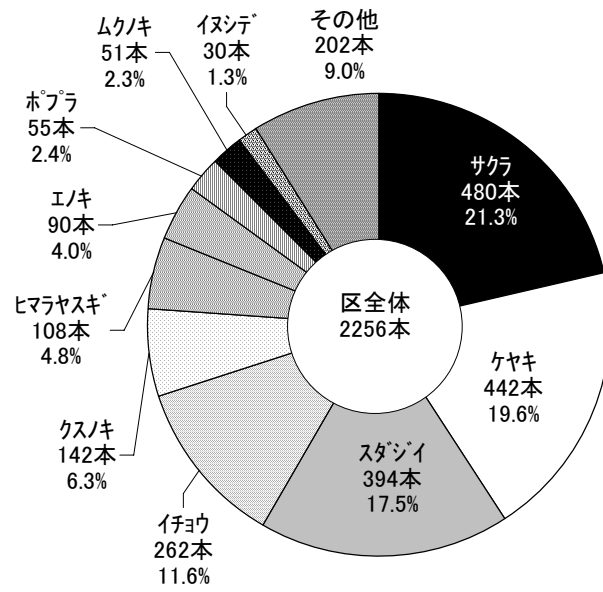


図1-I-12 大径木の樹種構成 (平成20年度「緑の実態調査」より)

6) 生け垣の現況と推移

高さ1 m以上かつ延長30m以上の生垣は262箇所確認されました。

平成15年から増加した生け垣は48箇所4,016m、消失は43箇所2,566mで、公園、公共施設、個人宅で減少しています。集合住宅、事業所では個所数の増減はありますが、総延長は増加しています。

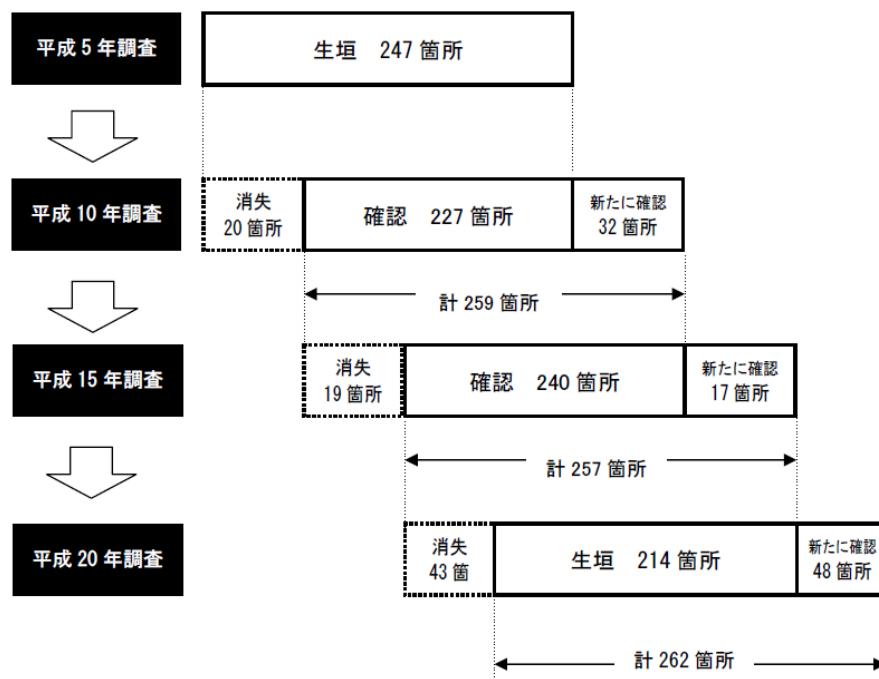


図1-I-13 生垣増減の状況（平成20年度「緑の実態調査」より）

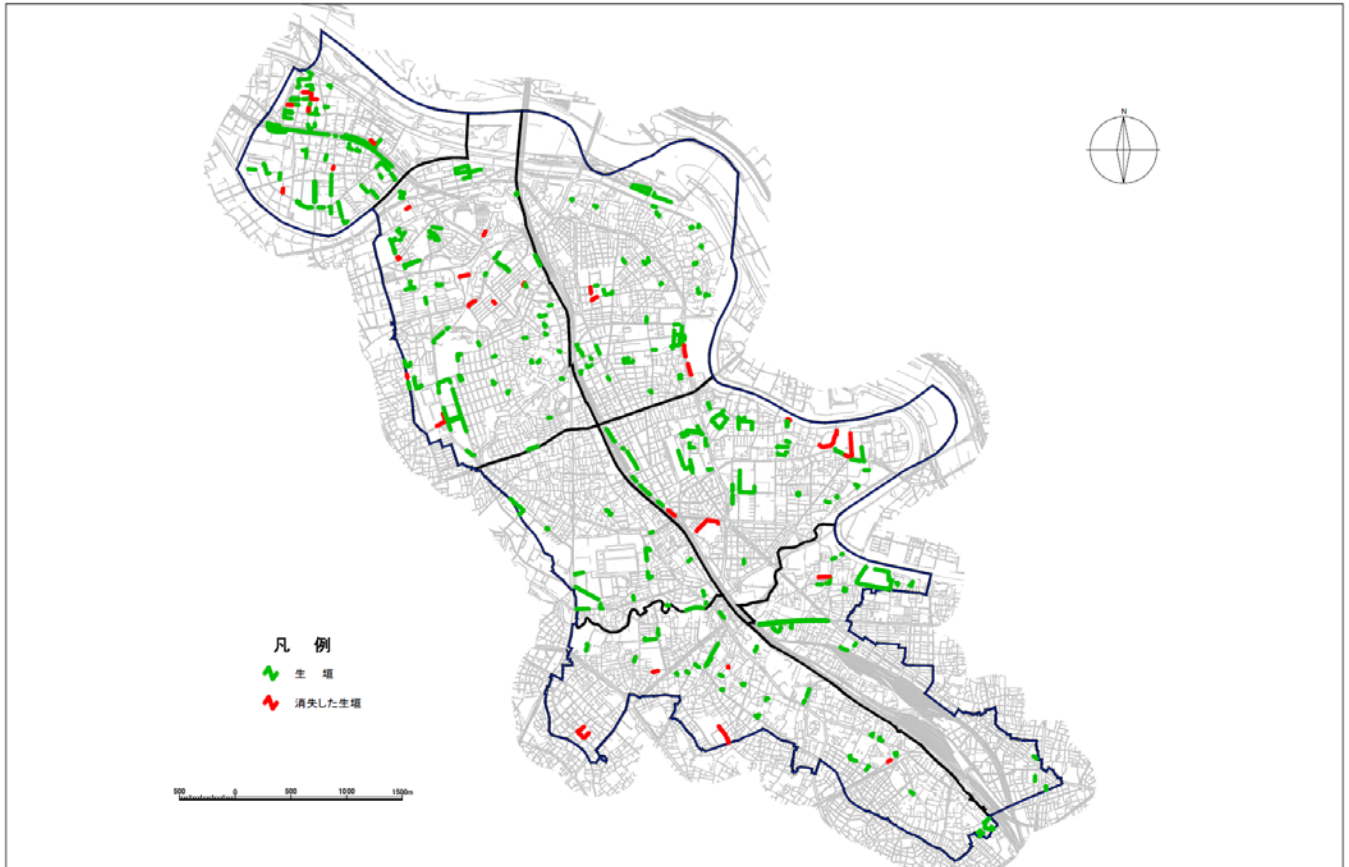


図1-I-14 生垣分布図 (平成20年度「緑の実態調査」より)

表1-I-12 生垣の土地利用別増減状況(平成15年以降)(平成20年度「緑の実態調査」より)

土地利用	増 加						減 少					
	延長区分(箇所)				合計 (箇所)	総延長 (m)	延長区分(箇所)				合計 (箇所)	総延長 (m)
	30m 未満	30~ 50m	50~ 100m	100m 以上			30m 未満	30~ 50m	50~ 100m	100m 以上		
公園	0	2	0	0	2	70	0	2	0	1	3	230
公共施設	0	0	1	0	1	75	0	0	3	1	4	322
学校	0	1	3	2	6	660	1	1	3	1	6	432
寺社	0	0	1	0	1	52	0	0	0	0	0	0
個人宅	0	1	0	0	1	35	3	0	3	0	6	261
集合住宅	0	12	11	1	24	1,381	3	4	2	1	10	497
事業所	0	2	1	3	6	1,248	1	3	3	0	7	349
河川敷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	2	2	2	7	495	1	3	1	2	7	475
区全体	1	20	19	8	48	4,016	9	13	15	6	43	2,566

7) 壁面緑化の推移

公道に面した壁面を意図的に緑化し、高さ 1.5m以上、緑化面積 10 m²以上のものを調査したところ、滝野川西地区のみで3箇所が確認されました。

表 1 - I - 1 3 壁面緑化の分布状況（平成20年度「緑の実態調査」より）

地 区	箇所数 (箇所)
浮 間	0
赤 羽 西	0
赤 羽 東	0
王 子 西	0
王 子 東	0
滝野川西	3
滝野川東	0
北区全体	3

それぞれ、アサガオ、ハゴロモジャスミン、ノウゼンカズラとテイカカズラが植栽され、よく管理されていました。

今回の調査条件は満たしていませんが、個人の住宅における小規模な緑化や学校等における「緑のカーテン」など、これ以外にも壁面や窓外の緑化は随所で行われており、北区全体では相当な面積になるものと思われます。

8) 緑の「配置（ネットワーク）」の現況

◆緑の回廊（コリドー）

住宅地の緑や公園緑地の緑など、点在する緑をつなぐ緑の帯を、保全生物学では「緑の回廊（コリドー）」と呼びます。主な幹線道路には街路樹や植栽帯が整備され、その成長により、樹木系の回廊が形成されつつあります。

崖線の樹林は、区の骨格を形成する緑として保全・活用されてきましたが、孤立林が飛び地で存在している現状では、道路などの構造物により地這性の生物の移動が阻害されるなど、樹林系回廊としての機能は、万全ではありません。

河川では、荒川の河川敷に大規模な草地が確保され、草地系の回廊として機能していますが、隅田川など他の河川では、管理通路やスーパー堤防などに草地が、隣接地に小規模な樹林が存在しているものの、コンクリート構造物などで分断され、回廊としての機能は崖地樹林同様万全ではありません。また、これらの草地の大部分は外来種に覆われているため、草地系回廊としての質もあまり高くありません。

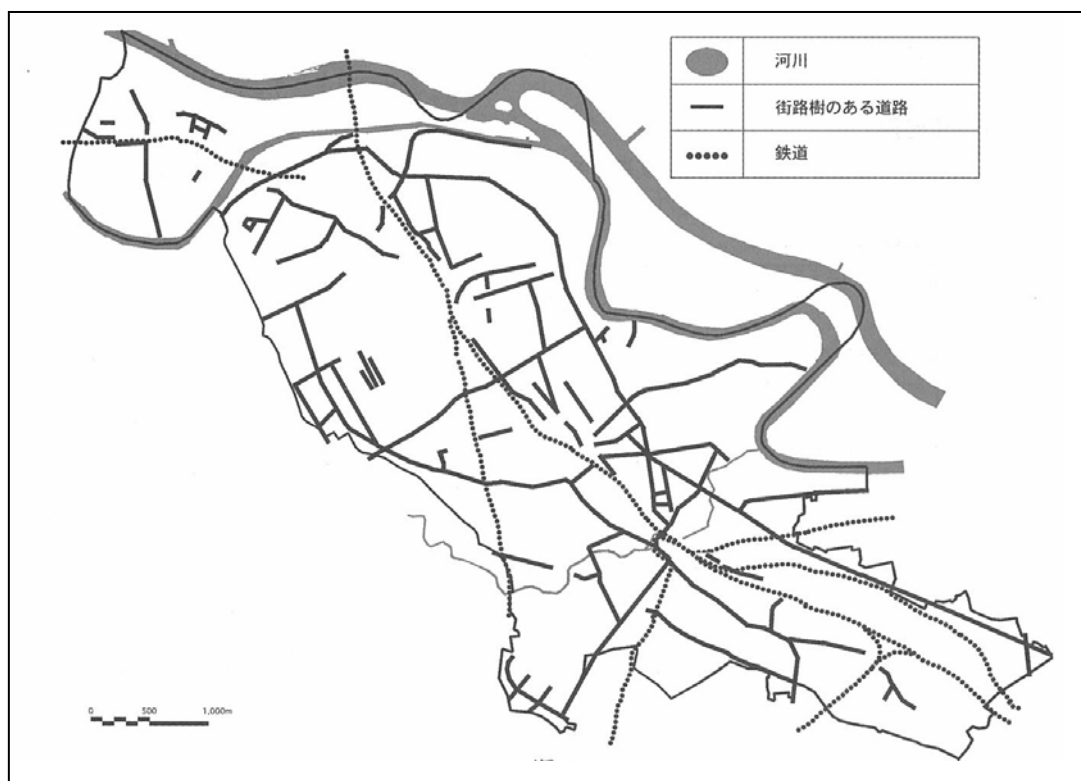


図1-I-15 街路樹の分布（平成11年度「緑の基本計画」より）

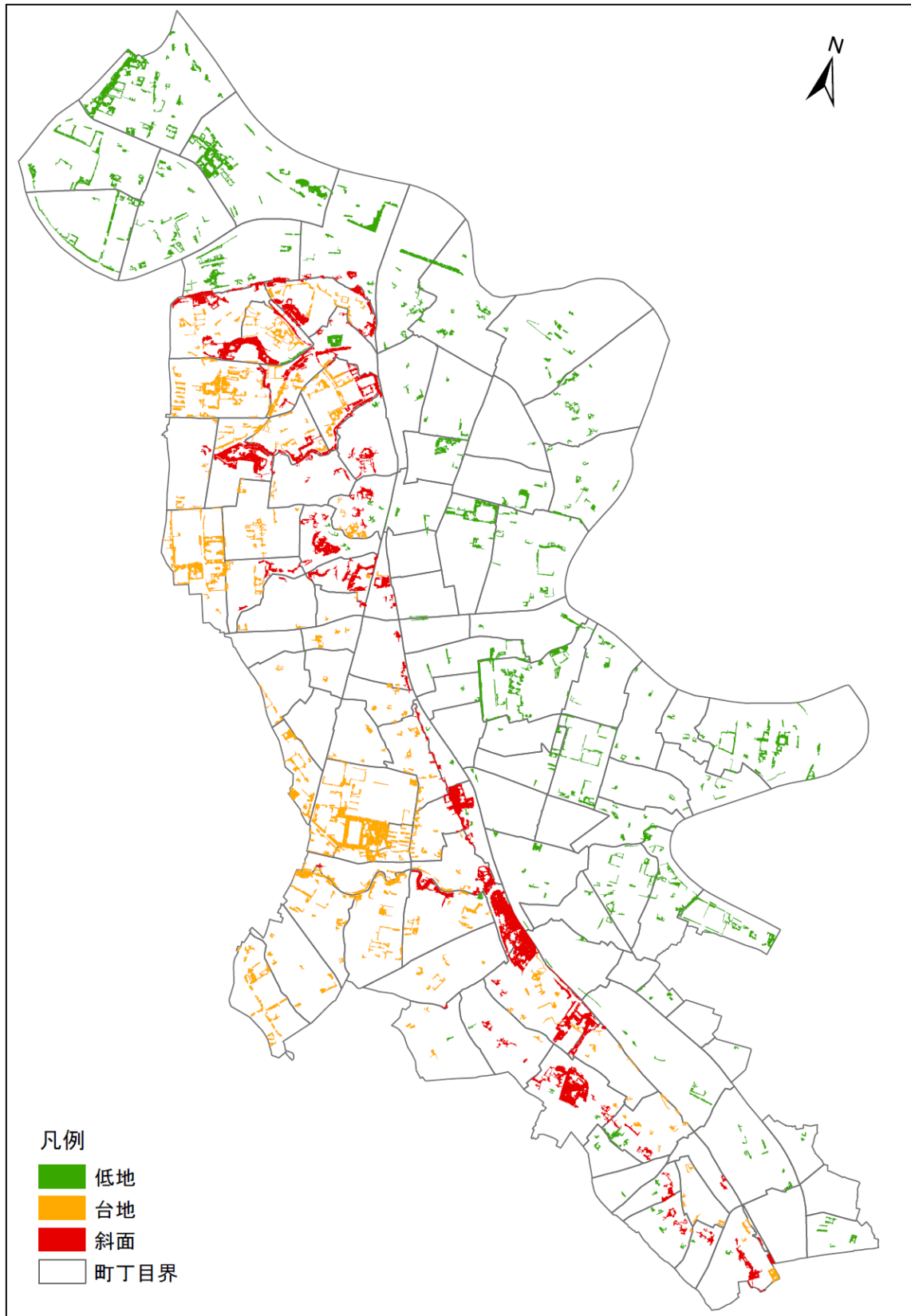


図1-I-16 地形区分別樹林分布状況（平成21年度「崖地樹林面積調査」より）

◆緑の飛び石生息地

生きものの生息地となる規模の、飛び石のような緑地等を「飛び石生息地」と呼びますが、平成 11 年度以降、9カ所の区立公園、6カ所の児童公園が新設されるなど、公園緑地の増加により、飛び石生息地間の距離は縮小しています。

また、平成 20 年度には 2,256 本確認された大径木は樹木系の飛び石生息地として機能しています。さらに、点在する個人住宅の庭などを含むドット状の飛び石生息地は、区内のほぼ全域をカバーしています。(大径木の分布は、p.24「図1-I-11 大径木分布図」参照)

2. 緑の「質」の現況

1) 植物調査結果の概要

北区では、昭和 61 年～平成元年と平成 17 年から平成 18 年に行った 2 回の植物調査など、各種の野生生物調査を実施しています。ここでは、平成 17 年から平成 18 年に行った植物調査をもとに、北区の野生植物の特性を記述します。

平成 17、18 年度調査では、種子・シダ植物は、138 科 398 属 701 種が記録されました（そのうち在来種は 542 種：在来率 77.3%）。

シダ植物は、13 科 26 種が記録され、「北区の植物 1988」において「希」とされたクラマゴケ、ヤマヤブソテツ、イノデ、ヒメワラビ、ノキシノブが確認されています。

裸子植物は、7 科 15 種が記録されましたが、その全てが植栽されたものか、そこから逸出したものでした。

双子葉植物の離弁花類は、74 科 327 種と全体の 46.8%が記録され、「希」とされたメヤブマオ、コイヌガラシ、ウワミズザクラ、アマチャツルなどが確認されています。

合弁花類は、24 科 155 種が記録され、「希」とされた種で自生と思われるものでは、ヤマツツジ、ヤマウグイスカグラ、イワニガナなどが確認されています。

単子葉植物は、20 科 176 種が記録され、「希」とされた種で自生と思われるものでは、コナギ、コゴメスゲ、ヒデリコなどが確認されています。

このように、区内では、樹林内に生育する植物から、草地、湿地、水中に生育する植物まで、多様な環境に生育する植物が見つかっています。

また、これらの種の中には、北区に本来生育している在来種とよそから持ち込まれた外来種が存在しますが、在来種の中には植栽されたものや、そこから逸出したと考えられるものも多数存在しています。

表 1-I-14 調査結果の概要（平成 17-18 年度 植物調査より）

分類群	科	属	種類(%)	代表的な確認種		
シダ植物	13	17	26(3.7)	スギナ、イノモトソウ、オニヤブソテツ、イヌワラビ、シケシダなど		
種子植物	裸子植物	7	12	15(2.1)	イチヨウ、アカマツ、スギ、メタセコイヤ、ヒノキ、サワラなど	
	被子植物	離弁花類	74	191	327(46.8)	オニグルミ、アカメヤナギ、スダジイ、コナラ、ケヤキ、イヌタデ、シロザ、タケニグサ、タネツケバナ、ノイバラ、ネムノキ、カタバミ、エノキグサ、ノドウ、タチツボスミレ、キカラスウリ、チドメグサなど
		合弁花類	24	88	155(22.3)	ヤマツツジ、オカトラノオ、エゴノキ、ヒイラギ、ヘクソカズラ、コヒルガオ、ホトケノザ、ヒヨドリジョウゴ、オオイヌノフグリ、ヤセウツボ、ヨモギ、アメリカセンダングサ、ハルジオン、カントウタンポポなど
	単子葉類	20	90	176(25.1)	ジャノヒゲ、ヒガンバナ、ヤマノイモ、ニワゼキショウ、イ、メヒシバ、ウシノシツペイ、ススキ、ヨシ、カラスビシヤク、ウキクサ、ヒメガマ、マスクサ、カンエンガヤツリ、ホソミキンガヤツリ、シユンランなど	
合計	138	398	701			

2) 調査地ごとの結果

◆浮間公園周辺

浮間公園及び周辺の土手の調査から、全体の38.2%に当たる83科268種が記録されました。浮間ヶ池にはほとんど水生植物が見られませんが、荒川土手にはカントウタンポポなどの在来植物群落が見られました。

◆清水坂公園

崖線の緑を取り込んだ「自然ふれあい情報館・自然観察園」があり、全体の39.9%に当たる90科280種が記録されました。コナラ、イヌシデ、ミズキなどの落葉広葉樹やシロダモ、スダシイ、タブノキなどの常緑広葉樹が混じる崖線特有の樹林が残存し、林床ではベニシダ、オニヤブソテツ、イノモトソウ、オオバイノモトソウなどが確認されています。自然観察園では、ヤナギ類やコナギ、ミコシガヤなど、水辺や湿地を好む植物が見られました。

◆赤羽自然観察公園

自衛隊十条駐屯地の跡地に、谷状の地形と湧水を活用して作られた公園です。「自然保護区域」が設けられており、全体の54.9%に当たる92科385種が記録されました。

自然保護区域内には、ヨシやヒメガマなどの大型湿性植物の他、ゴウソ、アゼナルコなどの湿性植物が多く見られました。また、湿地周辺にはノイバラやクズ、ヘクソカズラなどのつる性植物が繁茂し、アカメヤナギ、オノエヤナギなどのヤナギ類やハンノキなどが湿地林を形成しています。また、公園内には区内最大の水田があり、ミソソバやミソコウジュ、アゼナなど、水田・湿地に特有の植物が確認されています。

◆飛鳥山公園

ソメイヨシノ、サトザクラなど650本の桜やツツジ、アジサイが多数植栽されており、33.6%に当たる85科236種が記録されています。線路沿いに帯状に広がる斜面林は、崖線の緑として最もボリュームがあり、林冠は主にスダシイやシラカシなどの常緑広葉樹とイヌシデ、ミズキ、ムクノキなどの落葉広葉樹で構成されています。低木層にはイヌツゲ、ヒメコウソ、シロダモ、ヒサカキなどが生育しています。ベニシダ、クマワラビなどの在来のシダ植物が確認されるなど、斜面林は比較的良好な環境が保たれていますが、種数はそれほど多くありません。

◆中央公園

7.9haの敷地を持つ広い公園ですが、記録されたのは全体の33.6%・77科236種で、飛鳥山公園同様、調査した公園・緑地の中では、最も少なくなっています。全体に平坦でスダシイやマテバシイ、クスノキ、ヒマラヤスギなどの常緑樹が多く植栽され、林床が暗く下草がほとんど見られません。桜の多い植栽地では、イヌタデやタチツボスミレ、アマチャツル、ヤワラスゲなど、里地の林縁や畑地に見られる植物が確認されています。

◆荒川・岩淵水門周辺

荒川土手や河川敷周辺では、全体の35.9%に当たる73科252種が記録されました。一部では、カントウタンポポなどの在来種が確認されましたが、土手の大部分はイヌムギ、シマスズメノヒエ、オニウシノケグサなどのイネ科外来植物に覆われていました。一方、ワンドの周辺ではカンエンガヤツリやヌマガヤツリなどの在来種が確認されましたが、やはり、アレチウリやセイタカアワダチソウ、オオオナモミ、ホソミキンガヤツリなどの外来種が多数を占めていました。

3) 貴重種

今回、確認された種から、環境省選定のレッド・データ種、東京都選定の重要な野生生物種を中心に選定した結果、19科27種が確認されました。そのほとんどは、植栽か人為的に導入された種ですが、ジャヤナギ、コイヌガラシ、ゴキツル、ミゾコウジュ、ニガカシュウ、アゼガヤ、カンエンガヤツリについては、自生と判断された個体も確認されています。

表1-I-15 貴重種選定結果 (平成17-18年度 植物調査より)

No.	科名	種名	選定基準			
			イ	ロ	ハ	ニ
1	デンジソウ	デンジソウ			VU	D
2	ヤナギ	ジャヤナギ				C
3		オノエヤナギ				C
4	カバノキ	ハンノキ				C
5	スイレン	ジュンサイ				D
6		コウホネ				A
7	ドクダミ	ハンゲショウ				A
8	アブラナ	コイヌガラシ			NT	
9	マンサク	トサミズキ			VU	
10	ユキノシタ	ヤマネコノメソウ				C
11	ウリ	ゴキツル				B
12	ミツガシワ	ミツガシワ				A
13		ガガブタ			VU	A
14		アサザ			VU	A
15	シソ	ミゾコウジュ			NT	A
16	ゴマノハグサ	カワヂシャ			NT	
17	ヒルムシロ	エビモ				C
18	ヤマノイモ	ニガカシュウ				A
19	アヤメ	カキツバタ			VU	D
20	イネ	エゾノサヤヌカグサ				C
21		アゼガヤ				C
22	サトイモ	ショウブ				UK
23	カヤツリグサ	ジョウロウスゲ			EN	
24		コウボウシバ				B
25		カンエンガヤツリ			VU	A
26		エゾウキヤガラ				C
27	ラン	エビネ			VU	A

●選定基準やカテゴリーの略号

- ・A：「文化財保護法」に基づく国の天然記念物に指定されている種。
- ・B：「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種および緊急指定種に指定されている種。
- ・C：「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物、レッドデータブック 8 植物 I 維管束植物」（環境庁自然保護局野生生物課編 2000年）で絶滅危惧 I A類（CR）、絶滅危惧 I B類（EN）、絶滅危惧 II類（VU）、準絶滅危惧（NT）、情報不足（DD）、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）のいずれかのカテゴリーに指定されている種。
- ・D：「東京都の保護上重要な野生生物種」（東京都環境保全局 1998年）で、区部におけるAランク（A）、Bランク（B）、Cランク（C）、Dランク（D）、地域限定種（Ep）、現状不明（UK）のいずれかに該当する種。

4) 外来種

ここでは、江戸時代末期から現代にかけて、日本に入ってきた新帰化植物を「外来種」として選定した結果、52科 159種が確認されました。このうちのアレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャの3種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称「特定外来生物法」）で駆除などの早急な対策が望まれる「特定外来生物」に指定されている種です。

表1-I-16 調査地ごとの確認された外来種の種数 （平成17-18年度 植物調査より）

公園・緑地	種類数			確認された特定外来生物
	外来種	要注意外来生物	特定外来生物	
浮間公園	65	24	1	オオフサモ
清水坂公園	56	19	1	アレチウリ
赤羽自然観察公園	85	26	2	オオフサモ、オオカワヂシャ
飛鳥山公園	34	11	1	アレチウリ
中央公園	55	15	0	—
荒川(岩淵水門周辺)	76	27	3	アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ

第2章

北区の緑の課題

I. 背景となる時代の潮流・新たな課題

1. 緑をめぐる現代の潮流

前回の緑の基本計画の策定後の社会経済情勢や自然環境等の変化により、環境緑化問題への関心が高まりつつあります。また、地球温暖化やヒートアイランド現象の深刻化などにより、温室効果ガスを吸収する緑の役割はますます高まっています。

平成16年には都市緑地保全法等が改正され、名称も「都市緑地法」に変更となりました。この改正では、各自治体が策定する「緑の基本計画」に位置付ける事項として、「都市公園の整備の方針」が新たに加えられ、また「緑化地域」や「地区計画等緑化率条例」などに関する規定も盛り込まれるなど、制度としての更なる充実が図られています。

また、平成20年には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来に渡って享受できる自然と共生する社会を実現させることなどを目的とした生物多様性基本法が制定され、市町村においても、国に準じた施策を策定し、実施する責務が生じました。

このように、地球環境と生物多様性の時代を迎え、緑の保全と緑化を進めるにあたっては、量の確保と質（生物多様性）の向上をとともに図ることが求められています。今後、区民、事業者、区が一体となって北区の緑化を推進するためには、この視点に立った新たな緑化ビジョンを示す必要があります。

2. 温暖化問題への対応

1) 地球環境問題の現状

人類は18世紀の産業革命以降、資源を大量に消費し、豊かさを求めてきました。20世紀半ば以降、より大量生産・大量消費の経済活動が行われ、その結果、環境の悪化が一国内にとどまらず、国境を越え、地球的規模に拡大しました。

この地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、有害物質の越境移動、海洋汚染、野生生物種の減少、開発途上国の公害問題、砂漠化の九つといわれています。

これらの中で、近年、特に問題となっているのが、地球温暖化です。

ここでいう地球温暖化とは、大気中に人為的に放出された二酸化炭素やメタンなどにより大気の保温効果が強まることですが、温室効果ガスそのものは現在の生物が生存するためには必要なものです。

これらの温室ガスがあることで地球の平均気温は15℃程度に保たれていますし、温室効果ガスがないと気温の日較差・年較差が大きくなり、多くの生物が絶滅する可能性があります。

このように、温室効果ガス自体は生きものの生存に適した微妙な気温を保つために本来必要なものですが、人為的に排出された温室効果ガスに起因する地球規模で気温の上昇、気候の変動などが、今、大きな問題となっているのです。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第四次評価報告書では、2005年までの過去100年の間に世界の平均気温が0.74℃上昇し、人間活動に由来する温暖化が起きているとほぼ断定しています。

→※北区「地球温暖化対策地域推進計画」（平成20.3）より

2) 温室効果ガスの吸収

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の濃度を増加させないことが重要です。

森林を構成している一本一本の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えるので、地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素量は一本一本みな違っていますが、例えば、適切に手入れされている80年生のスギ人工林では1ha当たり約170t（1年間当たり平均で約2.1t）、同じく80年生のブナを主体とする天然林では1ha当たり約100t（1年間当たり平均で約1.3t）程度の炭素を蓄えていると推定されています（二酸化炭素に換算すると、それぞれ約620t、約370t、1年間当たりそれぞれ約7.8t、約4.6t）。また、我が国全体では、森林が1年間に蓄える二酸化炭素の量は約8,300万トン（平成18年度）程度と考えられています。

北区には「森林」と呼べるだけの大規模な緑地はありませんが、公園の樹木や街路樹、庭木なども二酸化炭素を吸収して光合成をおこなっていますので、吸収量は自然の中で生育する森林の樹木ほどではないでしょうが、地球温暖化防止に役立っています。

→※林野庁ホームページ「地球温暖化防止に向けて」より

3) ヒートアイランド現象への対応

東京の年平均気温は、過去100年で3.0℃上昇していますが、この値は他の大都市の平均上昇気温2.4℃、中小規模の都市の平均上昇気温1℃より大きな値です。

この気温上昇の要因としては、地球温暖化の影響も考えられますが、都市活動に起因するヒートアイランド現象の影響が大きいと考えられています。

ヒートアイランド現象を緩和するための手法としては、風の道づくりなどが検討されていますが、緑と水系の果たす役割は決して小さくありません。

河川は「風の道」の主要な存在ですし、植物の蒸散作用により気温の上昇が抑えられることについては、様々な研究で明らかになっています。

公園・緑地の新設や街路樹の整備などの区の取り組みはもちろん、区民・事業者のみなさんの手による庭や生け垣の造成、屋上・壁面緑化などの小規模な緑化でも、少しずつ積み重ねることで、その効果は表れます。

計画を策定するにあたっては、温暖化を抑えるという視点を持つことが重要です。

→※北区「地球温暖化対策地域推進計画」（平成 20.3）に加筆

3. 生物多様性の保全・再生上の課題

1) 生物多様性とは

この地球上に生命が誕生して以来、生きものは様々な環境に適応して進化し、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、網の目のように繋がり、現在の地球を作り上げてきました。

この遺伝子や形、生活の仕方の異なる多種多様な生きものが互いに関係を持ちながら存在していることを「生物多様性」と呼びます。

生物多様性には次のような3つのレベルがあります。一つは、森林や河川、湿地などいろいろなタイプの自然があることを「生態系の多様性」といいます。もう一つは、大きなヒグマから微生物まで、いろいろな生きものがいることを「種の多様性」といいます。そして、ナミテントウの模様には遺伝子によっていろいろなタイプがあるように、遺伝子レベルの違いがあることを「遺伝子の多様性」と呼びます。

私たちのいのちと暮らしは、この生物多様性に支えられています。生命に必要な酸素、植物を育む土壌、栄養の豊かな川や海は、多様な生きものが生み出したものです。

私たちはその中で農作物や家畜を育て、魚をとっています。また、生物多様性に支えられた日本の豊かな風土は、自然を愛でる感性や自然観を育み、みそやしょうゆなどの食文化を培ってきました。そして、豊かな森林は、災害を防止し豊かな海の幸をもたらすように、健全で豊かな生物が織りなす生物多様性は、将来にわたって私たちの暮らしを守り支えてくれるのです。

2) 日本の生物多様性の危機

ところが、日本の生物多様性は今、次の4つの危機に瀕しています。

- ①開発や乱獲による生息・生育地の減少、種の絶滅や個体数の激減
- ②里地里山など人が利用することで維持されてきた環境の変化
- ③外来種や化学物質などの持ち込みによる生態系の攪乱
- ④地球温暖化による世界的な危機

3) 第3次生物多様性国家戦略における4つの基本戦略

2007年に策定された第3次生物多様性国家戦略では、国や地方公共団体、事業者や国民、民間団体などは、以下の施策を達成する責務を負うとされています。

- ①生物多様性を社会に浸透させる
- ②地域における人と自然の関係を再構築する
- ③森、里、川、海のつながりを確保する
- ④地球規模の視野を持って行動する

4. 上位・関連計画における位置付け

1) 関連法令

①都市緑地法（平成16年改正）

●第四条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」

○市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができるようになりました。（要旨）

●第五条「緑地保全地域制度」

○都市内に残された貴重な緑地については、木竹の伐採や宅地の造成等の行為を許可制とし、現状凍結的な保全を行う（特別）緑地保全地域制度によりこれまで保全されてきました。

他方、近年その重要性がクローズアップされている里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地や、都市圏の骨格を形成するような広域的な緑地の保全を進める上では、厳しい行為規制による現状凍結的な保全ではなく、一定の土地利用と調和した緩やかな規制による保全手段の必要性が指摘されていました。

このため、届出制により一定の土地利用を認めつつ緩やかな規制を行う地域地区として「緑地保全地域」が創設されました。（要旨）

●第二十条「地区計画等の活用」

○従来の地区計画等においても、緑地の保全については、「現存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項」を定めることができるとなっていました。

しかし、保全のための手段が規制力の弱い「届出・勧告制」にとどまっているため、地区にとって貴重な緑地が失われる恐れがありました。

このため、市町村が条例を定め木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可制とすることにより、現状凍結的な保全を行うことができるようにしています。（要旨）

●第三十四条「緑化地域制度」

○都心部等の稠密な土地利用がなされている市街地において早期に緑を創出するためには、市街地の土地利用の大半を占める建築物の敷地の緑化を推進することが有効です。

このため、今回新たに「緑化地域制度」と「地区計画等による緑化率規制制度」が創設されました。（要旨）

「緑化地域制度」は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、大規模な敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける

ものです。

●第六十条「緑化施設整備計画認定制度」

○民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

【参考】国土交通省「公園とみどり」ホームページ 「都市緑地法について」

<http://www.mlit.go.jp/crd/park/topics/b6/index.html>

②生物多様性基本法

●第五条「地方公共団体の責務」

○「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。

●第七条「国民及び民間の団体の責務」

○「生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。」、また、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。」としています。

●第十三条「生物多様性地域戦略の策定等」

○「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」としています。

2) 東京都等の計画

東京都では、昭和56年に「東京都緑のマスタープラン」を策定して以来、区とかかわる緑に関する様々な計画を策定しています。また、東京都と区市町村が合同で2015年までに整備に着手する予定の都市計画公園・緑地を示した「都市計画公園・緑地の整備方針」に引き続き、現在同様の手法で、「今ある貴重な緑の保全やあらゆる都市空間への緑化等、民有地の緑の課題に対し、都と区市町村が合同で、望ましい緑のあり方や取り組みの方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的とした「緑確保の総合的な方針」を検討しています。

3) 北区の上位・関連計画

①北区基本計画（改定中）

北区では現在基本計画の改定中であるが、「北区基本計画 2005」及び「北区経営改革プラン」の改定のための検討会答申（平成 21 年（2009 年）6 月）では、主に、「第 3 章安全で快適なうるおいのあるまちづくり」において、緑に関する施策を推進することとしています。特に、「3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備」の項で示された公園・水辺の整備と、「3-7 持続的発展が可能なまちづくり」の項で示された良好な生活環境の保全、「3-8 自然との共生」の項で示された自然環境の保全・創出、環境緑化の推進は、本計画と密接にかかわる内容であり、同様な視点で描かれています。

②北区都市計画マスタープラン（改定中）

都市計画マスタープランも現在改定中ですが、都市計画公園・緑地の計画指針となるものです。本計画とは密接な関係にあり、相互に連携し、整合性のある計画としていくこととしています。

③北区環境基本計画

平成 17 年 6 月に策定された北区環境基本計画では、環境学習機会の確保や、環境学習拠点の確保、生態系の保全、緑・水辺の保全・創出、地下水の涵養、ヒートアイランド対策など、本計画にかかわる施策を推進することとしています。

Ⅱ. 北区が大切にしている、緑に対する視点

○緑が持っている基本的な機能としては、一般的に、

- ・環境保全
- ・レクリエーション
- ・景観形成
- ・防災

…の4つがあると言われています。

今回の「北区緑の基本計画」では、上位・関連計画等や社会背景、前回の計画を踏まえ、従前の環境保全機能を地球環境保全機能と生物多様性保全機能に分け、コミュニケーション機能を追加することで、以下の6つを、北区が大切にしている「緑に対する6つの視点」として重視していきたいと考えます。

<北区が大切にしている、緑に対する6つの視点>

◆地球環境保全

- ・日差しを遮る、気温を下げる、風を弱めるなど、気象を人にやさしい状態にやわらげたり、調節したりする。
- ・地球温暖化に影響を及ぼすCO₂を吸収する。また、日射を遮るなどを通じて、省エネルギーにも寄与する。
- ・大気汚染物質を吸収し、空気をきれいにする。
- ・地下水を涵養して、水循環を助ける。

◆生物多様性保全

- ・野鳥や昆虫などに隠れ場所、餌、水などを提供する。
- ・緑環境の多様性は、生物の多様性に大きく影響を与える。
- ・ネットワーク状につながった緑は、生息地（ハビタット）の連続性を高める。

◆レクリエーション

- ・自然とのふれあいや散策、休養を通じて、人々にやすらぎをもたらす。
- ・スポーツや余暇活動を楽しむ場となる。
- ・人々に花や緑を育てる楽しみを与えてくれる。

◆景観形成

- ・河川敷草地や崖地樹林、自然性の高い樹林・草地などの骨格的な緑や大径木などは、地域の個性をつくり、まちにうるおいを与える。
- ・公園や社寺林などの歴史・文化資源と結びついた緑は、地域のシンボルとなる。
- ・公共施設や住宅団地、民有地などの緑は身近な景観を改善させる。

◆防災

- ・火災の延焼を防止する。
- ・生垣化により、地震発生時の塀の倒壊による災害が減少する。
- ・避難場所や避難経路、救援・救助活動の拠点となる。

◆コミュニケーション

- ・緑を通じて、区民・事業者・区相互の信頼・協力関係を築くことができる。
- ・緑や環境、生きものなどについて体験を通じた学びを得ることができる。
- ・地域で花や緑を育てることが、コミュニティ形成の一助となる。

Ⅲ. 北区の緑の評価

1. 6つの視点からの評価

前述の「北区が大切にする緑に対する6つの視点」から、北区の緑をめぐる現況を多角的に評価・分析しました。

1) 地球環境保全機能

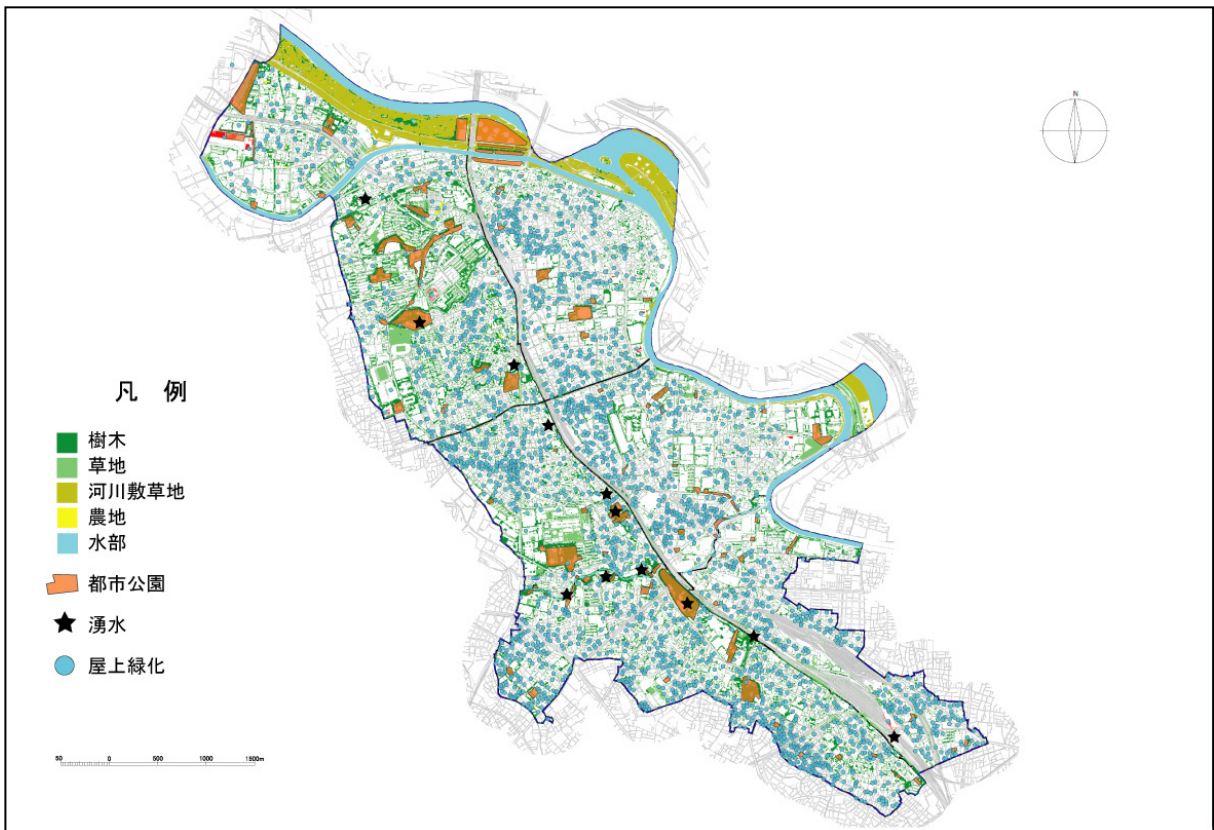


図2-Ⅲ-1 地球環境保全機能に関する評価図

- ・市街地での温暖化の緩和や二酸化炭素の吸収に寄与する緑の量についてみると、北区では、1㎡以上の緑被は380.73ha（18.49%）、そのうちでも樹木被覆地は237.52ha（11.54%）存在していますが、これらは地域的にも土地利用からみても偏在しています。そのうちでも300㎡以上の樹林は、その多くが赤羽西地区、滝野川西地区に偏在し、土地利用からみても、公園・緑地や教育文化施設地、公的集合住宅用地に集中する傾向が認められます。特に、5,000㎡以上の大規模な樹林は公園・緑地に分布が偏っています。
- ・緑の中核となっている公園・緑地でも、緑被率は規模が大きい公園で高くなっています。特に、飛鳥山公園や旧古河庭園、名主の滝公園からなる風致・歴史公園では、緑被の大部分が樹木被覆地で占められています。
- ・小規模な樹林は減少していますが、大規模な樹林は増加・拡大しています。
- ・湧水は、平成2年の調査では13箇所が確認されていますが、枯れているところもあります。湧水は、名主の滝公園、赤羽自然観察公園などで活用されています。
- ・大規模な緑の少ない住宅系の土地利用では、小規模な屋上・ベランダ緑化が集中しています。

2) 生物多様性保全機能

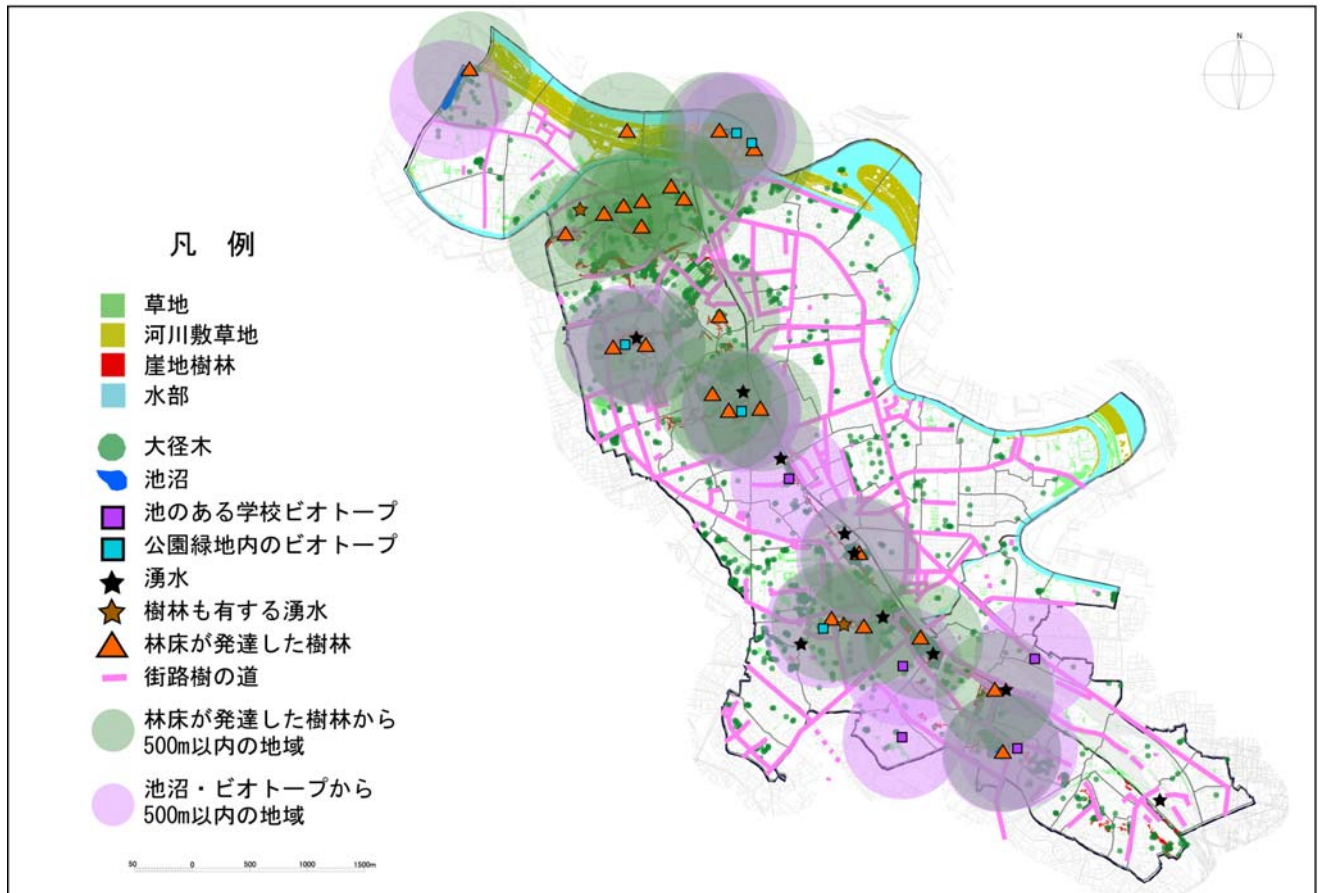


図2-Ⅲ-2 生物多様性保全機能に関する評価図

- ・平成 17・18 年調査では、ジャヤナギ、コイヌガラシ、カンエンガヤツリなど 27 種の貴重種を含む在来種 542 種が確認されていますが、植栽か人為的に導入された種も多く、野生状態で生育しうる生息地（ハビタット）は、赤羽自然観察公園や名主の滝公園などの林床が発達した樹林や池沼等をもつ公園、ビオトープ園、河川敷などに限られています。
- ・北区には 1㎡以上の緑被は 380.73ha、そのうちでも 300㎡以上の樹林は 1,004 箇所、135.51ha 存在していますが、森林と呼べる規模のものはありません。また、林床が発達した樹林は、公園等を除けば、社寺林などにわずかに存在するだけで、いずれも孤立化が進んでいます。
- ・林床が発達した樹林は崖地樹林に集中しています。
- ・草地は大規模なものは河川敷に偏在しています。
- ・河川敷草地は 81.98ha と大きく、連続していますが、市街地の草地とは連続していません。
- ・道路の緑化が進み、緑道の増加と共に樹木系の回廊が形成されつつあります。
- ・平成 11 年以降、11 箇所の公園・児童遊園が新設され、大径木が 2,256 本確認されるなど、生きものの飛び石生息地は区内のほぼ全域をカバーしていますが、草地系の生息地（ハビタット）が不足しています。
- ・イトトンボなどでは、飛び石生息地としての池沼や湿地が求められますが、市街地には、そのような池沼は公園、学校ビオトープなどに僅か存在するだけです。

3) レクリエーション機能

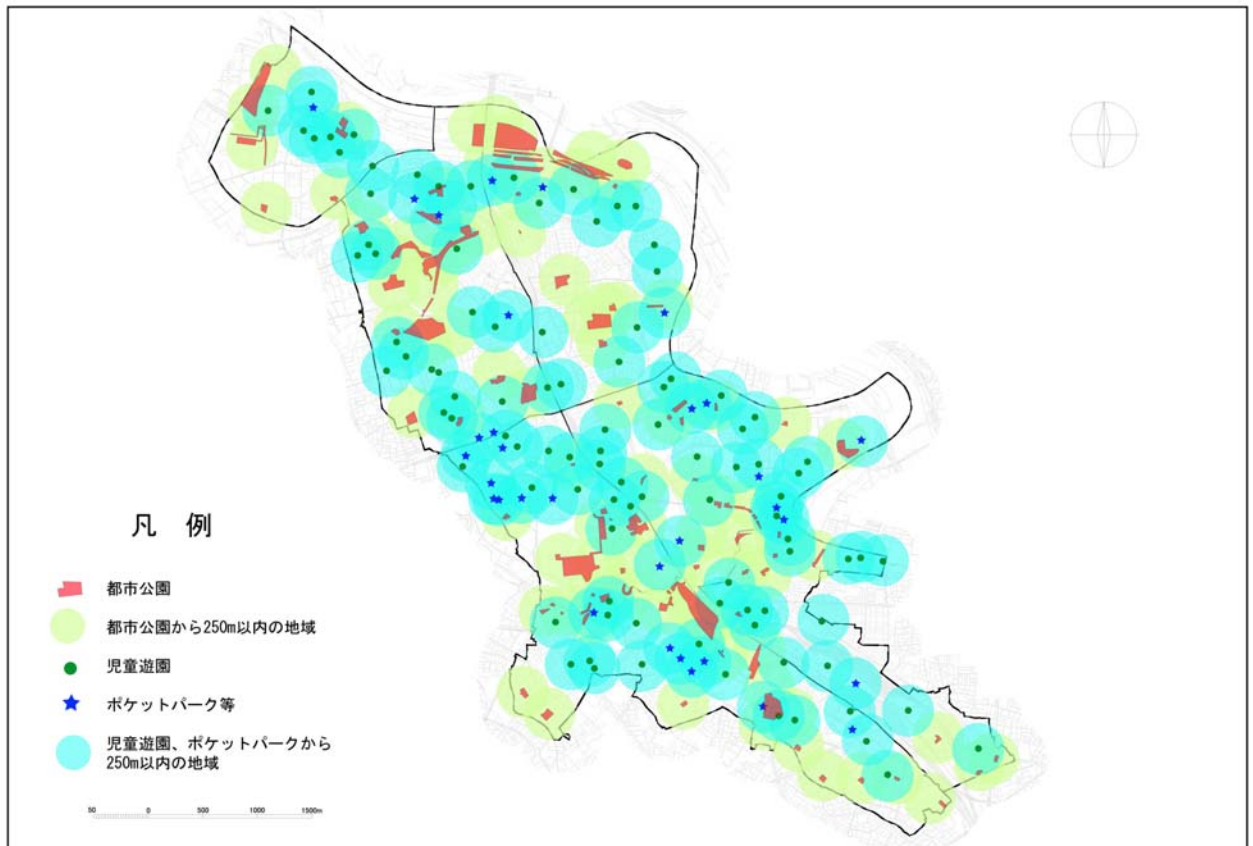


図2-III-3 レクリエーション機能に関する評価図(1)



図2-III-4 レクリエーション機能に関する評価図(2)

- ・平成 10 年から都市公園は 10 箇所、児童遊園等は 7 箇所増加し、都立公園 2 箇所を含めた市街化区域内の公園等面積は、区民一人あたり 2.2 m²と、平成 10 年より 0.1 m²増加していますが、大規模な公園は台地部や河川敷に偏在しています。
- ・子どもたちの行動圏は、半径約 500m、特に幼児は半径約 250mといわれていますが、その距離で誘致圏域を図に落としてみたところ、そこから外れた地域が低地部の住宅地などで見られました。
- ・自然とふれあえる公園として、北区子どもの水辺、赤羽自然観察公園などが新設されましたが、このような公園はまだ少なく、地域的にも偏りが見られます。
- ・スポーツが楽しめる公園としては、北運動公園、中央公園などが整備され、スポーツ施設のある学校では夜間開放もしていますが、王子東地区や滝野川東地区ではそうした公園が不足しています。
- ・北区七道、自然観察コースなど、多くの散策コースが設定され、街路樹が整備されるなど、ネットワーク化が進んでいますが、河川沿いなどにはまだ整備が進んでいない場所があります。
- ・区内の 43 校の小・中学校は、日時を定めて校庭を一般開放しています。
- ・大規模な緑の少ない住宅系の土地利用では、小規模な屋上・ベランダ緑化が集中し、北区では住宅の屋上やベランダでの園芸が盛んであることがうかがえます（「図 2-Ⅲ-1 地球環境保全機能に関する評価図」参照）。

4) 景観形成

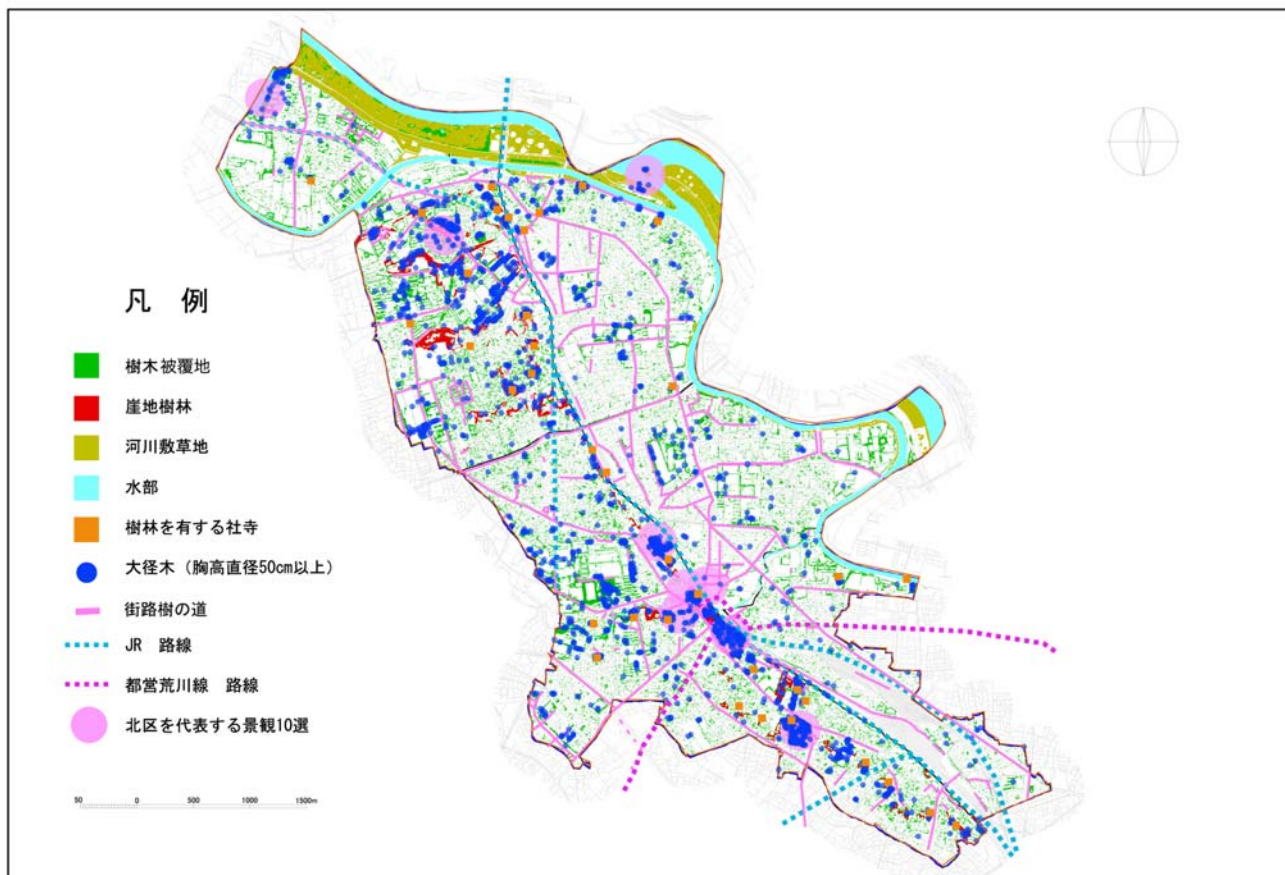


図2-Ⅲ-5 景観形成に関する評価図

- ・区内には、飛鳥山公園、旧古河庭園、醸造試験所跡地公園など、歴史や文化を象徴する公園が存在し、まとまった個性ある緑が確保されています。
- ・社寺林などの歴史・文化資源と結びついた緑や大径木は、地域のシンボルとして、北区の緑を特徴づけています。
- ・ほぼ南北の中心を崖地樹林が連なり、台地側へ枝状に入り込む特徴が見られます。台地の先端などには、王子神社や香取神社、普門院、静勝寺などの社寺林がまとまった緑を形成しています。
- ・荒川沿いには、河畔林や河川草地が連なり、また、石神井川でも、台地部では緑地や遊歩道が整備され、沿川に樹林も多く、良好な河川景観が形成されています。一方、新河岸川から隅田川、石神井川の王子駅下流などでは、一部でスーパー堤防などの整備により草地や遊歩道が整備されていますが、全体としては河川の表情が乏しくなっています。
- ・区内に存在する胸高直径50cm以上の大径木2,256本は地域的にも土地利用からみても偏在しています。地区別では、全体の約2/3が赤羽西地区(744本)と滝野川西地区(711本)に、土地利用別では、全体の約2/3が公園・緑地(776本)と寺社を含む教育文化施設(621本)に分布しています。
- ・保護樹林や保護樹木、保護生垣、街路樹などは、地域の景観をうるおいのあるものにすることに寄与しています。
- ・崖地樹林に沿って区内中央をほぼ南北に貫くJR線や、東西に伸びる都電荒川線の沿線には、生垣状の緑が見られます。
- ・学校や公的住宅団地、公園等の緑、街路樹などは地域の景観をうるおいのあるものにすることに貢献しています(「図2-Ⅲ-1 地球環境保全機能に関する評価図」も参照)。ただし、地域によっては、強剪定などによりその効果が減じているものもあります

5) 防災機能

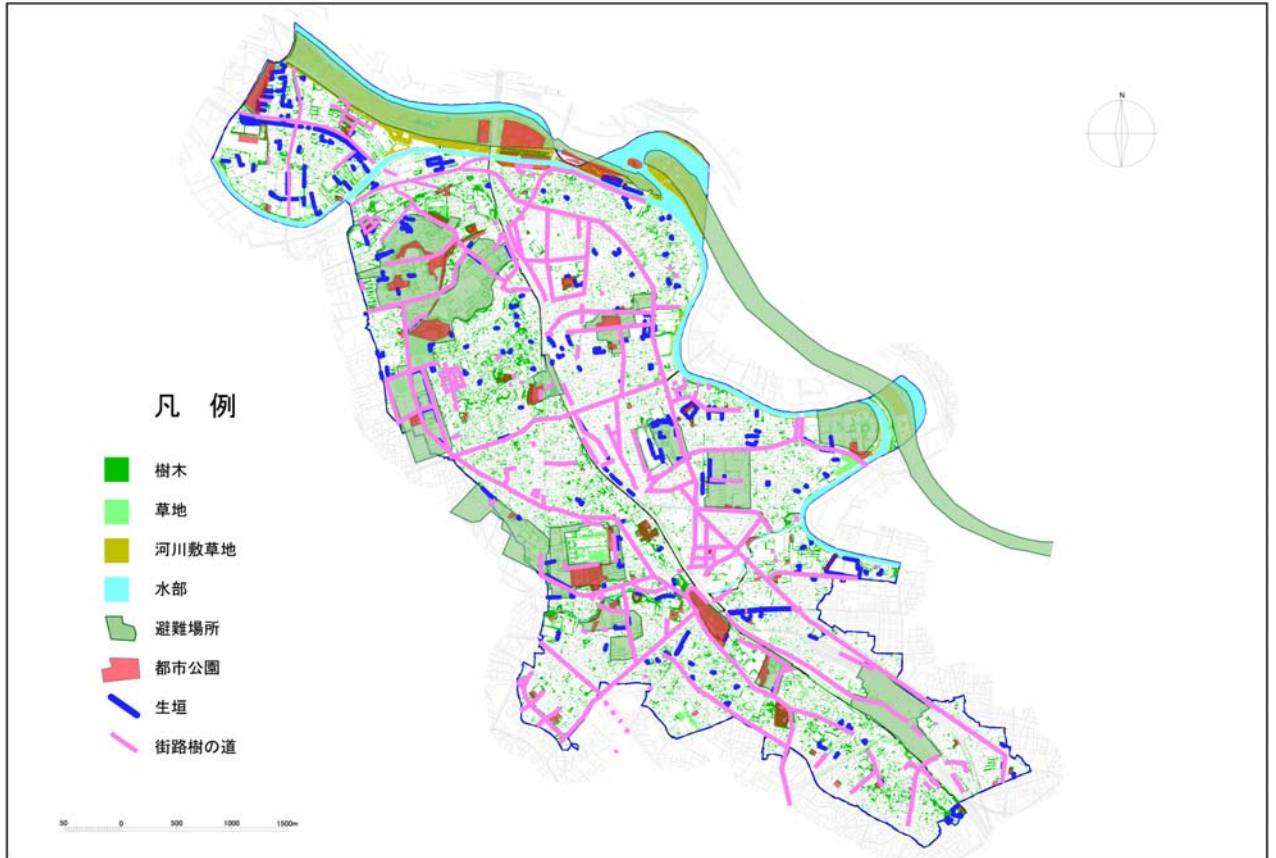
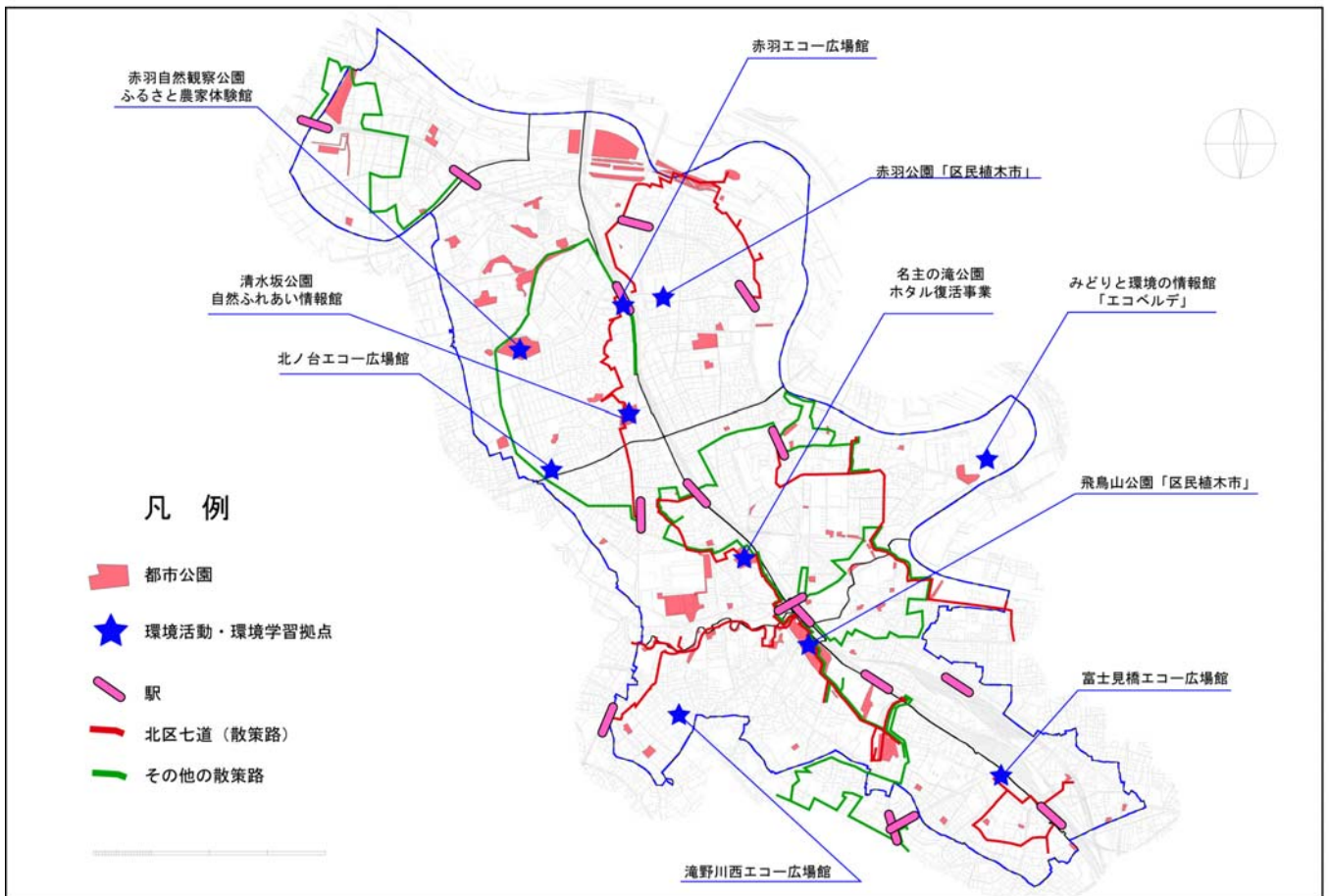


図2-Ⅲ-6 防災機能に関する評価図

- ・ 14 箇所の避難場所（広域避難場所）の区域内には、都市公園が 17 箇所含まれており、避難場所の防災機能を高めることに貢献しています。
- ・ 延焼防止や建物の倒壊抑制などの効果が期待できる緑の分布には地域差があります。特に、大規模な公園やオープンスペースは河川敷と台地部の一部に偏在しています。
- ・ 街路樹のある道路は延焼遮断帯としての機能を持っていますが、地域によっては、連続性が確保されていません。
- ・ 道路の安全性を確保する効果をもつ、生垣などの接道緑化地は緑化計画書による指導や生垣助成などにより増え、高さ 1 m 以上で延長が 20メートル以上の生垣も平成 15 年から平成 20 年の間に 262 箇所、17,696m に増加しています。
- ・ 崖地樹林には擁壁の無い「がけ」と「擁壁とがけの複合」が 17 箇所存在しています。

6) コミュニケーション機能



■環境活動・環境学習拠点施設の主な活動 (平成20年度版「北区の環境」より)

赤羽自然観察公園	環境大学事業「一般向け環境講座」、ボランティアによる各種イベント運営・植生管理、ふるさと農家体験館等
みどりと環境の情報館「エコベルデ」	みどりの教室、図書閲覧・講習スペース、多目的スペース、土壌汚染対策情報コーナー、緑や園芸に関わる教室や講習会の開催、植物・園芸関係資料の情報提供等
清水坂公園「自然ふれあい情報館」	一般向け各種教室、子ども環境教室、環境学習リーダー養成講座、米作り教室、常設展示等 平成20年度入館者数: 49,895人
赤羽エコー広場館	環境大学事業「ホテル飼育講座」「子ども向け環境講座」「一般向け環境講座」
北ノ台エコー広場館	わさび校房、伝承校房、紙染校房、衣類の回収等
富士見橋エコー広場館	エコライフ講座、暮らし方達人教室、こども広場、明日塾、さき布織り、紙すき、廃食油石けんづくり、リフォーム等
滝野川西エコー広場館	エコライフ講座、リサイクルアイデア講座
名主の滝公園	ホテル復活事業
赤羽公園	区民植木市
飛鳥山公園	区民植木市
北とびあ	エコライフフェア
区内各所	「北区みどりの協力員」による各種緑化活動、「北区美化ボランティア」による花のあるまち推進事業

図2-Ⅲ-7 コミュニケーション機能に関する評価図

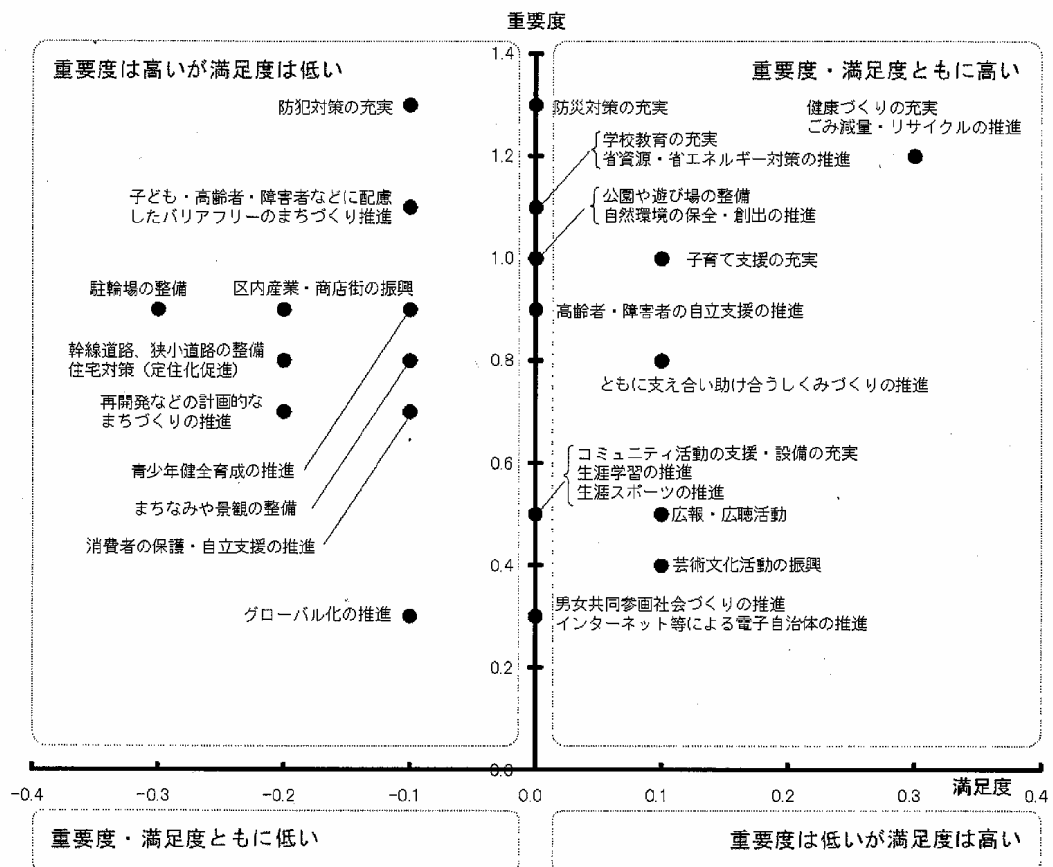
- ・自然ふれあい情報館や赤羽自然観察公園、みどりと環境の情報館「エコベルデ」など、緑について学べる場が増加していますが、地域的には偏在しています。
- ・区民が参加出来るイベントや体験学習プログラムなど、環境教育・学習の機会が増加しています。
- ・「北区みどりの協力員」「北区美化ボランティア」等、区民による花壇づくりや、街区公園・児童遊園の緑の管理など、緑づくりへの参加・協力の場は、ほぼ区内全体に広がっていますが、まだ偏りが見られます。

2. 区民による評価

北区の緑をめぐる現況に関し、区民がどのような意識・意向・提案などを持っているのかをアンケートなどをもとに整理しました。

1) 区民意識・意向調査

平成 20 年 8 月にまとめられた「北区区民意識・意向調査報告書（企画課）」では、緑に関する施策については、いずれも「重要度はやや高いが、満足度はやや低い」という結果となっています。このことから、今後とも積極的に緑の保全・創出や公園等の整備に対する施策を展開することを区民が望んでいることが伺えます。



※ 本表の各項目のポイントの位置は、平均評価点の数値をそのまま反映している

図 2-III-8 区の政策の満足度と重要度の相関

(平成 20 年度「北区区民意識・意向調査」より)

2)「みどりの協力員」による評価

「みどりの協力員」登録者に対して行ったアンケート（回収数=41票）に寄せられた主な意見・提案等の要旨を北区が大切にしている6つの視点ごとに整理すると以下のようになります。

1)「地球環境保全」に関して

■環境の改善について

- 北区全体的に見ると、自然が少なくなってきたと思う。集合住宅建設と生垣を必要としない一般住宅が多くなってきたためか。その反面、公団、都営住宅には生垣が整備されている。
- 公共施設や工場跡地の公園化が進められて、住環境が良くなってきた。道路脇の小さなスペースにも花壇ができ、プランターが設置されて、花や緑をより身近に感じるようになった。
- 区民の意識の向上で、戸建住宅で緑（樹木・花等）のない家は一軒もない程、緑が増えている。新しい遊歩道の整備・施工等で美しい景観もあちこちでできている。
- 公園の樹木が大きく育ってきたので、緑が多くなったような気がする。
- 屋上や壁面の緑化が多くなり、気分的に涼しく感じます。
- 北区内の緑の部分は徐々に拡大してきているが、まだまだ十分ではない。整備していくことが必要。

■今後改善・努力していくべきことについて

- 公園・施設等の設置計画の折に、用地（スペース）の確保と同時に、花と緑のスペースの植栽設計と管理計画をしっかりと検討すべき。花と緑（自然）のスペースは完成したときからがスタート。
- 広場や芝生もいいですが、「森」も欲しい。自衛隊跡地、外語大跡地などではぜひ。
- 透水性舗装を順次増やしていただきたい。
- 屋上緑化をもっと進めていくべきだと思う。
- 公園内の樹木について、「樹木名」の取り付けを行う（老人、子ども等に便利）
- 緑化しやすい工夫（例：土やシートに変わる水はけの良い軽い鉢物等）
- 街路樹の大木化とその管理
- 外大跡地住宅の屋上緑化を進めてほしい。
- 石神井川底面の整備を行い、清流と思われるようにする。
- 荒川河川敷をグラウンド以外に区民の散策が行えるような道、ベンチ、東屋、水道設備を整える。（国交省と共に連携して）
- 公有地の有効活用のため、できる限り緑化スペースをとるようにする。狭小のスペースでもポケットパークなど工夫すれば緑が増えると思う。
- 名主の滝公園を整備する。
- 街路樹を増やし根元は花で覆う。
- 遊歩道を増やす。夏に日陰を作ってくれる樹木が欲しい。
- 屋敷林の維持管理を個人でやっていくのは大変になっているので、区として調査して管理するようなシステムを作らないとますます屋敷林は減少していくと思います。
- 自然や緑を増やすことはむずかしいので、今ある緑を減らさないように、保守管理方法を考えるべき。例えば、現在区で制度化している「保存樹木制度」。まだ指定されていない大木が神社、寺、街路樹、工場内、団地などにある。生きるために必要な環境を作ってくれる樹木を守るために「保存樹木」制度を生かす。
- 北区、公団、都営などの区別なく北区全体の緑として考えるべき。
- この10年あまり、区としては十分努力していると思う。これからも変わらずに自然の保護育成に注力してほしい。
- 企業のビル屋上を緑化し、ガーデニング、貸し農園等の利用

- 空き地、ロビー等を活用し、緑を多く増やす工夫、低木等の植え込み。
- 居住環境の改善を行うよう。ベランダ、空地に朝顔、ゴーヤの栽培を行い、緑のカーテンを作り室内温度を必然的に下げる。
- エコ対策について、区民とのコミュニケーションの場を作る、拡大・確保する。その時点で区民各々が異なるので、朝顔、ゴーヤか、話し合っては。
- マンションが増えています。屋上緑化など住民に協力要請できるとよい。

2)「生物多様性保全」に関して

■北区における、野生の植物・野鳥、昆虫などの変化について

- 樹木の成長に従って、自然らしさが増え、野鳥、昆虫などが増加している。
- セミが多くなったと思う。
- 荒川の水の汚れが少なくなって、小魚やカニ類が多く見られるようになったと思う。
- 工場まわりの緑が多くなり、野鳥が増えた（メジロ、シジュウカラ、コゲラ、オナガなど）
- 外語大跡地での住宅建設に伴い、夏場のカエルの大合唱がなくなりました。
- 土地所有者の代替り・相続により土地が細分化され、屋敷林の緑が少なくなった。
- 北区の緑（公園緑地、河川敷）は整地されてきたが、あまりにもきれいになりすぎ、自然の緑地が少なくなり、野生の植物、昆虫などが減少しているのではないか。
- 野鳥・昆虫は年々少なくなっているのが気になる。
- 最近ハシロの数が少なくなったように思います。
- ツクツクボウシが少なくなり、ヒグラシは今年はまだ鳴いたのを聞いていない。
- モンシロチョウやアゲハチョウも以前より少なくなったように思う。
- この数年はウグイスの声を聞かなくなった。
- ミミズク、ふくろう、コジュケイ、クイナ、カエル類を見なくなった。
- ハト、スズメ、カラス等の減少
- ミンミンゼミが増え、アブラゼミが少なくなった（鳴き声からみて）

■今後改善・努力していくべきことについて

- 緑道公園で見られる鳥の説明や緑化推進モデル地区での花壇など、自然環境が良くなる所そこには人も集まってくる。
- 人工的な公園が多くなった。石がやたらに置かれている。
- 「こどもの水辺」は、あれで子どもが釣りや魚すくいを楽しんでやれる状態か疑問。
- 緑と野鳥をもっと考えるとき、荒川のスーパー堤防の側面に開発の余地があり、野鳥の食べる実をつける樹木を植える。浮間～荒川大橋～青水門～足立という場が使えるのでは。
- 緑化の増加はよいがあまりに整地が進み、自然を失っている場合あり（野生の植物、昆虫の減少につながる）。自然の草地の確保が必要。
- 生物のバランスを取ることに努力してほしい。緑を作ってもウミウ等多くて困ることがある。
- 学校ビオトープが毎年1校ずつ作られているが、実際にどのように活用されているのか。

3)「レクリエーション」に関して

- 公園はどこでもよくなっている。ジャブジャブ池など、日中子どもを遊ばせられる。芝生も整備されてきた。
- 公園緑地が増え、きれいに整備されている。散歩する住民が多くなった。
- 各種公園、ふれあい広場等に高齢化に伴うベンチ・イス等の設置を増やすことも必要か。
- 赤羽駅西口から赤羽自然観察公園までの遊歩道の整備。
- 赤羽自然観察公園内を一部開放し、区民の農園などを整備してはどうか。

- 荒川河川敷をグランド以外に区民の散策が行えるような道、ベンチ、東屋、水道設備を整える。(国交省と共に連携して)
- 「こどもの水辺」は、あれで子どもが釣りや魚すくいを楽しんでやれる状態か疑問。
- 河川敷、空き地等に区民農園のような場所を作ったらどうか。
- 公園の樹木にできるだけ名札(できれば名前、科目名、原産地まで入ったもの)をつけて欲しい(現在でも一部にはつけてあります)。
- 公園内の樹木について、「樹木名」の取り付けを行う(老人、子ども等に便利)
- 赤羽駅西口から赤羽自然観察公園までの遊歩道の整備。

4)「景観形成」に関して

- 緑化の取り組みに力を入れているように見受けられ、以前より身近なところで緑を楽しむことができるようになった。
- ガーデニングを好む人が多くなり、街の散歩が楽しくなった。
- 各家庭の軒先に草花や鉢物が増えてきたのは好ましい風景。
- 一般家庭にも花が多くなったように思います。
- 空地や公園等の整備により、環境が改善され街の周囲が明るくなった。
- 河川、河川敷が少しずつ綺麗になっているように思う。
- 駅周辺、都電沿線、石神井川沿い等、人々の暮らしの中心部分で何もできていない。特にJR駅周辺。JRの協力を得て花壇をふやすなどが必要。
- 商店街や広場にあるプランターの場所には自転車やゴミの放置がなくなった。
- 都電荒川線について、区境がはっきりしすぎている。荒川区のバラは心をなごませてくれるが、サザンカ等ではあまりパットしないし、バラが終わると北区だと思いが少し残念です。沿線はあくまで沿線だから統一されたらもっと美しくなると思う。
- 都電荒川線沿線のサザンカ、キンモクセイもよいが、枝が込みすぎてよい花が咲かない。工夫が必要。
- 京浜東北線は片方がガケで片方は混在市街地に見えてしまい。大勢の人が見る北区の印象がよくない。鉄道路線、主要道路沿いの緑の作戦(街路樹を含む)を再度検討すべき。特に古河庭園、飛鳥山間は、建物の高さ制限も含め、シンボル地区として考えられる地区だろう。
- 街路樹を増やし根元は花で覆う。

5)「防災」に関して

- 区民の声を聞き、少しずつ安心安全な地域になっていると思う。

6)「コミュニケーション」に関して

■評価できる取組みについて

- 赤羽自然観察公園は出色だと思うが、学校教育などと連携したプログラムは十分あるのか。整備の後の運営プログラムが大事だと思う。
- 公園が増えて整備されたこと。その中での行事が多いこと。
- 中央公園 腐葉土培養施設での緑のリサイクルの実施と、作られた土壌改良剤の区民への配布など
- 清水坂公園の自然ふれあい情報館の活動
- 大人から子どもまでの層にわたり、自然に対する大切さを理解させようとしていること。
- 植物、野鳥、昆虫等のガイドブックの作成
- 観光ガイドマップの発行
- 区民参加による自然環境調査
- みどりの協力員制度や区民植木市など

■管理運営、活動などについて

- 非常にむずかしいのが保守管理の問題。一つの例として、荒川青水門近くの堤防に公園・ベンチがあるが、高い草があるため見えない。利用できない。
- 利用者のマナーに問題がある。
- 公園に犬禁止の看板があるが、誰も守っていない。看板に美観がないので一考を。犬の出入りは自由にしてもよいのでは。新しい公園にドッグランを作っては。
- 公園緑地の除草、植栽の手入れ等十分にされていないので、継続的に手入れするシステムを作ること。
- 公園管理を自治会任せでなく、役所の主導でお願いしたい。
- 公園など、一部は区民が管理したらどうか。
- 施設はできても、管理があまりうまくいっていないように思います。桐ヶ丘中央公園は地域の人たちで花が植えられて綺麗になっています。
- 現在、北区内にある公共施設内の緑の管理方法として、北区として統一したマニュアルを作成し、それを基に共通認識をもった人員（指導者）による管理体制を取る。
- 区役所の中に緑化推進戦略室を設けて各部署の一元化に取り組んでほしい。
- 区全体のプロジェクトチームを作り、一元化して命令系統を一つにしほり、どの課どの係でもすぐ対応できるのがのぞましい。
- 北区のマニュアルを基本として、各施設および公園等の植栽を実施し、施設を管理する部署間の情報交換を積極的に行う。
- 行政側はアドバイスや方向付け等広い目で見守って欲しい。
- 学校ビオトープゾーンの取り組みについて、学校での興味はどうなのか。荒れ放題のところがある。また、見学しやすいようにもすべき。
- 滝五小に池や畑があるが、草が茂っている。せっかく予算をかけて作ったのだからもっと綺麗に管理すべき。
- 業者の植えるお花をもう少し数を少なく、間隔を空けてもよいかと思います（雑草摘みなどのとき、足を入れにくい）。

■広報、交流、イベントなど

- 地域住民が誰でも気やすく参加できるように区広報誌北区ニュースで呼びかけるのが効果的。
- 取り組み、イベントなどについて、北区の公報だけでなく、一般紙でも報道されるように公報関係者に努力してほしい。
- いろいろなグループが活動しているようですが、どこで誰が何をしているのか分かりません。小グループでやるのがよいとは思いますが、リストくらい作っていただけると励みになります。
- 公園花壇ボランティアは定着しつつあると思う。ただ、町会・縁故つながりでもなく「みどりの日」「植木市」などで一般から募集したり、説明会があるとよい。
- 区民だより、掲示板、口コミ等で区民へのアピールを行っていく（アイディアの持ち寄り）
- 動植物等の調査等は区民の参加により現状の理解と、どう取り組むべきかが得られると思います。

■自然体験、環境学習など

- 学校ビオトープが毎年1校ずつ作られているが、実際にどのように活用されているのか。
- 学校ビオトープの作り方に工夫：自然に近い環境を作り、子どもに箱物を与えるのではなく、野生の植物、野鳥、昆虫の生態を体得させる施設を提供する。
- 区民を巻き込んで、小学校単位でも自然や緑に対する意識を学ばすことが大事。区民全員が日頃から緑や自然や地球について自分の問題として考えていく施策を提供してほしい。
- 赤羽自然観察公園は出色だと思うが、学校教育などと連携したプログラムは十分あるのか。整備の後の運営プログラムが大事だと思う。

■区民の参加・協力、地域での取り組みなど

- 親子・友達同志で公園・水辺などで遊ぶようになれば、皆掃除するようになり、そんな事で手をつけるようになれば関心も高まる。
- 今後はさらに必要になると思う。自治会、町会がいかに協力してくれるか。
- 地域ぐるみで取り組み姿勢が何より大切ですが、個々に取り組んでいる区民も大勢いると思うので、地域ごとにそれぞれが独自性を持って「北区の緑・自然」にあたればよい。
- 小グループで地域ごとに取り組むほうがよいように思います。
- 各地区に草花を守る会を。町会、特に100を越すシニアクラブなどで立ち上げる。
- 町会、地域ごとに、協力員と共に管理・保守していくことが必要。
- 全員参加型がよいと思う（町会の利用、学校、保育園等）。制度を作っても魚棲まずでは問題。
- 精神的なバックボーンのないボランティア活動は長続きしない。
- 40代、50代のかたがたの参加が少なく、もっと若い人の呼びかけが大事かと。
- ボランティアなどの従事年は2年が限度。それ以上は個性が出てやりづらい。長い間関わっていると自分のテリトリーとして譲れなくなる。若い力を入れていきたい。
- 緑に関心のある区民は大勢いると思うので、いろいろな機会をとらえボランティアを募集活用すればよいと思う。
- 植栽管理には、地域住民や趣味グループ等のボランティアによる参加・協力を得ることにより、コミュニケーションの拡大を図る。
- 街の清掃をしながら緑を増やしたい。
- プランター等の水やりを誰でも参加できるような方法を考えられないだろうか？
- 町会・自治会がボックス等に草花を植えるときなど、みどりの協力員がお手伝いできたらよいと思う。
- 荒川青水門のような場所に低木（2～3mくらい）の花木を植えて、その管理等はみどりの協力員が行う。また、花木ばかりでなく、ナツメ、ユズ、キンカン等場所に適した果樹を植えるなども。
- 公園緑地の維持管理（草取り、落ち葉かき等）に区民のボランティアを募る。
- 区立公園・緑地の草取り作業は、地元の小中学校にボラ活をお願いする。

■「みどりの協力員」制度について

- みどりの協力員制度は非常によいが、若者を入れる工夫を。若者の作業は日祭日。高齢者は平日など。
- みどりの協力員は年間1万円支給が、まちづくり公社では物品の提供がある。団体にもお茶代金程度の支給があるとよい。
- 管理については、みどりの協力員が手伝って行う。
- 物を作るには、管理を優先すること。池、ピオトープの管理等、みどりの協力員で行っていく。
- 「緑の基本計画」によるこの10年間で取り組みをみどりの協力員で見学したい。

IV. 北区の緑にかかわる課題

北区の緑をめぐる現況の評価や区民による区内の緑の評価から、北区の緑にかかわる課題を抽出しました。

1. 地球環境保全に関する課題

1) 地域の緑の保全・創出

- ・温暖化を緩和させ二酸化炭素の排出を抑制するためには、既存の緑を守り育てるとともに公園等の緑のオープンスペースを拡大させ、公共施設や地域での緑化を推進する必要があります。
- ・大規模な緑の少ない市街地では、環境負荷を低減させる緑の拡大が課題となります。樹木被覆地の少ない住宅地や商業業務地、規模の小さな公園などでは、小規模な樹林整備や単木植栽、屋上・ベランダ・壁面緑化など、緑を増やすための工夫が求められます。
- ・草地は河川敷に偏在しているため、公園・緑地や学校などでは、積極的な創出が期待されます。

2) 水系の保全・回復

- ・緑の生育基盤として、また温暖化の緩和に有効な水系の保全・回復を図ることが望まれます。
- ・崖線の湧水を保全・再生するため、台地上の地域では、緑で覆われた透水地の確保や雨水浸透施設の設置が求められています。

2. 生物多様性保全に関する課題

1) 生きものの生息地（ハビタット）としての緑の保全・創出

- ・緑は、野生動物に食物や隠れ場所などの生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供し、緑の多様性は、野生動物の多様性に大きく影響します。
- ・多くの野生動植物からなる都市自然を作り上げ、生物多様性を保全するには、住宅の庭から、5000㎡以上の樹林地まで、多様な規模の緑被（樹林地・草地）を保全・創出し、多様な野生の生きもの（以下では単に生きものとして表示します）が生活できる生息地（ハビタット）を用意することが必要です。
- ・特にまとまった樹林や大径木の多い、神社、寺などでは、進んでその保存に努める必要があります。

2) 植物群落の多様性向上

- ・生物多様性の劣化を防ぐためには、まず、現在は特定の公園や河川敷などの限られた場所に存在する多様な群落を保全することが必要になります。
- ・生物多様性を維持・向上させるためには、樹林地、草地、水域など、異なったタイプの植物群落が、それぞれモザイク状に混在する環境を保全・創出することが必要となります。その際には、林縁、水辺林、湿性草地など、エコトーン（推移帯）と呼ばれるエッジ空間（境界領域）の保全・創出が重要な視点となります。

3) ネットワークの保全・創出

- ・北区の緑の骨格を形成している崖地樹林と河川敷草地を、将来に渡って保全していくことが重要です。
- ・生きものの生息地（ハビタット）をつなぐ、回廊としての機能を持つ街路樹や植栽帯の更なる整備が望まれます。
- ・樹林系、草地系の飛び石生息地などによる、ネットワークの保全・創出が課題となります。中でも 1,000 m²未満の小規模な樹林地の減少が、緊急の課題となっています。

4) 在来種の保全

- ・浮間公園のカントウタンポポ、荒川河川敷のカンエンガヤツリなど、地域特有の在来種の保全が望まれます。
- ・表土中に含まれる埋土種子など、在来種のシードバンクの保全と活用が望まれます。
- ・ジャヤナギ、ハンノキ、タコノアシ、ゴキヅル、カンエンガヤツリなど、貴重種、希少種の生息地（ハビタット）保全が緊急の課題となります。
- ・食草など特定の野生生物の生息に必要な在来植物が減少・消滅してしまった場合は、それらの種の保全・創出が求められます。

5) 外来種対策

- ・アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャなどの特定外来種については、意識の啓発、駆除対策などが課題となります。

3. レクリエーションに関する課題

1) 公園の適正配置と不足地域への対応

- ・公園面積は平成10年より0.7㎡増加していますが、台地部や河川敷に偏在するため、大規模な土地利用の転換の際には、低地部を中心とした公園の適正配置や大規模公園にアプローチする散策路の設定が求められます。
- ・区内全域で、歩いて5分程度（半径250m）の範囲に公園・緑地、児童遊園などの整備が進んでいますが、今少し不足するエリアでの整備が課題となっています。
- ・区内には、多くの遊歩道（散策コース）が設定されていますが、浮間地区や赤羽東地区、王子地区の河川沿いでの整備が課題となっています。

2) 個性あふれる公園づくり

- ・自然とふれあえる公園、スポーツが楽しめる公園を、大規模な公園等が少ない低地部を中心に今後も増やしていくことが望まれます。

3) 家庭での緑づくり

- ・各家庭の庭や屋上・ベランダでの緑づくりを更に活発化させる必要があります。

4. 景観形成に関する課題

1) 北区らしい緑の景観づくり

- ・歴史や文化を象徴する公園、社寺林、大径木などの歴史・文化資源と結びついた緑は、地域の個性を表出するシンボルとして、その保全・活用に努める必要があります。
- ・表情に乏しい一部の河川では、沿川の緑化が期待されます。
- ・景観形成に寄与する大径木の少ない低地部の商業業務地、住宅地などでは、既存の大径木を保全すると共に、時間をかけて育成することが必要です。
- ・地域の景観に潤いをもたらす保護樹木や保護樹林、保護生垣などは、未来に向けて保全することが重要です。
- ・学校や公園・緑地の緑、街路樹などの管理にあたっては、緑の量が増えるよう努め、剪定等の管理によって効果を減じないよう配慮することが必要です。
- ・高度利用が進む市街地では、小規模であっても地域の身近な景観の改善に貢献する公共施設や家庭での緑化が望まれます。

5. 防災機能に関する課題

1) 防災に寄与する緑づくり

- ・延焼防止効果のある緑のオープンスペースのさらなる拡大を図るとともに、樹林や大径木などを保全し、さらに植樹することで、市街地の安全性を高めることが望まれています。
- ・避難場所となる大規模な公園や学校、住宅団地では、耐火性のある樹木の植栽を推進し、避難場所の安全性をさらに高めることが望まれます。
- ・延焼遮断効果が期待される街路樹の連続性を確保することが求められています。
- ・緑の少ない市街地では、延焼の防止や建物の倒壊抑制などが期待される道路沿いの緑の拡大が特に求められます。

6. コミュニケーションに関する課題

1) 広報・場づくり

- ・区民が参加・活用できる緑化手法（生垣、壁面、屋上緑化等）の提示や、保存樹木・保存樹林制度や、生垣など各種の助成制度など、区民による緑の保全・創造に対して、区によるサポート制度があることなどについて、より積極的に周知を図る必要があります。
- ・緑をめぐる活動への参加・協力の「募集」を行う以前に、活動の現場やその成果の報告などを分かりやすく示し、そうした活動自体への関心を喚起するような広報を行うことが課題となります。
- ・緑をめぐる活動は高齢者を中心としたものになりがちですが、持続的・多角的な活動とするためには、青年層へのアピール、参加しやすい環境づくりなどが重要になります。

2) 環境学習・環境教育

- ・学校ビオトープなど、学校教育現場につくられる緑については、それを子どもたちの学習活動に活かすため、適切な環境管理と学習プログラムへの活用を図る必要があります。
- ・赤羽自然観察公園、清水坂公園「自然ふれあい情報館」など、環境学習への対応が可能な施設においては、学校団体の校外学習受け入れや、出前授業、体験型プログラム、ガイドツアーなどによる活用が求められます。

3) 区民参加

- ・ 緑をめぐる活動に関わる各種の区民組織の実態を把握し、緑化活動の重要な担い手として、サポート、育成していく必要があります。
- ・ 自治会や町会、学校など、緑をテーマとしていない組織に対しても、区内各地域における中心的存在として、緑をめぐる活動への参加・協力を積極的に呼びかける必要があります。
- ・ 各種の区民組織が、お互いを知り、協力・連携しあえるような交流、コミュニケーションの機会や場、そのための区からの情報提供などを行うことが課題となります。
- ・ すでにある「みどりの協力員」「美化ボランティア」などの活動内容の拡充や参加人数の拡大を図り、区民による緑化活動のリーダー的組織となるよう、さらなる育成・サポートを行う必要があります。
- ・ 区民参加をめぐるっては、関心→理解→評価→行動など、それぞれの接触レベルに応じた形で、区民がスムーズに緑化活動にアプローチできるよう、多様な場所・機会・情報などの提供が必要になります。

4) 協働による管理運営

①管理運営の方向性の明確化

- ・ 都市において緑は、必ずしも利益ばかりもたらすものではなく、緑をめぐる参加活動にも、管理の手間や人手、安全性や経費の問題など一定の負担を伴い、時には不利益と感じられるような面をみせることがあります。
区は緑の価値を積極的にアピールし、そうした障壁をできるだけ少なくし、区民・事業者が気軽に参加できるよう、区民・事業者・区が共有する「緑づくりの区民コンセンサス」を区民や事業者の皆さんとともに形成していくことが必要になります。
- ・ 地域単位、公園単位、その中のエリア単位ごとに、目的、特性、将来像などにあった、管理運営の方向性を明確に打ち出す必要があります。
- ・ 管理にあたっては、参加する者すべてが管理運営の方向性を共有し、日々の管理作業や計画を見直す際に、その方針を常に検証する仕組みづくりが必要です。

②区民との協働による管理運営

- ・ 区内の緑の管理作業を、区のみが担当・負担するのではなく、広く区民に開放し、区民との協働で行っていくことが必要です。
- ・ その際、区民に単純な「作業奉仕」を求めるのではなく、区民にとっては緑とふれあう楽しさや自己実現の機会として、楽しく参加しれもらえるような工夫と配慮が必要です。
- ・ また、区側と区民側との間で、責任の所在や活動内容・報酬の有無などを明確に

決め、一定の合意の下で、それらの協力体制が運営していくことが必要になります。

- ・区民が管理に関わる公園等では、ボランティアが、利用マナーやルールをめぐる対立や紛争の矢面に立たされる場合があります。その際に問題が生じないよう、あらかじめ権限の範囲や区のサポート体制などを明らかにしておく必要があります。

③計画・設計段階からの配慮

- ・公共施設、公園・緑地、ビオトープ園などの計画・設計に際しては、完成後の活用方法・管理運営のあり方（管理主体、コスト、市民参加方法、環境学習への活用方法等）を念頭に置いた計画・設計となるよう配慮することが望まれます。

第3章

緑づくりの基本方針

I. 緑づくりの基本理念

◆ 緑づくりの基本理念 ◆

緑は、環境保全・レクリエーション・景観形成・防災など、さまざまな機能を有しており、わたしたちに快適な都市環境を提供しています。

近年では、地球環境問題、都市生活型公害や身近な自然の減少などの問題に対して、環境保全に役立つ緑が求められるとともに、地球温暖化問題において緑が果たす役割や効果が再認識されるなど、人々の緑に対する期待が一層高まっています。

崖地に残された緑をはじめ、飛鳥山公園、旧古河庭園といった歴史を感じさせる緑、名主の滝公園、清水坂公園のような水の流れと一体となった緑は、北区の個性を演出し、地域への愛着を育み、将来の北区を支える大切な財産です。

また、区民による公園での花壇づくりや、花や緑を通じた隣近所の交流などでは、緑を中心に地域コミュニティが形成されます。

そこで、北区緑の基本計画では、

『 ひといきいき みどりいきいき 育てる北区 』

をキャッチフレーズとして、区民・事業者・区の参加と協力のもと、さまざまな機能を有する緑を保全・創造することにより、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいきます。

II. 北区の緑の将来像

ひといきいき みどりいきいき 育てる北区

緑の将来像は、基本理念にもとづく緑づくりによって実現する北区の将来の姿です。区民・事業者・区に共通する緑づくりの目標として掲げます。本計画は、緑の将来像の実現を目指して、緑の保全と創造、ふれあいの推進に関するさまざまな取り組みを提案しています。

緑の将来像

①人と地球にやさしい緑づくり

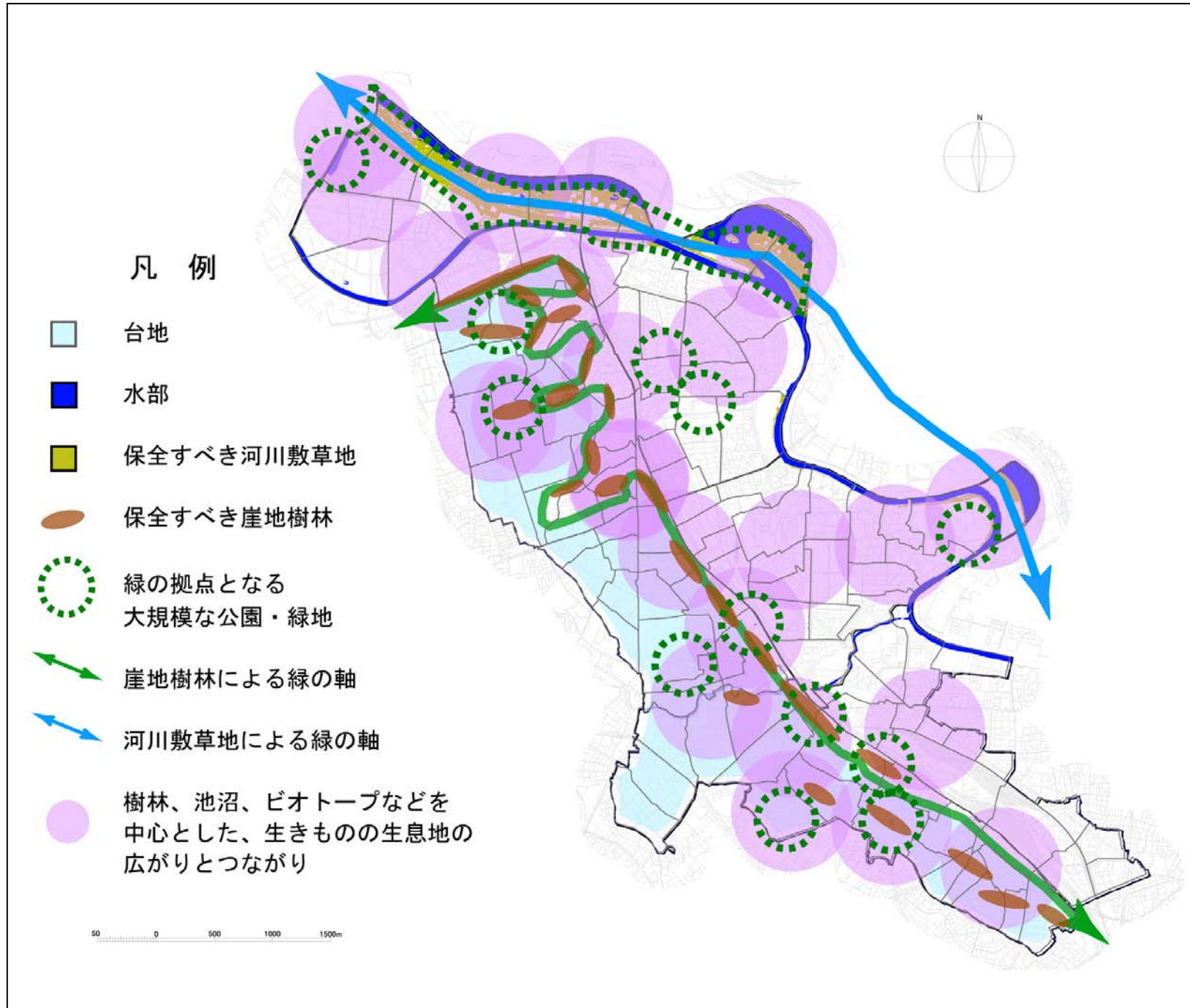
- CO₂を吸収し地球温暖化やヒートアイランド現象を緩和する緑が育まれ、都市の快適な環境が保たれています。
- 台地から地下に浸透した雨水が崖線で湧出し、低地部を流れ、水循環が保全されています。

②生きものとともに暮らせる緑づくり

- 崖地樹林地や河川敷の草地・水辺が大規模な公園・緑地や保護樹林などとして保全され、生きものに生息地を提供しています。
- 生きものの生息地を育む緑化が促進され、生きものとのふれあいの機会が保たれています。

③ふれあいと楽しみを育む緑づくり

- 公園や児童遊園、学校などでふれあえる緑が育まれ、やすらぎの環境が保たれています。
- スポーツや散策を楽しめる場が確保されています。
- 家庭では、庭や屋上、ベランダで花や緑を育て、生活に潤いが増加しています。



④北区の個性を引き立てる緑づくり

- 大径木や並木が大切に育まれ、まちに潤いを与えています。
- 自然性の高い崖地樹林や河川敷草地などが保全され、骨格的な緑の景観を支えています。
- 歴史や文化のある公園や庭園、社寺林などが、地域の個性をつくりだしています。

⑤安全・安心を高める緑づくり

- 樹木被覆地や街路樹、生垣が増加し、地域の緑が火災の延焼を防いでいます。
- 公園や学校、住宅団地などに耐火性のある植栽が行われ、安全な避難場所が確保されています。

⑥参加・協力・学びによる緑づくり

- 地域で花や緑を育てることを通じて、いきいきとした地域コミュニティが形成されています。
- 緑づくりを通じて、区民・事業者・区の協力関係が促進されています。
- 緑や環境、生物多様性などについて学べる機会や場が増加しています。

Ⅲ. 基本方針

「緑づくりの基本理念」を実現するために、北区が大切にしている「緑に対する6つの視点」ごとに、達成すべき課題を踏まえた「基本方針」を以下に示します。

方針1. <地球環境保全> ～ 人と地球にやさしい緑づくり

■考え方

緑は、大気浄化や気象緩和、地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の吸収や省エネルギー効果などをつうじ、身近な環境のみならず地球環境の保全にも大きく関わります。こうした緑の機能を活用することにより、快適な都市環境を創造し、地球環境問題の改善にも寄与する緑づくりを行い、低炭素型のまちづくりをすすめます。

■緑づくりの方針

①地球温暖化対策への視点を持つ

- ・地球温暖化問題における緑の重要性を正しく理解し、その有効活用を目指します。
- ・屋上緑化、壁面緑化などを重視し、省エネルギー推進の一助として推奨します。
- ・樹木のCO₂吸収効果や植物体や土壌の炭素ストックとしての役割を重視します。

②緑による環境負荷の軽減を目指す

- ・緑の気象緩和効果や大気汚染物質吸収・吸着効果、地下水涵養効果を重視します。
- ・ヒートアイランド対策としても、緑のオープンスペースや街路樹整備を進めます。
- ・荒川、隅田川、石神井川等の河川周辺、樹林地や生産緑地など、既存の緑の保全に努めつつ、それらにつながる新たな緑の創出も行っていきます。
- ・公共施設の積極的な緑化（屋上、壁面、生垣の緑化も含む）に努めます。
- ・開発にあわせ一定程度の緑化を行うよう指導していきます。
- ・各家庭の庭や屋上、ベランダに、花と緑を増やします。

③緑づくりの基盤となる環境を保全する

- ・雨水の地下浸透を高めるため、湧水の涵養域では、雨水浸透マスや透水性舗装などの雨水浸透施設の設置を進めます。
- ・緑の基盤であり、大地の呼吸の場でもある透水地や水面の保全・拡大に努めます。

方針2. <生物多様性保全> ～ 生きものとともに暮らせる緑づくり

■考え方

緑は、野鳥や昆虫などが生息する環境を提供して、豊かな生態系を育みます。生きものたちが緑をいかに利用しているかに着目し、「生物多様性」の保全と、都市環境における生態系の回復につながる緑づくりを行っていきます。

■緑づくりの方針

①生物多様性の保全・再生の視点を持つ

- ・ 緑に関わる全ての施策において、生物多様性における緑の重要性を正しく理解し、その保全・再生に努めます。
- ・ 区民の皆さんが、生物多様性にふれ、守り、伝える機会を増やします。
- ・ 地球規模の温暖化が、生物多様性を脅かしていることを認識し、二酸化炭素を吸収することに貢献する緑化に努めます。

②緑の「量と規模」、および「配置（ネットワーク）」を重視する

- ・ 生きものの生息基盤である緑の「量」、および、生態系を安定させる一かたまりの緑の大きさ＝「規模」にも着目し、その増加・拡大に努めます。
- ・ 生きものが飛び石として利用しやすいように、緑と緑の距離を縮小します。
- ・ 地這性の生きものが安全に移動できるように、緑の回廊（地表の連続性）の確保に努めます。

③緑の「質」に着目する

- ・ 生きものがその環境をどのように利用するかを踏まえた、緑の「質」に着目し、緑作りに際しては、常にその向上を意識します。
- ・ 植物群落としての緑の質を向上させ、種多様性の保全に努めます。
- ・ 区的环境に適した在来種を、その生息群落と共に保全・再生します。
- ・ 既存の外来種対策と共に、新たな外来種に対して、迅速に対応します。
- ・ 生きものの生息地（ハビタット）としての緑の、保全・再生に努めます。

④水辺を活かした公園づくりを行う

- ・ 水辺を有する既存の公園を含めて、景観やレクリエーションのためだけでなく、生物多様性保全の観点からも「公園における水辺環境」のあり方を見直します。
例）浮間公園、つり堀公園、赤羽自然観察公園、名主の滝公園、旧古河庭園、外大跡地公園 等

方針3. <レクリエーション> ～ ふれあいと楽しみを育む緑づくり

■考え方

緑は、スポーツや野外レクリエーションの場、自然や土、生きものたちとのふれあいの場を提供してくれます。また、緑や花を育てることは、人々にやすらぎや楽しみを与えてくれます。より多くの人々が自然とふれあい、楽しめるような緑づくりを進めていきます。

■緑づくりの方針

①公園面積の不足と、地域的な偏りを解消する

- ・家から歩いて5分程度の範囲（半径250m）に公園や児童遊園、団地内遊び場等を配置し、地域的な偏りの改善を図ります。
- ・公園用地が不足している地域では、児童遊園や社寺境内地、集合住宅周辺のオープンスペースなどを活用することによって、ふれあいの場を確保します。

②自然とふれあえる場、スポーツを楽しめる場を確保する

- ・地域的なバランスを考慮して、自然とふれあえる公園を配置します。
（新荒川大橋緑地、赤羽自然観察公園、名主の滝公園 等）
- ・地域的なバランスを考慮して、スポーツを楽しめる公園、学校等を配置します。
（北運動公園、中央公園、滝野川公園 等）

③散歩道の整備・活用

- ・河川管理通路やスーパー堤防などを利用し、散歩道を整備します。

④家庭で緑を楽しむ環境と機会を確保する

- ・各家庭の庭や屋上、ベランダに、花と緑を増やします。

方針4. <景観形成> ～ 北区の個性を引き立てる緑づくり

■考え方

崖地に残された緑をはじめ、飛鳥山公園、旧古河庭園、醸造試験所跡地公園といった歴史を感じさせる緑など、北区らしさを引き立てる緑を保全、活用します。また、学校、区民センターや駅など、区民の集う場に、地域のシンボルとなる緑を保全・創出します。

■緑づくりの方針

①北区の歴史や文化を支える緑を実現する

・北区の歴史や文化を象徴する公園の整備、あるいは既存のそうした公園の改修・充実を図り、それらを引き立てるような緑の実現を目指します。

例：飛鳥山公園、音無親水公園、名主の滝公園、旧古河庭園、醸造試験所跡地公園 等

②面的・線的緑により景観を演出

・区の南北に通る崖線では、崖地樹林地の保全と周辺の民有地との一体的な緑化により、緑の豊かさを確保します。

・荒川、新河岸川、石神井川、および隅田川等の区内を流れる河川では、区民に安らぎを与える空間とするため、緑を充実させます。

・JR線・都電荒川線などの沿線では、鉄道利用者には北区の個性を印象付けられるような緑づくりの演出を行います。

・公共施設周辺はもとより、公的住宅団地、民有地などでも、多角的、かつ積極的な緑づくりを行います。

③大径木など、地域のシンボルとなる緑を保全・育成する

・巨樹、巨木をはじめ、地域のシンボルとなる緑を積極的に保全します。

・区内にある並木を保全・充実するとともに、新たな並木の育成を行います。

例：赤羽保健センター前通りの桜並木、西が丘住宅街の桜並木 等

・学校、区の施設、駅など、区民が多く集う場所では、地域の特色を出すような緑を増やします。

・区内にわずかに残る生産緑地を大切に保全し、なつかしい風景を残します。

方針5. <防災> ～ 日常生活の安全・安心を高める緑づくり

■考え方

緑は、火災発生時に延焼を防止し、避難場所や避難路の安全性を確保するなど、都市防災に寄与します。北区においては、高密度な市街地が広がっており、地震や火災の発生時に大きな被害が予想されることから、緑の防災機能を活用し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

■緑づくりの方針

①火災の延焼防止効果を高める

- ・地震災害時の危険度の高い地域を中心に、延焼遮断帯として指定されている主要幹線道路に、火災の延焼を防止する緑を増やします。
- ・市街地内では、倒壊しにくく、火災の延焼防止に効果のある生垣を増やします。

②避難場所の安全性を高める

- ・公園や学校を含めて、避難場所となる施設では、施設の周囲に耐火性のある植栽を行うことにより、安全な空間を確保します。
- ・避難場所の周辺では、避難時の安全性を確保するため、避難経路などで、接道部緑化を進めます。

③崖地樹林地の安全性を確保する

- ・崖地樹林を保全しながら、その斜面の安全性を高めます。

方針6. <コミュニケーション> ～ 参加・協力・学びによる緑づくり

■考え方

公共の場、家庭、事業所などには、多くの花や緑があり、あらゆる人が緑とともに生活しています。区だけではなく、区民や事業者が参加する緑づくり、あるいは緑についての学べる場や機会の増加を進めることにより、いきいきとした地域コミュニティを次の世代に継承します。また、区民・事業者・区相互の、緑に関する情報交換や合意形成など、コミュニケーションをより重視していきます。

■緑づくりの方針

①緑づくりへの参加の場・機会を増やす

- ・地域コミュニティが形成されるよう、人々の交流を促進する場、地域への愛着と誇りを養う場として、花壇づくりや公園の緑の管理などに区民が参加できる公園を区全域に配置します。
- ・家庭での緑づくりを通じて、地域コミュニティを広げます。
- ・それらの活動を支援する制度、施設、活動等の充実に努めます。

②緑について学べる場・機会を増やす

- ・清水坂公園「自然ふれあい情報館」の活動や、「環境リーダー養成講座」などでの環境への多角的な取り組みを、「北区環境大学」事業として発展させ、総合的な取り組みを目指します
- ・自然の体験や観察を通じて、緑の大切さや生物多様性について学べる、環境教育・環境学習の場を増やします。
- ・区民が気軽に参加できる形のイベント、参加型の体験プログラムの実施など、環境教育・環境学習に触れる機会を増やします。
- ・緑やそこに集まる生きものたちの生態について、体験を通じて正しく理解できる学習活動を学校教育のなかで行っていきます。また、そうした活動に活用できる学校敷地内の緑や学校ビオトープなどの保全・創造に努めます。

③区民・事業者・区間のコミュニケーションを促進する

- ・参加意欲のある区民の活動を受け止める「みどりの協力員」「美化ボランティア」等の制度、団体運営などの充実に図り、緑づくりへのより積極的な区民参加への道を開きます。
- ・公園の管理、運営に際しては、公園独自のボランティアや既存団体の協力など、多様な形での参加方法を検討し、かつ、その運営方法の決定に際しては、関係者一同で合意形成を行うなど、公平な参加機会・参加方法の確立に努めます。

IV. 目標水準

○緑づくりを着実に進めるため、区民・事業者・区の各主体の取り組み度合いを示す緑化指標と、達成すべき目標水準を示します。

なお、本計画の進捗状況を把握するため、目標水準の達成状況を定期的に点検します。

緑化指標と目標水準

緑化指標	現況値	目標水準		
		中間目標 (平成 26 年)	計画目標 (平成 31 年)	長期目標
緑被率 (1㎡以上)	18.49% (平成 20 年度)	19.00%	20.00%	30.00%
市街化区域内の一人当たりの公園等面積	2.2㎡/人 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	2.5㎡/人	2.6㎡/人	5.0㎡/人以上
樹林面積	135.51ha (300㎡以上/平成 20 年度)	140.38ha	145.44ha	※「緑被率」の長期目標は自然水面を含む。 ※「公園等」は緑地、児童遊園を含む。
崖地樹林地面積	47.34ha (斜面/平成 21 年度)	47.34ha	47.34ha	
ピオトープ園の数	11 箇所 (平成 21 年度)	16 箇所	21 箇所	
保護樹木	389 本 (平成 20 年度)	450 本	500 本	
生垣助成による助成総延長	5,124m (平成 20 年度)	7,000m	9,000m	
延長 20m 以上の 接道緑化の総延長	「延長 20m 以上の接道緑化の総延長」については 平成 25 年度緑の実態調査をふまえて、今後目標値を設定します			
建物緑化の助成総件数 (屋上・ベランダ・壁面)	94 件 (平成 20 年度)	150 件	200 件	
屋上・ベランダ緑化箇所数	2,791 箇所 (平成 20 年度)	3,000 箇所	3,200 箇所	
花壇管理等に区民が参加する公園等の数・面積	36.25% 29 箇所 区立公園等 総数 80 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	75%	100%	
在来植物種数	542 種 (平成 17-18 年度)	542 種	542 種	

第4章

緑づくりの施策

I. 施策の体系

この基本計画では、現在の北区の緑と緑のオープンスペースを緑の多面的機能を踏まえた6つの視点で評価し、今後の緑づくりの課題を抽出してきました。また、この課題を達成するための基本理念と基本方針を提示し、基本方針が達成された時の北区の緑の姿を将来像として示しています。

ここでは、この将来像の実現に向け、北区が行う緑関連施策を、緑を守り育てる「緑を保全する施策」と、さらなる緑の拡大を図る「緑を創造する施策」、区民の緑づくりを支援する「緑とのふれあいの場と機会を広げる施策」の3つに大別し、示します。

	施策	具体的内容
緑を保全する	01 地域の緑の保全	①保護樹林、保護樹木、保護生垣の指定・保全 ②保存樹林の指定・保全 ③樹林地の公有化
	02 崖地樹林地の保全	①特別保全樹林の指定 ②崖地樹林地の公有化 ③崖地樹林地の安全対策
	03 生物多様性の保全・再生	①生物多様性を保全する緑の保全・再生 ②生物多様性に配慮した緑化の促進 ③生物多様性の理解を促進し参加を促す
	04 水環境の保全	①雨水流出抑制施設の設置 ②湧水の多角的な活用 ③河川環境の保全と周辺の緑の充実
	05 緑のリサイクル	①緑のリサイクル施設の運営、活用の促進 ②樹木リサイクルネットワークの充実
緑を創造する	06 公園等オープンスペースの整備・充実	①公園の適正配置 ②公園不足地域への対応
	07 個性ある公園づくり	①区民主体の身近な公園づくり ②防災や生物多様性、景観に配慮した公園づくり ③誰もが利用できる公園づくり
	08 景観や防災性を高める緑づくり	①道路沿いの緑化 ②河川沿いの緑化 ③JR線、都電荒川線沿いの緑化 ④崖線沿いの緑化 ⑤公共施設の緑化 ⑥民有地・公的住宅団地の緑化
と緑とのふれあいの場を拡げる施策	09 緑に関するコミュニケーション活動の活発化	①情報発信 ②情報交換 ③イベントの開催
	10 自然や緑に関する学習機会の増加	①環境教育・環境学習の推進 ②環境リーダー養成の充実 ③環境大学事業の充実
	11 参加と協力の拡大	①区民組織への支援とコミュニケーションの促進 ②みどりの協力員・美化ボランティア等の制度・活動の充実 ③地域の緑づくりへの参加促進

○この章で提案する各施策と第3章の緑づくりの基本方針との関係は以下のようになります。

		緑づくりの施策(4章)										
		緑を保全する施策					緑を創造する施策			緑とのふれあいの場と機会を広げる施策		
		01 地域の緑の保全	02 崖地樹林地の保全	03 生物多様性の保全・再生	04 水環境の保全	05 緑のリサイクル	06 公園等の整備・充実	07 個性ある公園づくり	08 景観や防災性を高める緑づくり	09 緑に関するコミュニケーション活動の活発化	10 自然や緑に関する学習機会の増加	11 参加と協力の拡大
緑づくりの基本方針(3章)	方針1 「地球環境保全」 人と地球にやさしい緑づくり	◎	◎		◎	○	◎	○	○		○	
	方針2 「生物多様性保全」 生きものとともに暮らせる緑づくり	○	◎	◎	◎			◎			○	○
	方針3 「レクリエーション」 ふれあいと楽しみを育む緑づくり			○	○	◎	◎	◎		○		○
	方針4 「景観形成」 北区の個性を引き立てる緑づくり	◎	◎		◎		○	◎	◎			○
	方針5 「防災」 日常生活の安全・安心を高める緑づくり	○	◎				○	○	◎			
	方針6 「コミュニケーション」 参加・協力・学びによる緑づくり			○		◎				◎	◎	◎

○：関連がある ◎：特に関連が深い

Ⅱ. 施策内容と役割分担

[O1] 地域の緑の保全

■施策の考え方

地域にある良好な樹林、樹木、生垣を保護樹林・保護樹木・保護生垣等に指定し、必要に応じ公有地化することで、地域の緑の保全に努めます。

■具体的には…

①保護樹林、保護樹木、保護生垣の指定・保全

- ・区の指定基準にあった樹林、樹木、生垣等を、所有者の同意を得て保護樹木等に指定します。
- ・保護樹木等の所有者に対する管理・剪定への助成金の交付や、樹木等の倒壊による被害救済のための樹木保険への加入により、保護樹木等の所有者の作業的・経済的負担を軽減します。

②保存樹林の指定・保全

- ・保存樹林として指定が必要な樹林については、「都市の美観風致を維持するための樹木の保全に関する法律」第二条により保存樹林としての指定を行い、第四条の規定により標識を設置し、維持管理経費の一部助成を行います。

③樹林地の公有化

- ・樹林地の永続性を確保するため、生きものの生息地（ハビタット）の保全等に資する樹林地の公有地化を進めます。

→【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）

→【関連】・「東京都北区みどりの条例：第二章 みどりの保護」（昭和60年）

■役割分担

○区は…

- ・所有者の同意を得ながら、保護樹林・保護樹木・保護生垣の指定を呼びかけ、指定、および助成を行います。
- ・保護樹林・保護樹木・保護生垣の存在と、北区におけるそれらの価値を積極的にアピールし、保全に対する意識や愛着を醸成していきます。
- ・樹林地の買い取りを行います。
- ・神社や寺などの緑を、市街地に点在する貴重な緑地と考え、その保全・活用に努めます。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・保護樹林・保護樹木・保護生垣の指定に協力しましょう。
- ・建築工事等の際には、できるだけ樹木を保存しましょう。その場で保存することが困難な場合は、樹木の移植や、地域性に配慮した新たな植栽に努めましょう。
- ・特にまとまった樹林や大径木の多い、神社、寺などでは、進んでその保存に努めましょう。

[02] 崖地樹林地の保全

■施策の考え方

崖地樹林は、北区の個性を特徴づける緑であり、生きものにも質の高い生息地（ハビタット）を提供しています。これらを特別保全樹林の指定や公有地化によって、永続的に保全していきます。

■具体的には…

①特別保全樹林の指定

- ・保護樹林のうち、自然度が高く、区の緑の保全と良好な生活環境の確保に不可欠な樹林については、「特別保全樹林助成金交付要綱」にもとづき特別保全樹林に指定し、維持管理費の一部助成、樹木保険への加入などを行うことで、所有者の経済的な負担を軽減します。

②崖地樹林地の公有化

- ・生きものの生息地（ハビタット）の保全等に資する崖地樹林地については、持続性を確保するため、公有地化を進めます。

③崖地樹林地の安全対策

- ・斜面崩落の危険性がある崖地では、樹木の適正管理や法面の侵食防止対策、雨水処理のための排水溝の設置などの安全対策を行います。
- ・急斜面や崖地の崩落防止措置として、植栽の充実や擁壁・木柵などの構造物の設置・強化などに取り組みます。
- ・道路に面した擁壁の安全対策を促進します。

→【関連】・「東京都北区みどりの条例：第二章 みどりの保護」（昭和 60 年）

■役割分担

○区は…

- ・所有者の同意を得て、特別保全樹林の指定と助成を行います。
- ・崖地樹林地の存在と北区におけるその価値、特別保全樹林制度を積極的にアピールし、崖地樹林の存続・拡大を図ります。
- ・崖地樹林地の買い取りを行います。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・崖地樹林地の特徴や生態について学び、それが北区の大切な財産であることを理解しましょう。
- ・特別保全樹林の指定に協力しましょう。
- ・斜面での建築工事の際には、崖地樹林地の保護に努めましょう。

[03] 生物多様性の保全・再生

■施策の考え方

生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑化を促進します。また、緑に関わる全ての施策に生物多様性の視点を取り入れ、生物多様性の保全・再生における緑の重要性が正しく理解されるよう努めます。

■具体的には…

①生物多様性を保全する緑の保全・再生

- ・より詳細な植生・生物調査を基に「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」を策定し、緑に関わる全ての施策において、生物多様性の保全・再生に努めます。
- ・荒川沿岸では、ヨシ原などの生態系に配慮し、生きものが野生状態で観察できる整備を行います。
- ・新河岸川、隅田川沿岸では、河川沿岸での再開発に合わせ、生態系に配慮したレクリエーションができる水辺環境づくりを目指します。

②生物多様性に配慮した緑化の促進

- ・「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」にもとづき、生きものの生息地（ハビタット）の保全・緑化目標を策定します。
- ・公的な施設を中心に緑を増やし、緑と緑の距離を縮小させます。
- ・生きものに配慮した庭や屋上、壁面等の緑化を促進します。
- ・植栽に当たっては、在来種を活用します。
- ・建て替えなどの際には、表土を保全し、埋土種子の活用を図ります。

③生物多様性の理解を促進し参加を促す

- ・ガイドブック、パンフレットなどを作成し、生物多様性の理解を促進します。
- ・環境大学事業などにより、生物多様性と緑に関する学習会、イベント等を実施します。
- ・身近な緑や学校ビオトープなどを活用し、区民の皆さんが生物多様性の保全活動に参加できる機会を増やします。

→【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）

→【関連】・「北区都市計画マスタープラン2010：第三章 分野別まちづくりの方針」（改定中）

→【関連】・「北区環境基本計画：第三章 取組みの方向」（平成17年）

■役割分担

○区は…

- ・野生生物の実態を調査し、「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」を策定します。その中で、生物多様性を守るために行うべき具体的な活動・取組みなどを示すと共に、生物多様性保全の方向性を示す「方針図」や、保全の指標となる植物・動物を設定するなど、区民にも分かりやすい形で提示できるよう検討します。
- ・「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」策定の前提となる、より詳細な植生・生物調査、定期的・継続的な定点調査によるモニタリングなど、区内の生態環境に関する現況把握、および、それらに基づくデータの整理などを実施します。
- ・崖線林や河川敷草地など、生物多様性を保全するうえで価値の高い緑については、関係機関・所有者等との協議を進め、積極的に保全・再生を図ります。
- ・生きものの生息地（ハビタット）別の緑化目標に沿った緑化指針を策定します。また、植栽には在来種を活用するなど、生物多様性に配慮します。
- ・生物多様性の理解を深め、参加を促す行動計画を策定し、学びと参加の機会を増やします。
- ・これまでも実施している、区民の参加による植生・生物調査を継承・発展させるとともに、より身近な緑（学校内の緑や学校ビオトープなど）を活用したモニタリング調査など、区民の皆さんが生物多様性の調査・保全活動に、もっと体験的に参加できる機会を増やします。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・緑の多様性が生物多様性を育むことを理解し、生きものの生息地（ハビタット）としての緑の保全・再生に努めましょう。
- ・崖線や河川など、緑の回廊に隣接する家庭や事業所では、現状の緑の保全に努めると共に、生物多様性に配慮した緑化を進めましょう。
- ・庭や屋上、壁面等の緑化に当たっては、植栽には在来種を活用するなど、生物多様性に配慮しましょう。
- ・区民参加型の生物・植物調査などに参加・協力し、区内の自然環境や生きもの、生物多様性の大切さなどについての理解を深めましょう。
- ・特定外来生物種は元より、要注意生物種についても、野外への放出・逸出を避けましょう（例えばアメリカザリガニは、水生植物の生育に、致命的な影響を与えます）。

[04] 水環境の保全

■施策の考え方

崖線に沿って分布する湧水の涵養域である台地部で雨水の地下浸透を促進させることで、湧水の水量や水の循環の回復や、それに伴う水辺環境、水辺の生きものの回復を目指します。

また、北区の自然の骨格を形成している荒川、隅田川、新河岸川、石神井川を生きものの集まる環境等として活用していきます。

■具体的には…

①雨水流出抑制施設の設置

- ・湧水の涵養域での雨水の地下浸透性を高めるため、台地部においては、雨水浸透マスの設置や歩道・駐車場の浸透性舗装化を進めます。

②湧水の多角的な活用

- ・湧水を活用できる公園等の整備にあたっては、多様な生きものが集まる池や水路などの親水空間の創出に努めます。

③河川環境の保全と周辺の緑の充実

- ・自然が残された河川については、水辺の生きものの生息地（ハビタット）として、また、水に親しめるレクリエーション・防災空間として、有効に活用していきます。また、河川整備や沿川の再開発にあたっては河川の緑と一体となった緑化に努めます。

- 【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）
- 【関連】・「北区都市計画マスタープラン2010：第三章 分野別まちづくりの方針」（改定中）
- 【関連】・「北区環境基本計画：第三章 取組みの方向」（平成17年）
- 【関連】・「東京都北区みどりの条例：第一章 総則」（昭和60年）

■役割分担

○区は…

- ・公共施設では、雨水浸透マスや浸透性舗装などの雨水流出抑制施設を設置します。
- ・家庭や事業所での雨水流出抑制施設の設置を呼びかけます。また、一定規模以上の開発や建築に対しては、「居住環境整備指導要綱」や「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」にもとづき指導します。
- ・公園整備の際には、湧水を活用できるように整備します。
- ・多様な生きものが生息する水辺では、自然とのふれあいの場、憩いとやすらぎの場、スポーツ・レクリエーション・イベントの場、学びやコミュニケーションの場など、様々なニーズに対応した空間として整備をすすめます。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・雨水浸透マスの設置や、駐車場などの浸透性舗装化を心がけましょう。
- ・一定規模以上の建築物を建設する事業者は、雨水流出抑制施設を設置しましょう。

[05] 緑のリサイクル

■施策の考え方

区内の樹木を大切な資源として捉え、その保全・活用を推進するとともに、落ち葉や剪定枝を土壌に還元するなど、自然の循環を組み込んだ形での緑地の管理に努めます。

■具体的には…

①緑のリサイクル施設の運営、活用の促進

・中央公園にある「緑のリサイクル施設」では、公園から発生する剪定枝を粉砕してウッドチップ化するとともに、落ち葉から腐葉土をつくっています。できたウッドチップは歩道や花壇などに利用し、堆肥と腐葉土は植栽や花壇づくりに利用しています。また、各学校から出される残飯は、コンポストにより堆肥化しています。今後もこれら緑のリサイクル活動をより活発に行えるよう、活用の促進や周知の徹底を図ります。

②樹木リサイクルネットワークの充実

・区内の樹木の減少を防ぐため、樹木を譲りたい人と譲り受けたい人との間のコミュニケーションを助け、樹木のリサイクルを進めます。

- 【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）
- 【関連】・「北区都市計画マスタープラン2010：第三章 分野別まちづくりの方針」（改定中）
- 【関連】・「北区環境基本計画：第三章 取組みの方向」（平成17年）

■役割分担

○区は…

- ・緑のリサイクル施設を区民と協力しながら整備・充実します。
- ・公共施設から発生する剪定枝、落ち葉、残飯などを、積極的に緑のリサイクルに回します。
- ・公共施設では、緑のリサイクルによって生まれるウッドチップ、腐葉土、堆肥などを積極的に活用します。
- ・区報やパンフレットにより、緑のリサイクルや樹木リサイクルネットワークについての周知を図るとともに、積極的な利用を区民・事業者呼びかけます。
- ・樹木リサイクルネットワークについての情報交換、仲立ちを支援します。
- ・区が譲り受けた樹木は、公共施設で積極的に活用します。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・緑のリサイクル施設を積極的に活用しましょう。
- ・不要となった樹木については、樹木リサイクルに関する情報交換の場を積極的に活用しましょう
- ・樹木を植える際にも、樹木リサイクルを利用しましょう。

[06] 公園等オープンスペースの整備・充実

■施策の考え方

地域のふれあいの場となる公園や緑地、児童遊園等へ、区のどこからでも歩いて5分程度（半径250m）で行けるよう、公園等の配置を考慮した整備を目指します。公園・児童遊園用地の確保が困難な地域では、団地内の遊び場や集合住宅のオープンスペースなどの活用も同時に進めていきます。

■具体的には…

①公園の適正配置

- ・工場跡地や国公有地跡地などの大規模な土地利用転換の際には、区民がうるおいとやすらぎを感じ、憩い、散策を楽しみ、身近な緑とふれあうことができる公園を整備します。

②公園不足地域への対応

- ・公園などオープンスペースが不足する地域を中心に公園や広場空間を整備し、地域の防災性の向上や緑の保全・創出を進めます。
- ・公園不足地域では、児童遊園や遊び場の設置あるいは拡張を検討します。公園の用地確保が困難な住宅密集地や商業地域では、主要生活道路などの沿道の空き地を活用したポケットパークや公開空地の確保に努めます。
- ・集合住宅のオープンスペースなど私有地の積極的活用も進めます。
- ・公園等の不足地区から大規模な公園等に楽しみながらアプローチできる散歩道の整備を進めます。

→【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）

→【関連】・「北区都市計画マスタープラン2010：第三章 分野別まちづくりの方針」（改定中）

■役割分担

○区は…

- ・都市計画公園の整備や公園が不足している地域への公園、児童公園、遊び場、ポケットパークなどの新設・拡張に努めます。
- ・公園づくりに市民がスムーズに参画できるような機会を設定します。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・集合住宅を建築する事業者は、「居住環境整備指導要綱」等にもとづいて、公開空地を確保しましょう。
- ・小中学校の校庭開放を積極的に利用しましょう。

[07] 個性ある公園づくり

■施策の考え方

公園は、地域でのふれあいやスポーツの場であると同時に、災害時の避難場所や、野鳥や昆虫が集まる環境として多様な機能を有しています。そこで、区民・事業者・区が協力しながら、個性ある公園の整備を行います。

■具体的には…

①区民主体の身近な公園づくり

- ・地域の特性を生かしながら、区民の憩いや交流、スポーツなどの場として身近に親しめる公園づくりを進めます。
- ・区民との協働による公園づくりを進めるため、公園の計画策定段階からワークショップ等の手法を活用した区民参画を推進します。

②防災や生物多様性、景観に配慮した公園づくり

- ・広域避難場所や一時避難場所に指定され、災害時に避難場所として利用される公園の防災機能を高めます。
- ・公園の外周部に耐火性の高い樹木を植栽するとともに、接道部緑化や生垣化を行って、避難時の安全性と景観の向上に努めます。
- ・公園等では、生きものの生息地（ハビタット）の確保や在来に配慮した種緑化に努めます。

③誰もが利用できる公園づくり

- ・あらゆる世代の人やハンディキャップを持つ人が同時に楽しめるように、ユニバーサルデザインを取り入れながら、公園を整備します。

→【関連】・「北区都市計画マスタープラン2010：第三章 分野別まちづくりの方針」（改定中）

■役割分担

○区は…

- ・「公園づくりワークショップ」等を開催し、区民・事業者に参加を呼びかけます。
- ・公園整備にあたっては、地域や利用者のニーズの把握に努めます。
- ・公園の防災性・景観を高める緑化を進めます。また公園の新設にあたっては、地下に防火貯水槽を設置します。
- ・公園整備にあたっては生物多様性に配慮します。
- ・公園整備の際には、ユニバーサルデザインを取り入れます。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・「公園づくりワークショップ」や記念植樹、開園イベントなどを通じ、公園の整備に参加しましょう。

[08] 景観や防災性を高める緑づくり

■施策の考え方

道路、河川、線路、崖線など、北区の景観・防災骨格を成す「線的」な緑を確保・創出し、そのネットワークづくりに努めます。また、公共施設の緑化を推進するとともに、民有地の緑化を支援し、市街地全体の景観や防災性の向上を図ります。

■具体的には…

①道路沿いの緑化

- ・野鳥や昆虫の生活・移動環境となり、排気ガスを吸収・吸着する街路樹や植樹帯の緑は、景観・防災面からも重要です。安全性などを考慮しながら道路緑化を進めます。
- ・火災の延焼を防ぐ「延焼遮断帯」に指定されている主要幹線道路や幹線道路の街路樹・植樹帯は、耐火性のある樹種を中心に選定し、延焼防止効果を高めます。

②河川沿いの緑化

- ・石神井川などの沿岸では、散策・観察コースとしての管理通路の整備を進めるとともに、区を代表する憩いの空間としてより多くの人々に親しまれるよう、適正な緑の管理とさらなる緑化に努めます。

③JR線、都電荒川線沿いの緑化

- ・鉄道沿いでは、鉄道会社と協力しながら、法面やフェンス沿いの緑化を進めるとともに、協力が得られた周辺の民有地の緑化も積極的に推進します。

④崖線沿いの緑化

- ・擁壁化されている崖地では、壁面緑化を進めます。
- ・崖線に位置する建物では、「東京都北区都市建築物緑化促進事業助成金交付要綱」にもとづき、屋上、ベランダ、壁面などを利用して建物緑化を進め、崖線を緑で演出します。

⑤公共施設の緑化

- ・公共施設は、多くの人が集まり、区民の緑づくりの規範となるため、壁面や屋上緑化、生垣化などを率先して行います。
- ・区内にある国や東京都の施設に関しては、関連機関・団体と協議しつつ、緑化を進めていきます。
- ・剪定等の管理によって、景観が悪化しないように努めます。

◎民有地・公的住宅団地の緑化

- ・野鳥や昆虫を呼び戻し、省エネにも効果がある屋上・ベランダ・壁面の緑化を促進します。
- ・都営住宅、UR住宅などの公的住宅団地の建替にあわせ、質の高い緑の造成を図ります。
- ・美しい街並みをつくり、火災の延焼防止や塀の倒壊防止に効果のある生垣化を進めます。
- ・これらの緑化活動を支援する「都市建築物緑化促進助成制度」、「生垣造成助成制度」などをより積極的に広報し、さらに活用されるよう努めます。
- ・建築や開発にともない緑が減少することを防ぐため、300㎡以上の敷地を有する区民・事業者のみなさんは、「緑化計画書」を提出し、緑化に取り組みます。
- ・都市緑地法に定められた「緑地保全地域制度」「地区計画等の活用」「緑化地域制度」「緑化施設整備計画認定制度」等の適用による緑の保全・創造を検討します。

- 【関連】・「都市緑地法：第五条 緑地保全地域制度」（平成16年改正）
- 【関連】・「都市緑地法：第二十条 地区計画等の活用」（平成16年改正）
- 【関連】・「都市緑地法：第三四条 緑化地域制度」（平成16年改正）
- 【関連】・「都市緑地法：第六十条 緑化施設整備計画認定制度」（平成16年改正）
- 【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）
- 【関連】・「北区都市計画マスタープラン2010：第三章 分野別まちづくりの方針」（改定中）
- 【関連】・「東京都北区みどりの条例：第三章みどりの育成」（昭和60年）
- 【関連】・「北区環境基本計画：第三章 取組みの方向」（平成17年）
- 【関係】・「北区地球温暖化対策地域推進計画：重点施策」（平成20年）

■役割分担

○区は…

- ・区道では、街路樹や植樹帯を整備します。
- ・区民に親しまれる通りとするために、樹種選定の際には、地域のみなさんの意見を取り入れます。
- ・区道では、生態系保全、大気浄化、延焼防止などを考慮した樹種を用いた緑化を行います。
- ・河川の緑化計画の立案にあたっては、区民のみなさんの参加を呼びかけます。
- ・区有の擁壁では、壁面緑化を行うとともに、植栽ブロックの活用を検討します。
- ・学校、区民センター、庁舎などの区が保有する施設については、「北区みどりの条例」で定める緑化基準を上回るよう緑化します。
- ・区有施設では壁面や屋上の緑化、施設の外周部の生垣化などを行い、景観を損なわないように管理します。
- ・学校では、学校ビオトープの整備、実のなる木や在来種の植栽、樹名板の設置を行います。

- ・ 民有地での擁壁の緑化や建物緑化を呼びかけます。
- ・ 建築物緑化の各種助成を行います。
- ・ 新しく設置する生垣の造成費用（ブロック塀の撤去費用も含む）の一部を助成します。
- ・ 民有地での緑化を進めるため、みどりの協定の締結を促進します。
- ・ 区は、みどりの協定にもとづき、苗木等の供給またはあっせん、樹木の剪定の助言や指導などを行い、地域の緑化活動を支援します。
- ・ 区民や事業者から緑化計画書の申請を受け、指導を行います。
- ・ 鉄道会社に対して、法面やフェンス沿いなどの緑化の推進を要請するとともに、緑化された部分の維持管理を協力して行います。
- ・ 区民が利用する駅とその周辺の緑化を推進します。
- ・ 都電荒川線、浮間公園、浮間水再生センター、荒川河川敷など、国や東京都が管轄する施設内、およびその周辺の緑化については、国や東京都、管轄している機関・団体等に対し、緑化やその管理についての区の方針・提案等を伝え、協議します。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・ 区と協定を結び、街路樹や植栽の維持管理を行うとともに、花壇づくりに参加しましょう。
- ・ 道路に面した場所に生垣を設置するなど、接道部緑化をしましょう。
- ・ 沿線では、庭に花や緑を植え、生垣を設置するなど、緑化を進めましょう。
- ・ 駅とその周辺の緑化を進めましょう。
- ・ 擁壁は、壁面緑化や植栽ブロックを活用し、緑を増やしましょう。
- ・ 屋上・ベランダ・壁面の緑化を進めましょう。
- ・ 「都市建築物緑化助成制度」「生垣造成助成制度」など利用しましょう。
- ・ 1,000 m²以上の敷地を有する事業所等を所有する方は積極的に区とみどりの協定を締結しましょう。
- ・ 300 m²以上の敷地で建築、開発を行う場合は、「緑化計画書」を提出し、緑化に取り組みましょう。

[09] 緑に関するコミュニケーション活動の活発化

■施策の考え方

緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。また、楽しみながら緑への関心を高めるため、区民植木市や桜草まつりなどのイベントを開催します。

■具体的には…

①情報発信

- ・広報やインターネットなどの様々な方法で、区内の緑や自然情報、園芸等に関する情報を発信していきます。

②情報交換

- ・緑に関するイベントの開催や交流仲間の募集、みどりの協力員による緑に関する新聞の発行など、区民相互の情報交換の活発化を図り、参加と協力の場を広げます。

③イベントの開催

- ・区民植木市は、春と秋の二回、飛鳥山公園と赤羽公園で開催していきます。
- ・桜草まつりは、浮間公園内の桜草圃場で、区民有志の方々に構成する桜草保存会が、桜草の手入れをし、毎年4月の花の時期に一般公開します。
- ・自慢の庭などを披露して、ガーデニングを通じた交流を図るため、ガーデニングコンクールを開催します。

→【関連】・「北区環境基本計画：第三章 取組みの方向」（平成17年）

→【関連】・「北区都市計画マスタープラン2010：第三章 分野別まちづくりの方針」（改定中）

■役割分担

○区は…

- ・広報やインターネットに、緑に関する記事を掲載します。
- ・緑化に関する助成制度や緑の情報を紹介するパンフレットやチラシを作成します。
- ・エコベルデ（みどりと環境の情報館）や清水坂公園「自然ふれあい情報館」では、施設や展示をさらに充実させます。
- ・「緑のリサイクル」の成果品（堆肥・腐葉土等）を提供します。
- ・園芸講座等が受けられる緑化支援施設エコベルデでの活動促進、情報発信に努めます。
- ・北区種苗組合の協賛を得て、区民植木市を開催します。植木市では、苗木等の販売、緑の無料相談などを行います。

- ・PR や資材の提供により、桜草まつりの開催を支援します。
- ・ガーデニングコンクールを開催します。
- ・「地域の花」を自治会等の地縁団体を中心に定め、地域で活用していくなど、まちなかを季節の草花で飾る活動を推進していきます。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・区報や図書館、インターネットなどを利用して、緑に関する情報に目を向けましょう。
- ・自然ふれあい情報館やエコベルデ、赤羽自然観察公園などの、緑の情報の発信地に足を運びましょう。
- ・地域での公園整備や維持管理・運営についてのニュースやイベント情報などを発信しましょう。
- ・各種イベントの開催やコンクール等に積極的に参加、協力、応募しましょう。
- ・家庭の庭や屋上、バルコニーで、花と緑を増やしましょう。

[10] 自然や緑に関する学習機会の増加

■施策の考え方

区民が緑の価値や地球環境問題、生物多様性保全などを正しく理解し、自ら行動できるような、環境教育・環境学習を提供する場・機会の増加を図ります。

■具体的には…

①環境教育・環境学習の推進

- ・自然観察、自然体験を通して自然や緑の大切さを学べるように、体験活動を通じた学びを大切にする環境教育・環境学習を進めます。
- ・野生生物等の実態・動態を正確に把握するための動植物調査をもとに区内の野生生物に関する情報の体系的な保存に努め、今後の施策や自然観察・体験学習の基礎とします。
- ・学校教育においては、緑やそこに集まる生きものと直接触れあう体験型の授業を積極的に取り入れ、そのための校外学習やゲストティーチャーの招聘などの機会の増加を、下記③の環境大学事業との連携の中で図っていきます。

②環境リーダー養成の充実

- ・区民による自発的・自律的な環境保全活動・環境学習活動を促進するため、それらを支える人材である、地域における環境リーダーの養成の充実と、それらの人材の活躍の場の提供を図っていきます。

③環境大学事業の充実

- ・上記①、②を含め、自然環境に関する学習・ふれあい・啓発等の事業については、環境大学事業の中に取り込み、体系的に充実させていくことで、身近な環境保全や、自然に対する正しい知識、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会をより充実させます。
- ・環境大学事業において、自然ふれあい情報館やエコベルデなどの施設を活用して、体系的な環境学習システムの構築を図り、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成に重点的に取り組みます。

→【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）

→【関連】・「北区環境基本計画：第三章 取組みの方向」（平成17年）

→【関連】・「北区地球温暖化対策地域推進計画：重点施策」（平成20年）

■役割分担

○区は…

- ・自然ふれあい情報館や、赤羽自然観察公園、エコベルデ等、学習情報拠点での活動の充実、情報発信に努めます。
- ・区内の自然環境を使った、自然体験活動を増やし、実体験に基づく学びの機会を充実させます。
- ・校外学習に適した場所や施設、ゲストティーチャーとして協力可能な自然や生きものに詳しい人材などについて、リスト化や斡旋など行い、学校教育における緑の学習活動の充実を図ります。
- ・学校敷地内の緑を、区内に点在する貴重な緑地として考え、その保全・創造を推進します。また学校ビオトープ、校舎の壁面・屋上緑化、校庭の芝生化など、学校環境のより積極的な緑化についても、その可能性を探りながら順次実施していきます。
- ・園芸、ガーデニングなど身近に付き合える緑に関するものから、自然科学の専門的な内容まで、様々な講座を、内容・回数ともに充実させていきます。
- ・環境リーダーを養成する連続講座を開催します。
- ・これまでにも実施している、区民の参加による植生・生物調査を継承・発展させるとともに、より身近な緑（学校内の緑や学校ビオトープなど）を活用したモニタリング調査など、区民の皆さんが生物多様性の調査・保全活動に、もっと体験的に参加できる機会を増やします。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・各種の体験、学習の場に積極的に参加しましょう。
- ・特に子どもたちを公園や学習の場に連れていき、自然や緑の大切さを伝えましょう。
- ・区民参加型の生物・植物調査などに参加・協力し、区内の自然環境や生きもの、生物多様性の大切さなどについて理解を深めましょう。
- ・地域の環境活動の当事者・担い手として、積極的に学習活動に参加し、知識や経験に応じて、環境リーダーへのステップアップを図るなど、北区の緑を支える人材として大切な役割を果たしていきましょう。

[11] 参加と協力の拡大

■施策の考え方

区民・事業者・区が互いに協力することで、より一層充実した緑づくりが可能になります。みどりの協力員や緑化活動、公園管理に関わる区民組織の支援・育成など、地域での参加と協力による緑づくりを拡大させます。

■具体的には…

①区民組織への支援とコミュニケーションの促進

- ・ 緑に関する各種の活動を行っている様々な区民組織を横につなぐような、区と区民組織、あるいは区民組織相互のコミュニケーションを支援し、横断的な環境活動の展開と、「適材適所」の発想での緑づくりが行える環境を整備します。

②みどりの協力員・美化ボランティア等の制度・活動の充実

- ・ 「みどりの協力員」や「美化ボランティア」等による区の事業への参加と協力、地域の緑づくりのリーダーとしての活動を広げます。

③地域の緑づくりへの参加促進

- ・ 公園の植栽や街路樹の維持管理、花壇づくり、生きものの生息地の整備など、地域の緑づくりを広げるため、区民や学校・町会・自治会・商店会・企業・NPOなどの参加と協力を進めます。
- ・ 自治会、町会や区民が締結したみどりの協定を認定し、地域の緑化を促進します。
- ・ 緑をめぐる参加活動には、管理の手間や人手、安全性や経費の問題など、様々な難しい側面も存在します。区はそのような障壁をできるだけ少なくし、区民・事業者が気軽に参加しやすくなるよう、サポートしていきます。

→【関連】・「北区基本計画：第三章 安全で快適なうるおいのあるまちづくり」（改定中）

→【関連】・「北区環境基本計画：第三章 取組みの方向」（平成 17 年）

→【関連】・「東京都北区みどりの条例：第四章みどりの協力員」（昭和 60 年）

■役割分担

○区は…

- ・ 地域の緑づくりや区民組織に関する情報を積極的に提供し、区民組織のコミュニケーションを促進します（団体リスト、活動拠点、活動日等の情報の共有化など）
- ・ 「みどりの協力員」や「美化ボランティア」を区民から公募し、その運営をサポートします。
- ・ 緑の活動拠点となる施設を提供し、「みどりの協力員」や「美化ボランティア」による地域での活動を支援します。

- ・区民組織のワークショップや会合に利用してもらうため、エコベルデなどの活動場所を案内・提供します。
- ・ボランティア活動が一般区民へ見える・伝わるようにアピールすることなどで、活動の成果を実感する、参加することに「やり甲斐」や「誇り」を見出すような仕組みづくりを進めます。
- ・緑の活動における様々な問題点や課題（管理の手間、人手、安全性、経費等）について、区民・事業者の声に耳を傾け、認識や課題を共有し、その解決方法や、区としてサポート可能なことを共に考える仕組みを検討します。
- ・地域の緑づくりの場として、公園の花壇や道路の植樹帯などを積極的に開放します。また、美化ボランティア制度など、地域にあった方法による公園管理への区民参画を推進します。
- ・施設ごとに、目的、特性、将来像などにあつた「管理運営方針」を設定し、管理活動へのボランティアの参加にあたっては、参加者すべてが「管理運営方針」、および、それぞれの役割分担や責任の所在を共有・確認しあえるような仕組みづくりを進めます。
- ・区は、みどりの協定にもとづき、苗木等の供給またはあつせん、樹木の剪定の助言や指導などを行い、地域の緑化活動を支援します。
- ・道路緑化に関する協定の締結を呼びかけるとともに、区民のみなさんに開放できる花壇を拡大します。

○区民・事業者のみなさんは…

- ・「みどりの協力員」や「美化ボランティア」に応募して、区の事業や地域の緑づくりに積極的に参加しましょう。
- ・区民組織の結成や参加を通して、緑づくりのボランティア活動をはじめましょう。
- ・緑に関する知識・経験・資材・機材などをお持ちの方は、それらを開放・提供・教授することを通して、多くの区民がそれらを共有できるようにしましょう。
- ・自治会、町会などを基準とし、全員の合意によりみどりの協定書を作成して、区に提出し、地域で緑化を進めましょう。

第5章

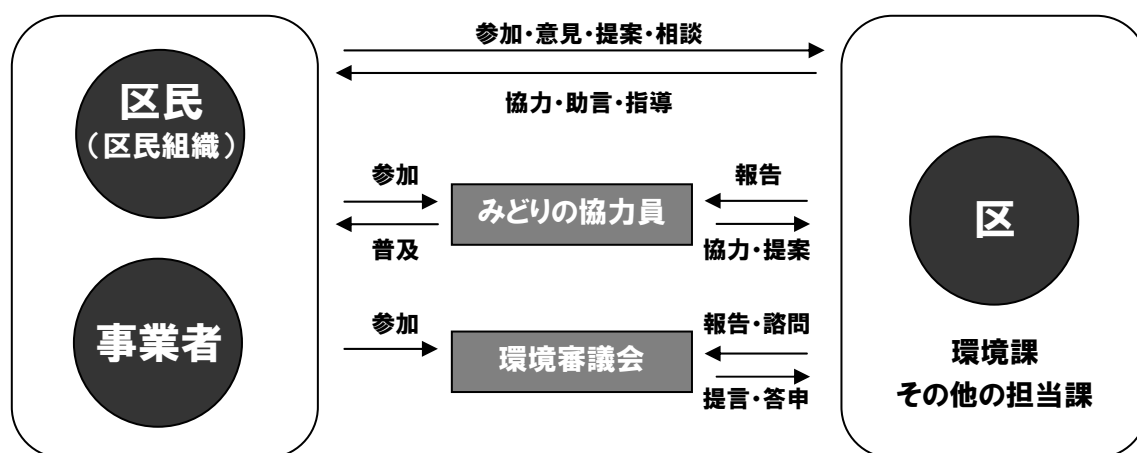
計画の推進にあたって

I. 計画の推進体制と役割分担

1. 区民・事業者・区の協力にもとづく計画の推進

本計画は、区民（区民組織を含む）・事業者・区の協力のもとに推進します。特に「北区みどりの条例」にもとづく「みどりの協力員」、および「北区環境基本条例」にもとづく「環境審議会」の2つの組織を中心に、区民参加の体制を確立します。

●計画の推進体制と相互の関わり



2. 各主体の役割分担

計画を推進していくため、区民・事業者・区には、それぞれ、自らの役割を認識し、本計画の目指す目標の実現に向けて行動していく責務があります。

①区民（区民組織を含む）・事業者の役割

区が行うイベントや活動へ参加したり、区の制度を活用して、花や緑を楽しみながら育てましょう。地域の緑づくりにも積極的に参加し、お互いの協力を深めましょう。さらに興味のある方は、「みどりの協力員」や、「環境審議会」の区民委員として参加することもできます。

●みどりの協力員

- ・「みどりの協力員」制度は、区民のうち、特に緑化活動に深い関心を持ち、みどりの保護と育成に関する区の事業に参加・協力してくださる20歳以上の方に、区長が委員を委嘱するものです。区の各種緑化事業のほか、みどりの保護知識の普及活動や、区が行うみどりの保護と育成に関する施策に参考となる意見を述べたり、提案することもできます。

●環境審議会

- ・「環境審議会」は、「北区 環境基本条例」にもとづき、区長の附属機関として、学識経験者、区民、事業者、民間団体、区議会議員、及び区職員により組織され、委員数は条例により18人以内とされています。審議会では、環境基本計画、緑の基本計画等環境計画の策定、推進及び改訂に関する事など、緑化行政を含む、環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行います。

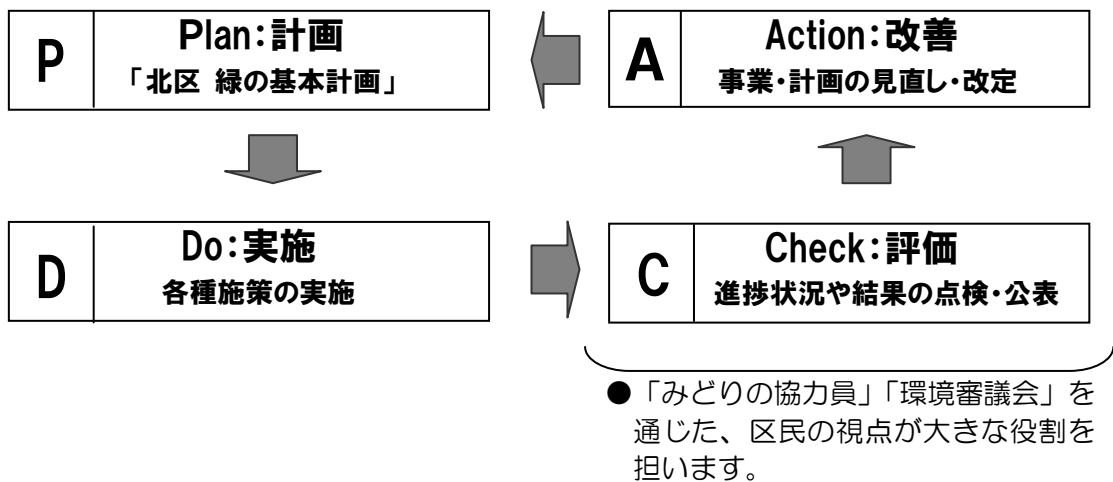
②区（環境課、その他の担当課）

「北区 緑の基本計画」にもとづき、実施計画を立て、緑づくりの様々な事業を実施します。進捗状況については、環境課が中心となって点検を行います。また、国や東京都等の関係機関との調整を行います。

Ⅱ. 進行管理

1. 区民・事業者・区の協力にもとづく計画の推進

計画にもとづく施策を確実に実施させることはもとより、事業のあり方や計画の内容について継続的な向上をはかることが必要です。本計画では、そうした計画を実施する上での評価や改善を重視し、以下のような進行管理を行うこととします。



2. 各種施策の実施

区は、緑の保全と創造に関する事業を実施するにあたって、事業計画を立案した上で、各担当課が責任を持って取り組みます。

3. 進捗状況や結果の点検・公表

- 年次報告書「北区の環境」の作成
 - ・ 環境課が中心となって、目標水準の達成状況や施策の実施状況を点検して、年次報告書「北区の環境」を作成し、これを区民に公表します。また、みどりの協力員、環境審議会に報告します。
- 年次報告書に対する要望や提案
 - ・ この年次報告書に対して、区民は要望や提案をすることができます。環境審議会は、区民から寄せられた要望や提案について審議を行います。
- 「緑の実態調査」の実施
 - ・ 区は、緑の実態と動向を把握するため、区民の協力を得ながら、おおむね5年ごとに実態調査を実施します。この結果は、目標水準の達成状況の把握や今後の緑化施策のあり方を検討する資料として活用します。

4. 事業・計画の見直し・改定

年次報告に対する区民の要望や提案は、次年度以降の事業のあり方や緑の基本計画の見直しに反映させます。計画の見直しについては、環境審議会が審議、提言を行います。

刊行物登録番号

21-1-096